

令和3年第3回定例会

東 吾 妻 町 議 会 会 議 録

令和3年9月 6日 開会

令和3年9月16日 閉会

東 吾 妻 町 議 会

令和3年東吾妻町議会第3回定例会会議録目次

第 1 号 （9月6日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	3
○議長挨拶	4
○町長挨拶	5
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	7
○報告第1号の上程、説明、質疑	7
○報告第2号の上程、説明、質疑	8
○認定第1号の上程、説明、監査委員報告、議案調査	9
○認定第2号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	37
○認定第3号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	41
○認定第4号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	43
○認定第5号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	46
○認定第6号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	48
○認定第7号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	51
○認定第8号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	54
○延会について	57
○延会の宣告	58

第 2 号 （9月7日）

○議事日程	59
○本日の会議に付した事件	59
○出席議員	59
○欠席議員	60
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	60
○職務のため出席した者	60
○開議の宣告	61
○議事日程の報告	61
○議案第6号の上程、説明、議案調査	61
○議案第7号の上程、説明、議案調査	62
○議案第8号の上程、説明、議案調査	64
○議案第9号の上程、説明、議案調査	65
○議案第10号の上程、説明、議案調査	66
○議案第11号の上程、説明、議案調査	67
○議案第1号の上程、説明、議案調査	68
○議案第2号の上程、説明、議案調査	77
○議案第3号の上程、説明、議案調査	79
○議案第4号の上程、説明、議案調査	80
○議案第5号の上程、説明、議案調査	81
○議案第12号の上程、説明、議案調査	82
○議案書の訂正	83
○議案第13号の上程、説明、議案調査	85
○陳情書の処理について	86
○散会の宣告	86

第 3 号 （9月15日）

○議事日程	87
○本日の会議に付した事件	88
○出席議員	88
○欠席議員	88

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	88
○職務のため出席した者	89
○開議の宣告	90
○議事日程の報告	90
○選挙第1号	90
○認定第1号の質疑、自由討議、討論、採決	91
○認定第2号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	109
○認定第3号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	111
○認定第4号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	112
○認定第5号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	113
○認定第6号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	114
○認定第7号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	115
○認定第8号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	117
○議案第6号の質疑、自由討議、討論、採決	118
○議案第7号の質疑、自由討議、討論、採決	119
○議案第8号の質疑、自由討議、討論、採決	119
○議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決	120
○議案第10号の質疑、自由討議、討論、採決	121
○議案第11号の質疑、自由討議、討論、採決	121
○議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決	122
○議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決	123
○議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決	124
○議案第4号の質疑、自由討議、討論、採決	125
○議案第5号の質疑、自由討議、討論、採決	125
○議案第12号の質疑、自由討議、討論、採決	126
○議案第13号の質疑、自由討議、討論、採決	129
○陳情書の委員会審査報告	130
○発委第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	131
○発委第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	132
○発委第3号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	134

○委員会報告について……………	135
○閉会中の継続審査（調査）事件について……………	137
○町政一般質問……………	138
根 津 光 儀 君……………	138
井 上 日出来 君……………	146
○延会について……………	156
○延会の宣告……………	156

第 4 号 （9月16日）

○議事日程……………	157
○本日の会議に付した事件……………	157
○出席議員……………	157
○欠席議員……………	157
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名……………	157
○職務のため出席した者……………	158
○開議の宣告……………	159
○議事日程の報告……………	159
○町政一般質問……………	159
小 林 光 一 君……………	159
青 柳 はるみ 君……………	173
高 橋 徳 樹 君……………	182
佐 藤 聡 一 君……………	193
高 橋 弘 君……………	201
○町長挨拶……………	213
○議長挨拶……………	214
○閉会の宣告……………	214
○署名議員……………	215

令和 3 年 9 月 6 日（月曜日）

（第 1 号）

令和３年東吾妻町議会第３回定例会

議 事 日 程（第１号）

令和３年９月６日（月）午前１０時開会

- 第 １ 会議録署名議員の指名
- 第 ２ 会期の決定
- 第 ３ 諸般の報告
- 第 ４ 報告第 １号 健全化判断比率の報告について
- 第 ５ 報告第 ２号 資金不足比率の報告について
- 第 ６ 認定第 １号 令和２年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 ７ 認定第 ２号 令和２年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 ８ 認定第 ３号 令和２年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 ９ 認定第 ４号 令和２年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第１０ 認定第 ５号 令和２年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第１１ 認定第 ６号 令和２年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第１２ 認定第 ７号 令和２年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第１３ 認定第 ８号 令和２年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
- 第１４ 議案第 ６号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 第１５ 議案第 ７号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について
- 第１６ 議案第 ８号 東吾妻町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第１７ 議案第 ９号 東吾妻町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例について
- 第１８ 議案第１０号 東吾妻町東地域定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

- 第 1 9 議案第 1 1 号 東吾妻町町営住宅基金条例について
- 第 2 0 議案第 1 号 令和 3 年度東吾妻町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 1 議案第 2 号 令和 3 年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 2 議案第 3 号 令和 3 年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 3 議案第 4 号 令和 3 年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 4 議案第 5 号 令和 3 年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 5 議案第 1 2 号 東吾妻町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第 2 6 議案第 1 3 号 物品購入契約の締結について
- 第 2 7 陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

日程第 1 3 まで

出席議員（14名）

1 番	須 崎 幸 一 君	2 番	渡 一 美 君
3 番	井 上 日出来 君	4 番	高 橋 弘 君
5 番	茂 木 健 司 君	6 番	高 橋 徳 樹 君
7 番	里 見 武 男 君	8 番	小 林 光 一 君
9 番	重 野 能 之 君	1 0 番	竹 渕 博 行 君
1 1 番	佐 藤 聡 一 君	1 2 番	根 津 光 儀 君
1 3 番	樹 下 啓 示 君	1 4 番	青 柳 はるみ 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	山 野 邦 明 君	代表監査委員	角 田 隆 紀 君
総 務 課 長	水 出 智 明 君	企 画 課 長	関 和 夫 君
ま ち づ く り 推 進 課 長	酒 井 文 彰 君	保健福祉課長	加 藤 俊 夫 君
町 民 課 長	水 出 悟 君	税 務 課 長	谷 直 樹 君

農 林 課 長 角 田 良 信 君

上下水道課長 高 橋 篤 君

学校教育課長 堀 込 恒 弘 君

建設課長

兼者 長理 課管 計計 会会

社会教育課長

福 原 治 彦 君

武 井 幸 二 君

丸 橋 昇 君

職務のため出席した者

議会事務局長 水 出 淳

議 会 事 務 局 任 田 中 康 夫

議 会 事 務 局 長
議 係

西 卷 雅 子

◎議長挨拶

○議長（須崎幸一君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症蔓延に伴い、1年延期となった2020東京オリンピックは既に閉会となり、パラリンピックにつきましても、昨日をもって閉会を迎えましたが、新型コロナは収束どころか、依然として全国各地で患者数を増やし続けております。

群馬県も8月20日から今月12日までの期間で緊急事態宣言が発令となり、現在のところ、対象地域は21都道府県に拡大をしております。当町につきましては、保健福祉課をはじめとする関係各位のご努力により、着実にワクチン接種が進んでおり、もうしばらくの我慢かと思われます。

議員各位におかれましては、今期定例会につきましても、当町に必要な新型コロナウイルス感染症対策について多くの政策提言を期待いたします。

さて、本日ここに令和3年第3回定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用の折、ご参集をいただき開会できますことに、心から感謝を申し上げます。

本定例会には、報告をはじめ、令和2年度の一般会計、特別会計並びに事業会計の決算認定、条例関係、令和3年度補正予算案、その他の重要案件が提案される予定となっております。どうか議員各位におかれましては、格別なるご精励をもってご審議をお願いしたいと思います。

会期中、町長をはじめ執行部各位におかれましても特段のご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

本日は傍聴の申出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしくお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますよう、併せてお願い申し上げます。

なお、今定例会におきましても、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、傍聴者の皆様にもマスクの着用や手指のアルコール消毒等をお願いしておりますが、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

◎町長挨拶

○議長（須崎幸一君） 開会に当たり町長のご挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

令和3年第3回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところご出席をいただき、ここに開催できますことに心より厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、9月12日まで緊急事態宣言が発出されております。そのような中での議会開催となりますが、感染症対策を図りながら進めてまいりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

町におきましては、ワクチン接種が順調に進んでおります。町民12歳以上の平均接種率は、8月末現在で85%ほどとなっております。今後も、接種率の向上に努めるとともに、経済対策を含め、より一層の感染症対策を継続していきたいと思っております。

さて、本定例会では、健全化判断比率の報告など報告関係2件、令和2年度一般会計歳入歳出決算認定など決算関係8件、国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例など条例関係6件、令和3年度一般会計補正予算など予算関係5件、その他関係2件を提案させていただく予定でございます。

慎重かつ熱心な審議をいただきまして、全てを原案どおりご議決を賜りますようお願いいたします。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（須崎幸一君） ただいまより令和3年第3回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時05分）

◎議事日程の報告

○議長（須崎幸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須崎幸一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、2番、渡一美議員、3番、井上日出来議員、14番、青柳はるみ議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（須崎幸一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月16日までの11日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認め、会期は11日間と決定し、日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

町政一般質問通告書の提出期限は明日9月7日正午までといたしますので、よろしくお願いいたします。

一般質問の通告書の内容が具体性に欠け要旨が明確に分からない場合、または町の事務の範囲外であったり適正を欠く内容の場合は、通告書の修正を求めたり受理しないことがありますので、あらかじめご承知おきください。

なお、執行部におかれましても、誠実、簡明な答弁に努めていただき、活発で能率的な議会運営にご協力くださいますようお願い申し上げます。

◎諸般の報告

○議長（須崎幸一君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項はお手元に配付のとおりであります。後ほどご覧をいただき、議会活動または議員活動に資していただければと思います。

なお、末尾には、群馬県町村議会議長会より、新型コロナウイルス感染症に関する意見書の提出についての依頼が届きましたので、意見書例と送付先を添付してあります。また、東吾妻商工会から提出された要望書、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業者支援の要望書が添付してありますことを申し添えます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（須崎幸一君） 日程第4、報告第1号 健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

報告及び説明をお願いします。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 報告第1号 健全化判断比率の報告について説明申し上げます。

令和2年度決算に基づく健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、別紙監査委員の審査意見書の写しを付して報告いたします。

今回ご報告する健全化判断比率につきましては、令和2年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標でございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、共に黒字でございます。

実質公債費比率につきましては、前年度と比較して0.3ポイント減少し、11.4%となりました。

将来負担比率につきましては、前年度と比較して13ポイント減少し、44.4%となりました。改善した主な要因といたしましては、地方債残高の減少や公営企業債への繰入見込額の減少、また財政調整基金が増加したことでございます。

いずれの指標につきましても、早期健全化基準及び財政再生基準に該当する水準ではございません。

今後も引き続き、財政の健全化に努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 報告及び説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了いたします。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（須崎幸一君） 日程第5、報告第2号 資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告及び説明をお願いします。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 報告第2号 資金不足比率の報告についてご説明いたします。

令和2年度決算に基づく資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙監査委員の審査意見書の写しを付してご報告申し上げます。

該当する公営企業会計につきましては、水道事業会計、簡易水道特別会計、下水道事業特別会計の3会計でございます。いずれの会計におきましても、資金不足は発生しておりませんので、資金不足比率は該当ございません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 報告及び説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了いたします。

◎認定第1号の上程、説明、監査委員報告、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第6、認定第1号 令和2年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 認定第1号 令和2年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定につきまして提案理由の説明を申し上げます。

一般会計におきましては、歳入総額103億4,007万5,696円、歳出総額100億7,851万9,714円で、歳入歳出差引額は2億6,155万5,982円となりました。このうち、繰越明許費繰越額が6,071万8,000円でございますので、実質収支額は2億83万7,982円となりました。

詳細につきましてはそれぞれの担当課長から説明させますので、ご審議の上、認定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（関 和夫君） お世話になります。

それでは初めに、配付資料の説明をさせていただきます。

まず初めに、令和2年度東吾妻町における施策の実績でございます。ちょっと厚めの資料になります。こちらは令和2年度の主な事業実績を各課別にまとめたものでございます。

もう一つの資料でございます。令和2年度東吾妻町一般会計款別決算書（対前年度比較）というタイトルの資料でございます。今回は、ペーパー資料のほかに、お手元のタブレット端末の中にPDFデータとしてお配りしております。タブレットのほうをご覧くださいながら説明をさせていただきます。

初めに、1ページ目でございます。こちらが一般会計の款別決算（対前年度比較）でございます。

画面に触っていただきまして、指でスクロールして次のページをご覧ください。文字が小さくて見づらい場合は、2本の指で広げていただきまして拡大してご覧いただきたいと思います。スマートフォンと同じ要領で操作していただければと思います。

2 ページ目は、同じく一般会計の款別執行率の一覧でございます。

3 ページは、普通会計に係る性質別決算の一覧、次の 4 ページは、会計別の決算額一覧となります。

5 ページは、地方債残高の推移、次の 6 ページにつきましては、普通会計に属する基金残高の推移でございます。

7 ページ以降につきましては、一般会計目別決算の前年度比較と増減分析でございます。それぞれ決算の参考にさせていただきたいと思います。

それでは、一般会計歳入歳出決算書について、事項別明細書により説明をさせていただきます。

初めに、歳入から、税務課長より説明させていただきます。

○議長（須崎幸一君） 税務課長。

○税務課長（谷 直樹君） お世話になります。

それでは、決算書により説明をさせていただきます。

15 ページをご覧くださいと思います。

1 款町税です。

町税の予算総額は19億1,256万2,000円、調定額が19億7,461万8,888円です。対予算比は103.24%です。収入済額は19億1,912万6,122円です。対予算比100.34%です。前年度収入額と比較しますと約1,225万円の増加です。不納欠損額は393万8,801円です。前年度比で約143万4,000円の減少です。収入未済額は5,155万3,965円です。前年度より777万5,323円の減少です。

続きまして税目別です。

1 項町民税、収入済額は 6 億7,668万6,702円です。1 目個人住民税の収入済額は 5 億3,790万6,302円です。1 節の現年度課税分と 2 節の滞納繰越分の合計となります。前年度比で約988万2,000円の減少です。収納率は95.67%です。2 目法人町民税は収入済額 1 億3,878万400円です。前年度比で約3,147万円の減少になります。収納率は99.92%です。法人税割の税率改正により大幅な減収となりました。

次に、2 項固定資産税です。収入済額10億9,208万6,115円です。1 目固定資産税は収入済額10億6,487万2,215円です。1 節の現年課税分、2 節の滞納繰越分の合計となります。前年度比で約5,857万2,000円の増加、収納率は97.4%です。2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金は収入済額2,721万3,900円です。これは、関東森林管理局、群馬県、杉並

区の3団体からの交付金です。前年度比で約14万7,000円の減少です。

次に、3項軽自動車税です。収入済額は6,427万1,707円です。1目環境性能割の収入済額は349万700円です。2目種別割の収入済額は6,078万1,007円で、1節の現年課税分、2節の滞納繰越分の合計です。前年度比で約269万9,000円の増加、収納率は96.09%です。

次に、4項町たばこ税です。収入済額は8,409万7,098円です。前年度比で563万5,000円の減少です。

17ページをご覧ください。

5項入湯税です。収入済額は198万4,500円です。前年度比で約188万4,000円の減少です。

以上が1款町税の歳入決算です。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（関 和夫君） 続きまして、2款地方譲与税でございます。

1項地方揮発油譲与税につきましては、収入済額が3,063万3,000円、2項自動車重量譲与税8,912万5,000円、3項森林環境譲与税2,297万2,000円となります。

次に、3款利子割交付金が128万4,000円、4款配当割交付金が550万1,000円、5款株式等譲渡所得割交付金が666万3,000円となります。

次のページに移りまして、6款法人事業税交付金につきましては、令和2年度から新たに交付されまして、1,192万3,000円となりました。

7款地方消費税交付金につきましては、備考欄ご覧いただきまして、地方消費税交付金が1億4,727万1,000円、社会保障財源交付金が1億6,654万3,000円となります。

次に、8款ゴルフ場利用税交付金が1,240万1,550円、9款環境性能割交付金が1,154万円、10款地方特例交付金が1,175万1,000円でございます。

11款地方交付税につきましては、次のページの備考欄をお願いします。普通地方交付税が30億370万6,000円、特別地方交付税が1億9,535万9,000円、震災復興特別交付税が3万7,000円となりました。交付税全体では3.2%増加しております。

続きまして、12款交通安全対策特別交付金が260万3,000円、13款分担金及び負担金が合計で996万2,051円となりまして、前年度と比べ85.6%減少しております。こちらは、公団営畜産基地負担金が令和元年度で終了したことによりまして大幅に減少しております。

次に、14款使用料及び手数料が合計で5,902万8,178円で、前年度と比べ11.9%の減となっております。

続きまして、2枚めくっていただきまして、25、26ページをお願いします。

15款国庫支出金につきましては、収入済額の合計が22億7,798万1,698円となります。前年度と比べ189.1%、金額にして14億9,000万円ほど増額となりました。この要因としては、次の28ページの上段をご覧くださいと思います。総務費国庫補助金の中の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらが3億7,464万5,000円、また、特別定額給付金給付事業費補助金が13億4,540万円など、新たに増加したことが要因となります。

次のページをお願いします。

16款県支出金につきましては、収入済額の合計が3億9,095万9,799円で、前年度と比較して10.1%の減となりました。

続きまして、2枚まためくっていただきまして、33、34ページをお願いします。

17款財産収入でございます。収入済額の合計が4,328万6,126円となります。こちらは、土地建物の貸付収入や利子運用益、また、土地や立木などの売払い収入となります。

次のページをお願いします。

下の段になりますが、18款寄附金につきましては、収入済額の合計が1,498万3,606円です。備考欄のほうで、新型コロナウイルス感染症対策支援等寄附金が653万2,000円、このほかに、次のページに移りまして、ふるさと応援寄附金などがございます。

続きまして、19款繰入金につきましては、収入済額の合計が2億8,863万689円となります。こちらは、各種基金からの繰入れのほかに、介護保険特別会計からの繰入金となります。

また次のページをお願いします。

20款繰越金につきましては4億6,274万533円となりました。

続きまして、21款諸収入につきましては、収入済額の合計が2億7,586万4,344円で、前年度と比較して44.5%、金額にして2億2,100万円ほどの減額となっております。主な要因といたしましては、次のページをご覧くださいと思います。6目のダム関連事業雑入が大幅に減少したことが要因となります。

次に、また2枚めくっていただきまして、45、46ページをお願いします。

22款町債でございます。収入済額の合計が8億7,820万円、前年度と比較して20.2%、金額にして2億2,400万円の減となりました。

また次のページをご覧ください。

歳入合計といたしまして、調定額104億468万8,586円、収入済額103億4,007万5,696円、不納欠損額393万8,801円、収入未済額6,067万4,089円となりました。

以上が歳入の説明でございます。歳出につきましては各担当課長より説明させていただきます。

ます。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（水出智明君） お世話になります。

そうすれば、決算書の歳出、49ページ、50ページをお願いいたします。

1 款議会費でございますが、人件費及び経常的な経費でございます。主なものといたしましては、議会だよりの印刷費を含む印刷製本費107万7,460円、委託料では、会議録調製印刷製本委託料、それから会議録音反訳委託料で合わせて342万1,470円の支出済額となっております。

次ページへいっていただきまして、2 款総務費、1 項 1 目一般管理費でございます。備考欄をご覧ください。職員人件費といたしまして、特別職の2名分、それから、総務課、企画課、まちづくり推進課、会計課、町民課の環境部門、この職員の38名分の人件費となっております。総額で3億8,193万2,824円でございます。

次の中段にいきまして、一般管理事務費は、主なものといたしまして、臨時職員の社会保険料198万8,099円、郵便料といたしまして871万1,552円、12節の委託料は、電話交換業務委託料など総額で573万5,444円などございました。

次ページへいっていただきまして、人事管理費でございます。職員健康診断の委託料をここで支払っております。

次の特別定額給付金給付事業、これはコロナによりまして1人10万円を給付した事業でございますが、給付額は13億4,540万円でございます。

続きまして、2 目行政振興費、これは主に行政区に関わるものの支出項目となります。前年度までは区長、班長さんに報酬として支払っていたものが、今回は行政事務連絡業務委託料に変わりまして、その額が1,314万4,468円の支出でございました。ほかに、住民センターに関わる補助として総額で3,921万4,240円ございました。

続きまして、次ページにいていただきまして、最下欄になります。

5 目財産管理費の庁舎管理事業でございます。主なものは、電気料886万8,628円、庁舎修繕に319万2,200円、次ページの58ページにいていただきまして、12節の保守料では、エレベーター保守に162万3,600円、庁舎建築物環境衛生管理業務に335万5,000円などございます。

13節の使用料及び賃借料では、庁舎の土地賃借料に158万6,692円、工事請負費では、60ページにいていただきまして、庁舎1階の地下ピット塗膜防水工事、これに302万5,000

円かかっております。

次に、17節の備品購入費では、主にコロナ対策用品をそろえたところでございます。

次に、庁用車管理事業でございます。庁用車14台に係る費用となります。修繕料の125万5,596円は車検代が主なものでございます。

次に、町有バス運行事業では、コロナによりまして運行の機会が減りましたので、運転業務委託料は大幅に減ったところですが、コロナ対策を施しましたマイクロバスを912万4,590円で購入したところでございます。

次に、その他財産管理事業ですが、大きなものとしましては、旧庁舎の解体に係る費用、次ページの62ページになりますが、その中段よりも少し下、14節のところにあります旧庁舎解体工事9,900万円、その少し下にあります旧吾妻広域消防本部庁舎等改修工事1,845万8,000円、これらが主なものとなります。

次に、その下の地域振興センター事業でございます。旧岩島中学校のところでございますが、電気代や保守点検などの建物の維持管理費が主なものでございます。

次ページにいていただきまして、公平委員会費です。県において共同処理をしているというところで、その負担金4万9,800円となります。

その下の固定資産評価審査委員会費につきましては、支出がございませんでした。

次に、2枚めくっていただきまして、68ページ、その最下欄になります。支所管理事業です。次ページの70ページになりますが、主なものとしまして、電気代、それから保守点検などの建物の管理に関わるもの、それから、地域開発事業特別会計繰出金の820万円となります。

次に、下のほう行きまして、改善センター管理事業でございます。ここにつきましても、支所と同じく建物の維持管理に係る費用がほとんどでございます。

次ページにいていただきまして、72ページ、簡易郵便局費でございます。植栗、厚田、本宿の3つの郵便局に係る費用となります。主なものとしましては、会計年度任用職員の人件費がほとんどでございます。

次に、交通対策費でございます。主なものは、7節の報償費102万4,000円、これは免許を返納された方への商品券とバスカード代となります。それから、交通指導員に係るものにつきましては、12節の交通指導員委託料と17節の交通指導員制服等購入代となります。

次に、2枚めくっていただきまして、76ページ、中段よりちょっと下ぐらいですが、広報広聴活動費になります。広報発行費351万7,976円が主なものでございます。

次に、3枚めくっていただきまして、82ページ中段の諸費になります。ここでは、顧問弁護士との委託料と一般事務組合や各種協会などの負担金が主なものでございます。

次の防犯事業でございますが、防犯灯と防犯カメラ、これのリース料、それから、それに伴う電気料が主なものとなっております。

次ページへいっていただきまして、17節の特殊詐欺対策電話装置購入費につきましては、44万円、40台分購入をさせていただきました。

次にその下、自衛隊事業でございますが、コロナによりまして事業展開ができなかったことによって、募集チラシの費用、そのみということになりました。

次に、4枚ほどめくっていただきまして、92ページになります。

中段の選挙管理委員会費でございます。委員会に係る費用と、開票所のコロナ対策ということで投票用紙読み取り分類器、これを572万円で購入したところでございます。

その下、選挙啓発費、これは、ポスターコンクールに係る経費10万2,790円となります。

次に、1枚めくっていただきまして、94ページ最下欄、一番下になりますが、監査委員費でございます。2名の委員報酬が主なものでございます。

次に、少し飛びまして、118ページになります。

中段の災害救助費になります。負担金と積立金で3万8,151円の支出でございました。

続きまして、また飛びまして、168ページになります。

下段の消防費でございます。ここでは、消防団の運営費、広域消防費の負担金、それから消防施設の整備費、これらに伴う経費がほとんどでございます。主なものといたしましては、消防団員301名分の報酬1,084万5,000円、次ページにいっていただきまして、中段の14節工事請負費では防火水槽の設置工事、3地区で1,651万1,000円、それから、18節の吾妻広域消防費負担金2億5,688万4,805円となります。

次ページにいっていただきまして、水防費でございます。消耗品6,882円の支出でございました。

次の防災費では、大きく占めるのは防災行政無線のデジタル化更新工事に2億3,266万1,000円、そのほか、例年にないものとしまして避難所のコロナ対策用品ということで、消耗品においてはパーティション100個、それから、備品では防災倉庫や空気清浄機などを購入したところでございます。

総務課の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（関 和夫君） それでは、企画課関係を説明させていただきます。

ちょっと決算書戻っていただきまして、55、56ページをお願いします。

2款1項3目財政管理費でございます。支出済額の合計が122万9,303円です。こちらは財務会計システム等の使用料が主なものでございます。

続きまして、4枚めくっていただきまして、63、64ページをお願いします。

中段下、8目の財政調整基金費でございます。財政調整基金積立金が4億5,241万9,982円、減債基金積立金が1,203万8,755円、それぞれ積立てをしております。

続きまして、9目の企画費でございます。支出済額の合計が7,014万2,205円となりました。企画調整事業につきましては1,850万309円です。主な内容といたしましては、一部事務組合負担金1,560万2,000円、こちらは吾妻広域組合への一般経費負担金でございます。また、群馬電子入札共同システム負担金などが主なものでございます。

次のページをお願いします。

光ケーブル等管理事業につきましては3,116万1,622円、こちらは、光ケーブルの保守点検委託料や電柱使用料、また、上信自動車道に伴う移設工事が主なものでございます。

続きまして、定住促進事業につきましては123万4,272円です。移住相談業務委託料や公告料などが主でございます。

次に、まち・ひと・しごと創生第2期総合戦略策定支援業務委託料（繰越事業）、こちらにつきましては220万円となりました。

ふるさと応援寄附金事業につきましては1,190万8,274円となりました。

次のページをお願いします。

人口減少対策事業が3万3,496円、「食」による町おこし事業は510万4,232円となりました。こちらは、マイロックタウン東吾妻事業の業務委託料が主なものでございます。

次に、10目運輸対策費でございます。支出済額の合計が7,792万2,646円です。初めに、路線バス運行対策事業が7,669万8,980円で、乗合バス運行費補助金のほかに、車両購入補助金などが主でございます。

次に、鉄道対策事業につきましては122万3,666円となりました。

続きまして、3枚めくっていただきまして、73、74ページをお願いします。

14目の電算業務費でございます。支出済額の合計が8,027万2,148円となりました。こちらは、電算システムの保守委託料や回線使用料、サーバー等のリース料が主なものでございます。

次のページをお願いします。

15目開発費でございます。支出済額の合計が237万1,885円です。国土利用計画法施行事務費が3万2,849円、開発指導事務が233万9,036円でございます。

続きまして、2枚めくっていただきまして、79、80ページをお願いします。

18目交流事業推進費でございます。支出済額の合計が6,815円となりました。都市交流促進事業及び中学生海外派遣事業につきましては、新型コロナの感染拡大に伴い事業が中止となりました。

次のページ、19目山村振興対策費につきましては6万9,100円でございます。

少し飛びまして、5枚めくっていただきまして、91、92ページをお願いします。

2款5項統計調査費、1目の統計調査総務費でございます。支出済額の合計が8万8,098円となります。

次のページ、2目の統計調査費は、支出済額の合計が645万3,546円となりました。こちらは各種統計調査に係る経費となります。

続きまして、大分飛びます。233、234ページをお願いします。

12款公債費でございます。支出済額の合計が11億4,959万3,528円となります。元金が10億8,310万3,116円、利子が6,649万412円となりました。

次に、13款の諸支出金につきましては、水道事業会計補助金として2,000万円となります。

続きまして、14款の予備費につきましては71万4,000円を充用させていただいております。こちらは、総務課の一般管理費、職員人件費において退職手当組合負担金の支払いに不足が生じたため、予備費充用したものでございます。

次の235ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額103億4,007万5,696円、歳出総額100億7,851万9,714円、歳入歳出差引額2億6,155万5,982円となりました。このうち、翌年度に繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額が6,071万8,000円ございますので、実質収支額が2億83万7,982円となります。

236ページから240ページまでは財産に関する調書でございます。

以上、企画課関係の説明とさせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 会計課長。

○会計課長（武井幸二君） お世話になります。

また戻っていただきまして、55、56ページをご覧ください。

2 款 1 項 4 目会計管理費で、支出済額は625万4,155円でございます。備考欄をご覧ください。会計管理事業では、口座振替手数料やコンビニ収納システム使用料が主な支出でございます。

次の事業の事務用品管理事業は、事務用消耗品や文書ファイリング用品の購入が主なものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（酒井文彰君） お世話になります。

まちづくり推進課関係の決算状況について説明をさせていただきます。

75ページ、76ページをお願いいたします。ページ下、3分の1ほどからになります。

2 款 1 項17目地域活性化対策費からになります。支出済額欄、4 事業総計で1 億9,872万996円となっております。地域活性化事業では、地域おこし協力隊員人件費のほか、各種補助金交付事業の実績が主な支出の内容でございます。

次のページをお願いいたします。

18節補助金の支出が主なもので、若い世代の定住につなげるための住宅取得奨励補助金等の事業を推進いたしました。

続いて、地域おこし協力隊事業では、協力隊員が使用する住宅借り上げ料及び車両のリース料等が主なもので、隊員の活動を支えるための予算執行となっております。

次に、萩生地区活性化事業におきましては、萩生地区ビジタートイレの消耗品補充や光熱水費等の維持経費が主なものとなります。

続いて、吾妻溪谷活性化対策事業につきまして、次のページにまたがり記載がございますが、昨年7月から運行を開始した自転車型トロッコ「アガッタン」の運行に係る経費と、運行開始に際する準備としてシャトルバル転回広場整備、及び道陸神トンネル内部の補強工事を行い、安全対策の万全を図りました。

続いて、10枚ほどページが飛びますが、97、98ページをお願いいたします。

ページ下3分の1ほどから、2 款 8 項 2 目道の駅管理事業2,757万7,851円の支出です。道の駅あがつま峡、天狗の湯、ふれあい公園の運営管理に関する支出になります。

ページの下3行になりますが、POSシステム更新委託料のほか、指定管理料の支出が主なものとなります。

次のページをお願いいたします。

設備維持として、天狗の湯排煙オペレーター交換工事を行ったこと、また、緊急事態宣言発出に伴う休業補償を支出しております。

続いて、3目桔梗館管理費ですが、1,547万5,578円の支出です。指定管理料のほか、控室の配電盤交換工事等を行い、施設の維持に努めております。

次に、また15ページほどページが飛びますが、129、130ページをお願いいたします。

ページ下のほうになりますが、5款1項1目労働費113万8,200円の支出です。内容としては、次の132ページに記載が移りますが、勤労者住宅建設資金利子補給制度の推進により、住宅建設の促進と福祉向上、人口の定着を図りました。

続いて、また7ページほどページが飛びますが、147、148ページをお願いいたします。

ページ中ほどから、7款1項1目商工費、総支出額4億1,006万4,317円の支出です。商工総務費3,075万8,645円は、商工観光係4名に係る人件費が主なものでございます。

次に、2目商工振興費は、支出済額3億830万5,072円の支出です。商工業対策事業では、一番下の行になりますが、新型コロナ対策に係る商工支援事業を含めた補助金を商工会へ交付しております。

次のページをお願いいたします。

臨時交付金を活用した支援事業として、中小企業事業継続支援補助金、小規模事業者持続化補助金、くらし応援商品券支給事業などの支援策を実行いたしました。

続きまして、3目観光費、支出済額7,012万600円となっております。観光管理費では、次の152ページまで記載がまたがりませんが、経常的な経費支出のほか、観光協会に対する補助金の交付、そのほか、宿泊事業者への支援、補助金を交付いたしました。なお、観光協会補助金は、臨時交付金を活用したG o T o東吾妻キャンペーン実施費用2,000万円を含んだものとなっております。

続いて、観光宣伝事業では、パンフレットの製作やホームページ作成、新聞掲載広告料など、観光PRのための事業を推進いたしました。

次に、温川キャンプ場管理事業、あづま森林公園キャンプ場関係ですが、次のページまでまたがって記載がございますが、2つのキャンプ場ともに、運営に携わる管理人の人件費、光熱水費、保守点検費用などの支出が主なものとなります。新型コロナの影響により、営業日数等が制限される中での営業となりました。

続いて、公園等管理事業、その次の都市公園管理事業でございますが、各公園施設の光熱水費、保守点検、清掃管理委託料などが主な支出内容となっております。

次の156ページに移りますが、溪谷自然公園事業は、吾妻溪谷内に設置のトイレに係る光熱水費、保守点検等の費用となります。また、繰越事業として、溪谷内のハイキングコース修繕を行っております。

次の、日本ロマンチック街道事業は、土地借り上げ料金及び協会負担金でございます。

続いて、忍びの町ひがしあがつま推進事業では、事業PRのためのパンフレット等製作費及び岩櫃城忍びの乱実行委員会への補助金交付等が主なものでございます。

最後、4目消費者行政推進費88万円は、バイテック文化ホール内に設置されております消費生活センターの運営に係る町村負担金でございます。

まちづくり推進課所管事業の決算状況については以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明の途中ではありますが、ここで休憩を取りたいと思います。
再開を11時10分といたします。

（午前11時00分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午前11時10分）

○議長（須崎幸一君） 税務課長。

○税務課長（谷 直樹君） 税務課の歳出を説明させていただきます。

83、84ページをご覧くださいと思います。

2款2項徴税費は支出済額1億2,621万4,259円です。1目税務総務費は、支出済額7,482万5,889円で、一般職員11名分の人件費となります。

2目の賦課徴収費は支出済額5,138万8,370円です。備考欄をご覧くださいと思います。最初に賦課徴収費です。1,630万4,781円は賦課徴収全般に係る経費です。主な支出は、税務情報システム基本ソフトシステム利用料、地方税申告受付支援サービス業務利用料などのシステム利用料や、86ページのほうに移りますが、地方税共同機構負担金、還付金及び還

付加算金等の経費でございます。

続きまして、住民税、軽自動車税でございます。

ここで1点、訂正をお願いいたします。会計年度任用職員報酬1名分とありますが、2名分に訂正をお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

説明に戻ります。支出済額48万9,737円は、町民税及び軽自動車税の賦課徴収に要する経費です。主な支出は、会計年度任用職員報酬や原付バイク等の水仙ちゃんナンバーの作成料、税務関係図書代、郵送料などです。

続きまして、資産税です。支出済額1,336万850円は、固定資産税賦課徴収に要する経費です。主な支出は、固定資産税課税客体調査及びシステム更新業務委託料や評価替処理ソフトなどの使用料となります。

続きまして、収税です。88ページをご覧いただきたいと思います。支出済額50万2,002円は、滞納整理、収納事務に要する通常経費です。主な支出は、滞納整理時の旅費や図書代、差し押さえた物件を公売するための不動産鑑定委託料となります。最後に、繰越分の固定資産税課税客体調査及びシステム更新業務委託料2,073万1,000円は、令和元年度に航空写真撮影のタイミング等の理由により繰越しをさせていただいたものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町民課長。

○町民課長（水出 悟君） お世話になります。

では、88ページお願いします。

88ページから92ページにかけてなんですけれども、2款3項1目戸籍住民基本台帳費になります。一般職員6名と会計年度任用職員2名の人件費のほか、戸籍簿や住民基本台帳を維持管理するためのシステムの利用料、戸籍附票システムなどの導入に伴うシステム改修料、証明書コンビニ交付サービス費用、旅券発行事務費用など、合計7,338万3,333円でした。

106ページをお願いいたします。

3款1項3目国民年金費になります。年金資格取得・喪失の事務手数料に必要な通信運搬費など、合計で18万7,840円でした。

108ページをお願いします。

3款1項6目国民健康保険費は、一般職員3人の人件費と、国民健康保険特別会計の事業勘定への繰出金などで1億2,684万5,968円でした。

下のほうにいきまして、8目になります。後期高齢者医療費になります。群馬県後期高齢

者医療広域連合への療養給付費負担金と後期高齢者医療特別会計への繰出金、合計で2億7,635万7,146円でした。

飛びまして、120ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費の繰出金になります。中段のあたりなんですけれども、国民健康保険特別会計施設勘定への繰出金は1,000万円でした。

また飛びまして、126ページをお願いします。

4款1項6目環境衛生費は、畜産関係の排水処理状況を把握するための河川等水質検査委託料のほか、吾妻広域火葬場負担金、太陽光発電システム設置費補助金など、合計で1,866万5,679円でした。

7目です。公害対策費は、群馬県内14か所に設置してあります大気観測装置の一つが東吾妻中学校にありまして、この機器の電気料を負担しているほか、産業廃棄物に係る水質汚濁状況を調査するための水質検査料、それから放射線測定器の校正委託料など、合計で37万5,052円でした。

128ページをお願いします。

下のほうになります。4款1項9目霊園管理費は、町内2か所にある共同霊園と集会所の維持管理費用で102万4,165円でした。

130ページをお願いいたします。

4款2項1目清掃総務費になります。環境美化運動のごみ収集委託料のほか、吾妻東部衛生施設組合負担金、吾妻環境施設組合負担金、生ごみ処理機等購入費補助金など、合計で2億2,390万20円でした。

町民課関係につきましては以上になります。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） お世話になります。

それでは、101、102ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。社会福祉事業は、9名分の人件費のほか、社会福祉協議会への補助金が主なものでございます。

2目の障害福祉費でございます。障害児者総合支援事業は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに要した経費でございます。

103、104ページをお願いいたします。

扶助費の障害福祉サービスに係る給付費につきましては、障害福祉サービス介護給付費、

障害福祉サービス訓練等給付費、障害者自立支援（療養介護）医療給付費の3つを足し合わせた合計額が対前年度比5.1%増となりました。

続きまして、障害福祉事業でございます。この事業は、障害児者総合支援事業に基づかない事業に対する経費でございます。105、106ページをお願いいたします。主なものは、腎臓機能障害者通院交通費補助金、特定疾患等患者見舞金でございます。

4目の老人福祉費でございます。老人福祉事業、ひとり暮らし高齢者配付用非常食購入費は、民生委員の調査で実態がひとり暮らし高齢者世帯で70歳以上の方へ配付したものでございます。シルバー人材センター運営委託料、紙おむつ等給付事業委託料は、社会福祉協議会へ委託いたしました。

介護保険特別会計繰出金につきましては、特別会計の中で改めてご説明させていただきます。

次に、地域包括支援センター事業でございます。これは、保健センター内にある地域包括支援センターの職員人件費3名分と、107、108ページをお願いいたします。予防給付ケアマネジメント委託料でございます。

5目の福祉医療費でございます。福祉医療事業の福祉医療は対前年度比19.4%減となりました。

7目の社会福祉施設管理費でございます。主なものは、指定管理となっておりますいわびつ荘とすこやかセンター福寿草の施設修繕費でございます。

109、110ページをお願いいたします。

2項1目の児童措置費でございます。子育て支援費、みらい子育て臨時支援事業は、プリペイドカード1万円分を手作りのマスクケースに入れて1,150人分に支給したものでございます。子育て世帯への臨時特別給付金事業は、子育て世帯の児童手当を受給する世帯に対し対象児童1人当たり1万円の上乗せと、システム改修費でございます。

117、118ページをお願いいたします。

4款の衛生費、1項保健衛生費でございます。1目保健衛生総務費の保健総務費は、保健センター職員10名分の人件費と負担金、補助金などが主な内容でございます。

119、120ページをお願いいたします。

中之条病院健全化補助金と原町赤十字病院に対する補助金につきましては、運営費補助金に加え、新型コロナウイルス感染症対策と、町民の皆様から新型コロナウイルス感染症対策でご寄附いただきました寄附金を活用した施設整備費補助金でございます。

2目の予防費でございます。定期予防接種事業は、予防接種法に基づく予防接種の経費でございます。定期外予防接種事業は、任意接種に対する補助でございます。インフルエンザ予防事業は、子供、妊婦に対するインフルエンザ予防接種で、3,500円を上限に費用負担しております。

121、122ページをお願いいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種事業は、コロナワクチン予約に伴う健康管理システムの改修、予約システム導入委託料が主なものでございます。狂犬病等予防事業は、狂犬病予防法に基づく犬の登録と注射及び避妊手術の補助金でございます。

続きまして、3目の母子保健費、次世代育成支援事業は、妊産婦新生児訪問や思春期講演会などの経費でございます。教育相談事業は、離乳食講習会やラッコクラブ、ピョピョクラブなどの運営費でございます。妊婦支援事業は、妊婦健診の委託料や不妊治療費の助成でございます。

123、124ページをお願いいたします。

健康診査事業費は、乳幼児の定期健診にかかった経費でございます。歯科健康診査事業は、乳幼児の歯科健診にかかった経費でございます。母子医療給付事業は、未熟児養育医療と育成医療に係る経費でございます。

続きまして、4目の健康増進事業でございます。健康増進法に位置づけられた各種がん検診や、健康診査、健康教育、健康相談等に要した経費でございます。健康診査事業は健康診査等委託料となります。がん検診事業は各種がん検診の経費でございます。

125、126ページをお願いいたします。

生活習慣病予防対策事業は、糖尿病予防教室や特定保健指導などに要した経費でございます。自殺対策事業は、ゲートキーパーの講師謝金、テキスト代でございます。

続きまして、5目の健康推進費は、食生活改善推進協議会への業務委託料などでございます。

127、128ページをお願いいたします。

8目の保健センター管理費は、保健センターの管理運営に要した経費で、主な工事費は電話交換器の工事でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） お世話になります。

129、130ページをお願いします。

4款3項1目簡易水道費でございます。18節の建設事業補助金ですが、町営以外の簡易水道組合や小水道組合に123万300円を補助いたしました。繰出金は、簡易水道特別会計繰出金に929万円でございます。

続きまして、165ページ、166ページをお願いします。

8款2項2目の下水道費でございます。負担金ですが、榛名湖周辺特定環境保全公共下水道事業関係市町負担金230万3,000円でございます。27節の繰出金は、下水道事業特別会計繰出金で、1億8,715万9,000円ございました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 農林課長。

○農林課長（角田良信君） お世話になります。

132ページをお願いします。

6款農林水産業費、支出済額2億9,418万6,766円でございます。1目農業委員会費は支出済額3,268万9,741円で、農業委員会費につきましては、報酬、職員人件費などの農業委員会運営に係る諸経費と電算処理業務委託料でございます。

次ページをお願いします。

2目農業総務費でございますが、支出済額9,833万1,085円で、農業総務費につきましては2節給料から4節共済費までの職員人件費でございます。18節農業者支援金は、新型コロナウイルス感染症防止及び生産体制を維持するための支援金でございます。農政対策事業につきましては、各農業振興協議会への活動補助金が主なものでございます。

3目農業振興費でございますが、支出済額2,605万3,797円でございます。経営所得安定対策事業につきましては、経営所得安定対策等推進事業補助金が主なものでございます。農業次世代人材投資事業につきましては、新規就農者1名に対し給付金を給付しました。

次ページをお願いします。

農業振興地域整備促進事業につきましては委員報酬及び時間外手当が主なもので、農業近代化資金等利子補給事業につきましては4件に対して利子補給を行いました。農業振興対策事業につきましては、時間外勤務手当及び農業機械導入事業補助金が主なものでございます。

また、野生動物による農作物災害対策事業につきましては、電気柵設置等の経費の一部を補助しました。園芸用廃プラスチック処理事業につきましては、キロ当たり10円の補助を行い、約58トン进行处理しました。中山間地域等直接支払事業につきましては、15集落協定へ

の交付と事務的経費でございます。環境保全型農業直接支払事業につきましては、環境保全効果の高い営農活動の実施のための交付金で、1件に対し交付しました。直売所施設管理事業、いわびつ体験農園事業につきましては施設管理のための経費でございます。

次ページをお願いします。

4目農業経営基盤強化対策事業費でございますが、支出はございませんでした。

5目畜産振興費でございますが、支出済額213万2,259円で、畜産振興費につきましては豚熱の消耗品、畜産協議会への補助金が主なものでございます。ぐんまの肉牛応援事業はICT機器導入の補助でございます。

6目農地費でございますが、支出済額5,057万846円でございます。農業水路等長寿命化・防災減災事業は、ため池ハザードマップ作成が主なものでございます。群馬県中山間地域農業農村整備事業につきましては、上ノ原地区農地集団化促進計画作成と県営事業負担金が主なものでございます。

県単小規模土地改良事業につきましては、本宿松原地区用排水路工事、箱島中貝戸地区用排水路調査測量設計、鳥獣害防止対策事業では町内5地区に電気柵設置の補助を行いました。町単小規模土地改良事業では、農道、用水路等の補修・修繕と台風17号で壊れた農用地復旧の補助を行いました。

多面的機能支払交付金事業につきましては、農地維持支払交付金を14組織、資源向上支払交付金を13組織に交付しました。

次ページをご覧ください。

7目地籍調査費でございますが、支出済額1,108万3,199円でございます。調査地区につきましては、岩下の一部の2、須賀尾の一部5でございます。

142ページをお開きください。

2項1目の林業振興費でございますが、支出済額3,831万4,322円でございます。林業振興費につきましては、緑の県民基金伐採事業を4地区、緑の県民基金管理事業を18地区、森林整備担い手対策事業、木材流通促進事業と森林環境譲与税基金積立てを行いました。

次ページをお願いします。

有害鳥獣捕獲事業につきましては、イノシシ、鹿、猿等の捕獲に対して補助金を交付しております。地域おこし協力隊事業では、隊員の住居借り上げ料、自動車リース料及び燃料費になります。

2目林業基盤整備費でございますが、支出済額は3,063万2,912円で、広域林道開設事業

につきましては林道吾嬬山線の応急施設事業負担金、治山事業につきましては県単地山事業への負担金でございます。県単林道改良事業につきましては、北榛名山線、坂倉線の舗装工事でございます。町単林道整備事業につきましては、倒木、流出土砂撤去等の維持修繕、4路線の除草委託などでございます。林道作業道総合整備事業補助金につきましては、作業道開設に係る補助金でございます。

3目町有林管理事業でございますが、支出済額は420万3,358円で、巡視人の報償費、森林国営保険などの管理委託料などが主なものでございます。

次ページをご覧ください。

3項1目の水産振興費でございますが、支出済額は17万5,247円、漁業協同組合等への補助金でございます。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） 大変お世話になります。

95ページをお願いいたします。

7項ダム対策総務費でございます。1目ダム対策総務費は、支出済額1,128万5,337円のうち、備考欄に記載されておりますダム対策総務費を説明させていただきます。主なものは、ダム対策係1名の職員人件費及び道の駅あがつま峡遊歩道の舗装工事請負費でございます。

続きまして、157ページをお願いいたします。

8款土木費でございますが、支出済額7億5,221万9,168円、繰越明許費は、道路・橋りょうの工事及び上信自動車道関連町道拡幅に伴う土地購入費と補償金等でございます。

1項1目道路橋りょう総務費は支出済額1億695万7,534円でございます。15名の職員人件費、1名の会計年度任用職員及び原材料支給事業、春・夏の道路愛護の保険料、GISデータ補正業務となります。町道路線番号設置工事、橋りょう照明、関係機関の負担金が主なものでございます。

次に、159ページをお願いいたします。

2目道路維持費は支出済額1億1,509万1,456円です。道路維持費の主なものは、町道、河川の維持管理及び測量設計業務や工事費、業者や行政区に依頼している除雪、砂まき委託や、原材料支給事業の機械借り上げ等、また、県営事業に対する町の負担金でございます。

次に、3目道路改良費は支出済額1億8,586万1,517円でございます。道路改良費は支出済額6,304万3,387円で、町道1047号線道路改良工事以下4路線の工事請負費及び用地補償

金が主なものでございます。次に、町道改良事業、馬場・相原線は工事請負費でございます。次に、道路改良事業、上野・在下線は土地購入費が主なものでございます。

次に、上信自動車道関連事業は、支出済額 1 億630万3,168円で、上信自動車道計画による町道の拡幅計画の業務委託や土地購入費、補償金でございます。次に、上信自動車道関連繰越は、支出済額719万4,473円で、上信自動車道計画による町道の拡幅計画の業務委託や、土地購入費や補償金が主なものでございます。

次に、163ページをお願いいたします。

4 目橋りょう維持費は支出済額 1 億1,887万2,579円でございます。橋りょう維持費は、支出済額7,485万3,579円で、委託料につきましては国庫補助事業の防災・安全、社会資本整備事業の交付金による橋梁の耐震補強、落橋防止業務及び橋梁補修設計業務と、大沢橋補修工事の前払い金となります。また、渋川市にかかる沼尾大橋工事設計に係る負担金が主なものでございます。

次に、橋りょう維持事業繰越は支出済額4,401万9,000円で、委託料につきましては、国庫補助事業の防災・安全、社会資本整備による沢尻橋の施工管理委託と補修工事代金が主なものでございます。

次に、2 項 1 目の都市計画総務費の支出済額は73万6,886円でございます。都市計画総務費は26万2,537円で、上部団体の負担金が主なものでございます。続きまして、広場管理費の支出済額47万4,349円は、群馬原町駅北口にあるコミュニティ広場及びふくし・ふれあいロードの花植えや電気料が主なものでございます。

続きまして、165ページをお願いいたします。

3 項住宅費は支出済額3,523万7,196円でございます。1 目の公営住宅管理費は支出済額 3,072万7,054円でございます。町営住宅の修繕等の維持管理及び町営住宅用の用地の借り上げ料、上河原団地排水工事が主なものでございます。

次に、2 目定住促進住宅管理費は支出済額62万6,642円でございます。箱島地区にある 4 戸の住宅管理費が主なものとなります。

次に、3 目住宅管理費は、支出済額388万3,500円で、空家除却費補助金と木造住宅耐震診断者派遣事業が主なものでございます。

続きまして、229ページをお願いいたします。

2 項土木施設災害復旧費、支出済額 1 億3,132万1,161円でございます。1 目河川復旧費は、台風19号関連の河川維持工事関係でございます。

2目道路復旧費は、台風19号関係の国庫補助事業13か所の道路災害復旧事業の道路復旧工事請負費、そして、補助対象とならない道路復旧工事請負費が主なものでございます。

3目の橋りょう復旧費については支出はございませんでした。

以上ですが、よろしくお願いをいたします。

○議長（須崎幸一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） よろしく願いいたします。

学校教育課所管の決算についてご説明をさせていただきます。

初めに、109、110ページをお願いいたします。

民生費からご説明させていただきます。3款2項1目児童措置費、子育てひろば86万6,195円は、はらまち保育所2階の子育て支援センターで実施をいたしております子育てにこにこひろばの運営経費でございます。

2目保育所費、保育者運営事業1億7,769万3,545円は、町内2か所の保育所の運営費で、その多くは人件費となります。このページから113、114ページ最下段にかけまして備考欄に記載をされておりますが、人件費以外の主な支出は、給食の賄い材料費や旧原町保育所解体工事費などでございます。

続きまして、113、114ページ最下段からの3目学童保育費、学童保育事業3,876万9,234円は、町設置の児童クラブ運営経費や民間の児童クラブへの補助金が主な支出となります。117、118ページ上段の22節子ども・子育て支援交付金返還金386万6,000円は、令和元年度事業確定によりまして発生した返還金でございます。

続きまして、10款教育費についてご説明をさせていただきます。

171、172ページをお願いいたします。

10款教育費全体の支出済額は11億1,373万7,764円で、執行率は77.6%でございます。繰越明許費2億5,112万1,000円は、太田小学校校舎改修工事と小・中学校の自動水栓化工事に伴う予算でございます。

1項1目教育委員会費175万6,554円は、委員報酬等の教育委員会の運営経費です。

続きまして、173、174ページからの2目事務局費の支出済額1億931万2,989円は、人件費や経常経費が主な支出でございます。次ページとなりますが、18節ひとり親家庭への高等教育機関在学者臨時給付金は、14名の保護者に給付したもの、21節の中学校修学旅行キャンセル料は、企画料分のキャンセル料です。24節の分収林売払収入積立金は、全額を学校施設整備基金に積立いたしました。

次に、東吾妻町育英事業 4 万 1,964 円は、育英審議会開催に伴う経費でございます。

3 目教育研究会費 29 万 9,772 円は、教育関係職員の研修及び研究紀要等の印刷に要した経費でございます。

次に、177、178 ページの 4 目通学バス運営管理費は支出済額 1 億 2,601 万 3,137 円でございます。スクールバスの運行管理に要した経費や、校外活動等の目的外使用借上料が主な支出でございます。21 節の学校臨時休業に伴う補償金 1,170 万 8,622 円は、スクールバス運行委託事業者 2 社に対する補償金でございます。

次に、5 目給食センター運営管理費は支出済額 1 億 7,847 万 3,375 円でございます。このページから 179、180 ページ最下段にかけまして備考欄に記載がございますが、人件費と給食センター運営管理の経常経費、賄い材料費などが主な支出となっております。21 節の学校臨時休業対策費補助金 179 万 8,481 円は、群馬県学校給食会など 6 事業者に対して補助したものでございます。

最下段から 181、182 ページの 6 目外国青年招致事業費、支出済額 1,780 万 150 円は、外国語指導助手 4 名分の報酬と経常的な経費でございます。

続きまして、2 項小学校費、1 目小学校学校管理費でございます。支出済額 9,718 万 3,561 円は、小学校の学校管理運営に要した経費でございます。

備考欄をお願いいたします。学校管理費事務局分では、支出済額が 8,400 万 2,697 円でございます。人件費のほか、各小学校の光熱水費、修繕料、工事請負費などが主な支出となっており、このページから 187、188 ページの上段にかけまして、それらの説明が記載されております。

また、同じページの前町小学校から 193、194 ページまでは、各小学校ごとの運営経費でございますので、そちらは後ほどご覧いただきたいと思います。

続きまして、193、194 ページからの 2 目小学校教育振興費でございます。支出済額 4,251 万 7,453 円は、各小学校の教材教具、就学援助関係の費用でございます。

教育振興費事務局分では支出済額が 3,324 万 7,392 円でございます。昨年度は教科書改訂があり、10 節の消耗品費、これは教師用指導図書の購入費でございますが、947 万 2,649 円や、17 節の教科書改訂による指導用教材備品購入費 861 万 7,195 円などの支出がございました。

195、196 ページにかけて、各学校ごとの教育振興に係る消耗品や備品購入等に要した経費が記載されております。そちらは後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、195、196ページの3目小学校施設整備費、支出済額3,609万978円は、太田小学校の改修工事に伴う設計業務委託料と、GIGAスクール構想に対応するために要した費用でございます。

続きまして、3項中学校費、1目中学校学校管理費でございます。支出済額3,577万2,843円は中学校の管理運営に要した費用でございます。

学校管理費事務局分では支出済額が3,028万518円でございます。人件費のほか、199、200ページ上段にかけまして記載がございますとおり、光熱水費や保守点検委託料、工事請負費などが主な支出でございます。

199、200ページ、24節の東中学校と岩島中学校に係る財産処分積立金は、全額、学校施設整備基金に積立てをいたしました。

東吾妻中学校、支出済額549万2,325円につきましては、中学校の管理運営に要した経費でございます。

続きまして、2目中学校教育振興費、支出済額896万4,224円は、中学校の教材教具、情報機器、就学援助関係の費用です。

教育振興費事務局分では支出済額が517万2,622円でございます。19節扶助費96万1,459円は、要保護・準要保護就学援助費19名分、特別支援教育就学奨励費12名分でございます。

東吾妻中学校、支出済額379万1,602円は、中学校の教育振興に係る消耗品や備品購入に要した経費でございます。

次に、3目中学校施設整備費、統合中学校施設整備事業、支出済額1,627万6,282円は、GIGAスクール構想に対応するために要した経費でございます。

続きまして、4項こども園費、1目こども園管理費でございます。支出済額2億3,925万5,589円はこども園の管理運営に要した経費でございます。

こども園管理費事務局分では支出済額が2億3,286万2,118円でございます。人件費のほか、205、206ページ上段にかけまして記載がございますとおり、光熱水費や保守点検委託料、工事請負費などが主な支出でございます。

205、206ページの22節子育てのための施設等利用給付交付金返還金27万1,590円は、令和元年度事業確定により返還するものでございます。

また、このページから209、210ページの最下段まで、各こども園ごとの経費が記載されております。そちらは後ほどご覧いただきたいと思います。

続いて、209、210ページ最下段からの2目こども園教育振興費、支出済額215万9,032円

は、各こども園ごとの教育振興に係る消耗品や備品購入等に要した経費でございます。

飛びまして、225、226ページをお願いいたします。

6項保健体育総務費、1目保健体育総務費のうち、下段の健康管理対策事業391万9,931円は、管内の園児・児童・生徒及び教職員の健康診断等に要した経費でございます。

以上で学校教育課の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） よろしく申し上げます。

それでは、95、96ページから説明をさせていただきます。

2款8項事業費、1目コンベンションホール管理費1億3,250万9,267円は、コンベンションホールの施設や備品の管理運営に要した費用でございます。備考欄をご覧ください。主なものとして、次ページ、14節の工事請負費では防災・減災省エネルギー設備等の工事を行っております。それから、新型コロナウイルス感染症の対策として空気清浄機やサーモカメラを購入しております。

続いて、99、100ページをお願いします。

4目健康増進センター管理費186万2,024円は、健康増進センターの管理運営に要した費用でございます。主なものとしては、新型コロナウイルス感染症対策として空気清浄機やサーモカメラを購入して設置をしております。なお、見舞金の支出につきましては、健康増進センターの利用者がけがをされたためお見舞いをさせていただきました。

続きまして、211、212ページをお願いします。

10款5項1目社会教育総務費、支出済額1億4,318万9,364円は社会教育の推進に要した費用でございます。備考欄をご覧ください。社会教育総務費1億4,271万780円は、社会教育課の人件費、社会教育委員の報酬等、それから社会教育関係団体の補助金などの社会教育の振興に要した費用でございます。

次ページをお願いします。

新型コロナウイルスの感染症対策として空気清浄機等を購入しております。それから、関係団体の補助金につきましては実施できなかった行事も多く、減額の執行となっております。成人式事業47万8,584円につきましては、成人式の開催に要した費用でございます。感染症対策を行い、式典の時間等を短縮して実施しました。

2目公民館費、支出済額2,298万7,067円は公民館運営に要した費用でございます。備考欄をご覧ください。中央公民館991万5,953円は中央公民館の管理に要した費用でございま

す。

次ページをお願いします。

主なものとして、音響機器や非常照明、それから、婦人集会室の畳などの修繕を行ったりしております。それから、相談室のエアコンの工事を行いました。高齢者教室につきましては中止をいたしました。土曜教室、それから教養講座事業につきましては、人数制限等を行って実施してきております。

次ページの備考欄、太田公民館運営費から220ページの東公民館運営費につきましては、各公民館の運営管理に要した費用でございます。ご覧いただければと思います。なお、太田公民館と岩島公民館では、大会議室のエアコンの設置工事を行っております。

続きまして、221、222ページをお願いします。

文化財保護費、支出済額285万9,235円は文化財保護事業に要した費用でございます。備考欄をご覧ください。文化財保護費104万8,760円につきましては、主なものとして、文化財調査員、指定文化財保護団体や伝統芸能等保存団体の補助金などでございます。

岩櫃城跡保存整備事業につきましては、国指定となりました岩櫃城保存整備事業に要した費用でございます。

国・県指定文化財保護事業につきましては、槻の木の新定作業、それから、指定木の樹木診断等に要した費用でございます。原町の大ケヤキの支柱補強工事につきましては繰越の事業でございます。

次ページをお願いします。

4目青少年対策費は、青少年育成推進委員の活動費、それから、子ども会育成団体等への補助金などでございます。当初予算にありましたが、杉並・東吾妻子ども交流会の事業は中止となっております。

続きまして、5目発掘調査費ですが、支出済額214万9,554円は発掘調査に要した費用でございます。備考欄をご覧ください。発掘調査費41万3,226円は文化財整理室等に要した費用でございます。

次ページの試掘調査費73万1,940円につきましては住宅建築等に伴う試掘調査の費用でございます。岩島地区発掘調査事業は、町道の拡幅工事がありまして、その調査に要した費用でございます。

次に、6項1目保健体育総務費、支出済額1,125万95円につきましては保健体育事業に要した費用でございます。備考欄をご覧ください。保健体育総務費570万3,530円につしまし

ては、主にスポーツ推進に要する費用で、スポーツ推進審議会委員の報酬、それから、スポーツ振興関係団体の補助金でございます。

スポーツ推進委員事業につきましては、スポーツ推進委員の報酬をはじめ、スポーツ推進委員が主体となって行ったスポーツ推進事業に要した費用でございます。スポーツフェスティバル事業は実施ができませんでした。

次のページをお願いいたします。

郡民スポーツ大会事業につきましては中止となりましたが、大会の記念品、それから、ユニホームにつきましては次の大会に備えて購入をしております。

2目の学校開放事業は、学校の体育施設を支障のない範囲で一般に開放する事業でございますが、新型コロナウイルスの感染症対策ということで学校が休校になるなどしたため、一般には貸すことはほとんどできませんでした。

3目施設管理費1,907万5,744円は社会体育施設管理に要した費用でございます。備考欄をお願いいたします。社会体育施設管理事業費1,902万1,227円は健康増進センターの空調設備工事等の工事を行っております。また、備品管理費で、新型コロナウイルスの感染症対策としてサーモカメラ等の備品を購入して設置しております。

公園管理事業につきましては、「（教育課）」とありますが、すみませんが、「社会教育課」の間違いでございますので、訂正をお願いします。こちらにつきましては、スポーツ広場のテニスコートの西側にある公園にある遊具の点検費用でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田代表監査委員。

○代表監査委員（角田隆紀君） では、監査報告をさせていただきます。

決算審査につきましては、7月13日から8月5日までの、実質、土日除きまして15日間で審査をさせていただきました。暑い中、また、コロナ対策で職員の方々は悪戦苦闘をしている中ですが、ご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。順調に決算の審査を行うことができましたので、お礼を申し上げます。

それでは、全体的な審査の結果について報告をさせていただきます。また、幾つか改善を要することがございますので、その点を中心にお話しをさせていただきます。

結果につきましては、計数については正確だったということ、それから、予算の執行につ

いてはおおむね適正かつ効率的に執行されておりました。それから、会計事務については適切に処理をされておりました。それから、財産の事務につきましても適正に処理をされておりました。

それから、事業の執行状況につきまして12件の現地調査を行いました。おおむね順調に実施をされているということでございまして、特に非違の点は認められなかったということでございます。

幾つか改善を要する事項がありますので、それを申し上げますけれども、今回は資金の運用についての審査もさせていただきました。土地開発基金の運用状況、それから育英資金の貸付基金の運用状況、それから簡易郵便局の切手購入基金の運用状況、それから収入印紙等の購買基金等についても審査をさせていただきました。

幾つか考究改善を要する事項なんですけれども、まず1点目が、あがつま共同霊園の集会所がございます。岩井地区ですか、そこにありますけれども、この集会所は1981年、昭和56年12月1日に設置をされておまして、約40年が経過をしておまして、集会所としては、確認されているだけでも10年間については利用実績は全くございません。そもそも、町民の親睦と融和を図り、住民生活の充実向上に資するということでありまして、本来の目的は十分果たされていない状況が続いております。なおかつ、建物の老朽化がかなり進んでいるというようなことがございまして、早急に施設全体を見直して、霊園としての再整備に向けた検討を進めていただければというふうに思っております。

それから、2点目が林業関係の基盤整備についてですけれども、林業関係の基盤整備費については3,063万2,912円が執行されております。林業の生産性向上に一定の効果が認められるわけでありまして、特にこの中で林道についてですけれども、林道の総延長距離が約37路線97キロメートルにも及んでおります。幾つかの路線については雑草木に覆われて通行が困難な箇所があります。まして、側溝が埋もれていて、特に大雨等の災害があった場合については、それが元で土砂崩れになっていくとか、そういったようなことまで危惧されますので、今後とも一層の状況の把握に努めていただいて、効果的な経営資源の投下利益を求めるものであります。

それから3点目が、先ほど申しましたけれども、土地開発基金の現状について調べさせていただきました。そもそも土地開発基金は、公用もしくは公共用に供する土地、または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することによって、公共事業の円滑な執行を図るということで基金が設立されておりますけれども、この基金で保有している

土地の一部です。

具体的に申し上げますと、旧東村の総合グラウンドがありますけれども、野球場の下流域にあります。これは、地区とすると新巻地区とそれから奥田地区がありますけれども、この1地区がやっぱり用途が不明で約20年間、放置されたままです。多分行ったことがあるかと思えますけれども、荒れ放題で放置されているような状況が続いております。これ、河川敷でもありますので、なかなか利用というのも難しいかというふうに思えますけれども、こういったことが20年間も放置されているような状況が続いておりますので、これらについては、今後とも、議会、それから住民とも情報を共有していただいて議論を深めていただいて、うまく利用する方法を考えていただければというふうに思っております。

それから、基金のうち、簡易郵便局の切手購入基金があります。これは、岩島と坂上と太田に簡易郵便局がありますけれども、これは条例でもって基金の額が60万円という具合に規定をされておまして、1か所20万円ですね。毎年毎年、町から1か所について15万円ずつの借入れを行って、合わせて、20万円プラス15万円ですから35万円で運転をしているというような状況が続いております。これ、毎年毎年15万円ずつ各所が借り入れているわけですが、これはよく考えてみますと、郵便局のほうに聞いてみますと、35万円の運転資金があれば運営できるということでもありますので、できればこれは増し口をしていただいて、今60万円ですけれどもこれを105万円に増し口をすれば、多分、今年度補正でもいいし来年度でもいいんですけれども条例改正をしていただければ、毎年15万円ずつの借入れをしなくても済むというようなことがありますので、これについても検討していただければというふうに思います。

それともう一点、やっぱり管理票が、様式が各郵便局ともまちまちのところがありますので、よく実際に分からないところがございましたので、できれば統一的なものにしていいただければというふうに思っております。

それが今回の監査の結果、感じたことでありますのでご検討を願えればというふうに思っております。

大変、コロナ感染の拡大というような影響で、先ほどもいろいろ説明がありましたように、各事業とかイベントとか、そういったものが縮小、停止になっているような状況が続いておりますけれども、それに伴って税収が少なくなったり、補助金あるいは扶助費の増加、そういった面によって財政面でもやっぱり厳しさが増すんだらうというふうにも思われますので、健全でかつ持続的な行財政運営に向けて取り組んでいただくことを要望しておきます。

それが一応全体的な意見ということであります。

それでは、令和２年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算審査結果について報告をいたします。

地方自治法第233条第２項の規定により、別冊決算書に基づいて会計書類、それから証書類と照合等を行った結果、別冊決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確であった。また、予算の執行についてはおおむね適正であると認められました。

なお、決算審査に併せて、地方自治法第241条第５項の規定により、基金の運用調査を実施いたしました。基金の運用状況の計数は、関係書類と照合の結果、誤りなきものと認められました。

令和３年８月17日、東吾妻町監査委員、角田隆紀、同じく青柳はるみ。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 監査委員報告が終わりました。

本件を議案調査といたします。９月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

ここで休憩を取ります。

再開を午後１時といたします。

（午後 零時 11 分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午後 1 時 00 分）

◎認定第２号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（須崎幸一君） 日程第７、認定第２号 令和２年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 認定第２号 令和２年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

事業勘定につきましては、歳入総額17億560万594円、歳出総額16億7,043万9,154円、歳入歳出差引額3,516万1,440円となりました。実質収支額の3,516万1,440円を翌年度に繰越しいたします。

次に、施設勘定につきましては、歳入総額7,424万3,961円、歳出総額6,988万2,102円、歳入歳出差引額436万1,859円となりました。そのうち、翌年度へ繰り越すべき財源が89万5,000円ありますので、実質収支額は346万6,859円となり、これを翌年度に繰越しいたします。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（水出 悟君） そうすれば、事業勘定の歳入のほうについて説明します。

10ページをお願いします。

1 款国民健康保険税は、一般被保険者及び退職被保険者等の医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、滞納繰越分を合わせて、収入済額 3 億242万659円、不納欠損額132万1,860円、収入未済額4,951万5,223円となりました。

2 款使用料及び手数料は、保険税の督促手数料の900円でした。

12ページをお願いします。

3 款国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う減免措置に対する財政支援の災害時臨時特例補助金49万円でした。

4 款療養給付費交付金はありませんでした。

5 款県支出金は、保険給付費等交付金の普通交付金と特別交付金で、合計で12億1,584万5,818円となりました。

6 款財産収入は、基金積立金利子の8,100円でした。

14ページをお願いします。

7 款繰入金は、保険基盤安定繰入金の保険料軽減分及び保険者支援分、事務費繰入金、出産育児一時金等繰入金、財政安定支援事業繰入金、福祉医療波及分繰入金の合計で 1 億681万285円となりました。

8 款繰越金は、前年度からの繰越金7,105万414円でした。

9 款諸収入は、一般被保険者の延滞金100万1,100円、一般被保険者からの返納金11万

2,465円でした。

16ページをお願いいたします。

10款余剰金精算金は、国民健康保険団体連合会の保険給付費等交付金の余剰金精算金で、786万853円でした。

以上、歳入合計は17億560万594円となりました。

続きまして、事業勘定の歳出についてになります。

18ページをお願いいたします。

1 款総務費は、国民健康保険事業を維持管理するための一般管理費用のほか、保険税の賦課徴収費用、国保運営協議会の費用など、合計595万5,361円でした。

20ページをお願いいたします。

2 款保険給付費は、1 項の療養諸費10億1,072万6,305円、2 項の高額療養費 1 億5,756万2,137円、4 項の出産育児諸費126万630円、5 項の葬祭費150万円となりました。

24ページをお願いいたします。

3 款国民健康保険事業費納付金は、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護保険納付金分を合わせて4 億4,585万2,145円となりました。

4 款財政安定化基金拠出金は165円でした。

5 款保健事業費は、特定健康診査等事業費用、保健指導事業委託料、人間ドック委託料などを合わせて1,212万2,658円となりました。

26ページをお願いいたします。

6 款基金積立金は2,009万1,000円でした。

7 款諸支出金は、償還金及び還付加算金929万8,753円のほか、国保特別会計の施設勘定への繰出金607万円でした。

28ページをお願いいたします。

8 款の予備費の執行はありませんでした。

以上、支出合計は16億7,043万9,154円となりました。

29ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、事業勘定における実質収支額は3,516万1,440円でした。

30ページになります。

財産に関する調書になります。年度末の基金残高につきましては1 億87万1,996円となりました。

続きまして、施設勘定の歳入についてお願いいたします。

6 ページをお願いいたします。

1 款診療収入は、外来収入と健康診断等収入で4,580万9,381円となりました。

2 款使用料及び手数料は、往診に使用した車両代と診断書等の作成手数料で15万7,100円でした。

3 款県支出金は、僻地診療施設運営費補助金607万円でした。

8 ページをお願いいたします。

4 款繰入金は、一般会計と国保特別会計事業勘定からの繰入金で1,607万円となりました。

5 款繰越金は、前年度からの繰越金521万3,026円でした。

6 款諸収入は、特定健康診査等収入、衛生材料等の売却など92万4,454円でした。

以上、歳入合計は7,424万3,961円となりました。

続きまして、施設勘定の歳出になります。

10ページをお願いいたします。

1 款総務費は、職員人件費のほか、診療所給水設備改修工事、空気清浄機などを含む施設管理費用で、4,235万1,220円となりました。繰越明許費の89万5,000円は、診療所の洗面所自動水栓化工事で、翌年度に繰り越したものでございます。

12ページをお願いいたします。

2 款医業費は、往診車の損害賠償保険料、医療用酸素機器のリース料、医療用消耗品、医薬品の購入代金、血液検査等の委託料などで、合計で2,488万488円でした。

14ページをお願いいたします。

3 款公債費は、償還金元金、利子を合わせて265万394円でした。

以上、歳出合計は6,988万2,102円となりました。

15ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、施設勘定における実質収支額は346万6,859円でした。

16ページには財産に関する調書がございますのでご覧いただければと思います。

以上になります。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員。

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、令和2年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳

出決算審査の結果について報告させていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定により、別冊決算書に基づいて会計書類、証書類と照合等を行った結果、別冊決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確であった。

また、予算の執行についてはおおむね適正であると認められました。

令和3年8月17日、東吾妻町監査委員、角田隆紀、同じく青柳はるみ。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、9月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第3号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（須崎幸一君） 日程第8、認定第3号 令和2年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 認定第3号 令和2年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

歳入総額2億784万8,843円、歳出総額2億781万4,509円、歳入歳出差引額3万4,334円となりました。実質収支額の3万4,334円を翌年度に繰越いたします。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（水出 悟君） そうすれば、事項別明細書をお願いします。

まず最初に、歳入のほうからになります。

6 ページをお願いいたします。

1 款後期高齢者医療保険料は、特別徴収と普通徴収を合わせて収入済額 1 億4,421万3,800円、収入未済額10万4,800円となりました。

2 款繰入金は、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金の合計で6,033万8,000円となりました。

3 款諸収入は、後期高齢者医療広域連合の人間ドック助成金、保険料還付金など、172万8,947円でした。

8 ページをお願いいたします。

4 款繰越金は、前年度からの繰越金145万8,096円でした。

5 款国庫支出金は、高齢者医療制度の円滑運営のための事業費補助金で、11万円でした。

以上、歳入合計は 2 億784万8,843円となりました。

続きまして、歳出でございます。

10ページをお願いいたします。

1 款総務費は、後期高齢者医療事務を管理するための一般管理費用のほか、保険料徴収の関連費用で256万9,987円でした。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、事務費負担金、保険料負担金、保険基盤安定負担金を合わせて 2 億464万4,522円となりました。

3 款保険給付事業費は、人間ドック委託料の60万円でした。

4 款予備費の執行はありませんでした。

以上、歳出合計は 2 億781万4,509円となりました。

13ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、実質収支額は 3 万4,334円でした。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員。

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、令和２年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算審査の結果について報告させていただきます。

地方自治法第233条第２項の規定により、別冊決算書に基づいて会計書類、証書類と照合等を行った結果、別冊決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確であった。また、予算の執行についてはおおむね適正であると認められました。

令和３年８月17日、東吾妻町監査委員、角田隆紀、同じく青柳はるみ。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 監査委員報告が終わりました。

ここで質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、９月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第４号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（須崎幸一君） 日程第９、認定第４号 令和２年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 認定第４号 令和２年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

歳入総額は18億1,597万78円、歳出総額は17億7,029万540円で、歳入歳出差引額は4,567万9,538円となり、翌年度へ繰越しとなります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご認定賜りますよ

うよろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） お世話になります。

それでは、介護保険特別会計歳入歳出決算の説明を申し上げます。

9、10ページの事項別明細書をお願いいたします。

歳入、1 款の保険料は、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料です。保険料の収入済額は前年度比2.1%減となりました。収入未済額は、254万300円です。普通徴収の24名分の不納欠損分を行いました。

2 款分担金及び負担金、1 項1 目負担金は、養護老人ホームへ短期宿泊した個人負担分となります。

3 款国庫支出金の1 目介護給付費負担金は、介護給付費に対する法定負担分となります。

2 項の国庫補助金、1 目の調整交付金は、保険給付費総額の7.21%の交付となりました。

2 目、3 目の地域支援事業交付金も補助割合が定められております。

11、12ページをお願いいたします。

4 目の介護保険事業費補助金は、制度改正に伴うシステム改修に係る補助金でございます。

5 目の保険者機能強化推進交付金、7 目介護保険保険者努力支援交付金は、介護予防等を組織強化した保険者に交付されたものでございます。

4 款支払基金交付金、1 項1 目の介護給付費交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料で、保険料負担割合は27%です。2 目の地域支援事業交付金も同様でございます。

5 款県支出金、1 項県負担金、1 目の介護給付費負担金も、介護給付費に対する県の法定負担分でございます。

2 項の県補助金の地域支援事業交付金も、それぞれの負担割合に応じた交付となっております。

13、14ページをお願いいたします。

6 款の財産収入は介護給付費準備基金積立金利子でございます。

7 款繰入金、1 項の一般会計繰入金は、保険給付費に対する法定負担分12.5%と、介護認定審査会経費などの事務費分でございます。

15、16ページをお願いいたします。

8 款諸収入は被保険者延滞金と返納金、9 款の繰越金は前年度繰越金でございます。

歳入合計は、対前年度比で1.1%増の18億1,597万78円となりました。

17、18ページの歳出をお願いいたします。

1 款の総務費は事務的経費でございます。

1 項 1 目一般管理費の総務管理費は一般事務費、2 項の介護認定審査会費は、認定調査、審査に要する経費でございます。

19、20ページをお願いいたします。

4 項の徴収費は保険料の賦課徴収経費でございます。

2 款の保険給付費ですが、会計全体の95.6%を占めております。1 項の介護サービス等諸費は、要介護者が利用したサービス費で、その内訳が1 目から6 目までとなります。

21、22ページをお願いいたします。

2 項の介護予防サービス等諸費は、要支援者が利用したサービス費であり、その内訳が1 目から5 目までとなります。

その次の3 項その他諸費は審査支払手数料、4 項の高額介護サービス等費、23、24ページをお願いします。5 項の高額医療合算介護サービス等費、6 項の特定入所者介護サービス費は、低所得者対策の一環として、施設入所者の食費と居住費の軽減負担分となります。

3 款の基金積立金は介護給付費準備基金へ積立しております。

4 款の地域支援事業費は、介護予防に関する事業が主で、地域包括支援センターで実施しております。25ページから29ページが各事業になっておりますので、後ほどご覧ください。

29、30ページをお願いいたします。

5 款の諸支出金、1 項の償還金及び還付加算金でございますが、前年度死亡等に伴う保険料の還付金と、前年度精算に伴います県及び支払基金への返還金でございます。

2 項の繰出金は、前年度分の地域支援事業に係る精算分として一般会計に繰り出すものでございます。

歳出合計は、対前年度比0.6%増の17億7,029万540円となります。

33ページをお願いいたします。

実質収支額は4,567万9,538円となります。

34ページの財産に関する調書は介護給付費準備基金の状況でございます。年度末基金残高は9,759万1,608円となりました。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員。

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、令和２年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算審査の結果について報告させていただきます。

地方自治法第233条第２項の規定により、別冊決算書に基づいて会計書類、証書類と照合等を行った結果、別冊決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確であった。

また、予算の執行についてはおおむね適正であると認められました。

令和３年８月17日、東吾妻町監査委員、角田隆紀、同じく青柳はるみ。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 監査委員報告が終わりました。

ここで質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、９月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第５号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（須崎幸一君） 日程第10、認定第５号 令和２年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 認定第５号 令和２年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

歳入の総額は2,925万4,870円、歳出の総額は2,744万3,485円でございます。歳入歳出差引額は181万1,385円となりました。そのうち、翌年度へ繰り越すべき財源が174万9,000円ありますので、実質収支額6万2,385円は翌年度へ繰越いたします。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（水出智明君） それでは、地域開発事業特別会計について説明をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

まず、歳入の部からでございます。

1款分担金及び負担金ですが、8件分の加入負担金となっております。

2款の使用料及び手数料ですが、ケーブルテレビの使用料月額500円となりますが、繰越分を含めまして総額で421万円の収入となりました。収入未済については14万6,500円でございます。

3款の財産収入でございますが、地域開発積立金利子で110円、小水力発電施設貸付収入で1,320万円でございます。

4款の繰入金は、基金からの繰入はございませんでした。次ページにお願いいたします。一般会計からの繰入金、宅地造成事業で170万円、情報通信事業で650万円でございます。

5款の繰越金ですが、総額で108万1,148円でございます。

6款の諸収入につきましては、光ファイバーの芯線貸付収入として216万3,612円でございます。

続きまして、次ページへお願いいたします。歳出、9ページになります。

1款事業費ですが、1項の宅地造成事業では、箱島の町有地の利活用計画策定支援業務、これに166万1,000円を支出いたしました。

2項の情報通信施設事業では、ケーブルテレビ施設の管理費として1,215万4,725円、新規加入の引込み工事、これに41万2,500円を支出いたしました。

続きまして、3項の発電事業費、ここでは発電施設の貸付収入分、そこから事業に関わった支出、これを差し引きまして、1,257万5,561円を地域開発基金へ積立てを行いました。

11ページにいていただきまして、実質収支に関する調書ということで、実質収支につきましては6万2,385円、12ページについては財産に関する調書ということでございます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員。

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、令和2年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算審査の結果について報告させていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定により、別冊決算書に基づいて会計書類、証書類と照合等を行った結果、別冊決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確であった。また、予算の執行についてはおおむね適正であると認められました。

令和3年8月17日、東吾妻町監査委員、角田隆紀、同じく青柳はるみ。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 監査委員報告が終わりました。

ここで質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、9月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第6号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（須崎幸一君） 日程第11、認定第6号 令和2年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 認定第6号 令和2年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

歳入の総額は5億415万3,848円、歳出の総額は4億9,245万9,356円でございます。歳入歳出差引額は1,169万4,492円となり、翌年度へ繰越いたします。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） お世話になります。

そうすれば、下水道事業特別会計の歳入歳出の説明をさせていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

まず歳入ですが、1款分担金及び負担金です。収入済額が586万7,500円です。農業集落排水、岩下矢倉地区の分担金と公共下水道の負担金でございます。

2款使用料及び手数料ですが、収入済額が1億7,794万5,144円でございます。

3款国庫支出金ですが、浄化槽市町村整備事業費国庫補助金2,082万円でございます。

次のページをお願いいたします。

4款県支出金ですが、浄化槽市町村整備事業費県補助金416万4,000円です。

5款繰入金ですが、一般会計繰入金と浄化槽市町村整備事業減債基金繰入金です。

6款繰越金は前年度の繰越金でございます。

7款諸収入ですが、764万7,905円です。浄化槽の整備事業の上信道建設に伴う浄化槽移転補償金、浄化槽の整備事業の駐車場附帯工事等でございます。

次に、8款の町債です。下水道事業債、過疎債、資本費平準化債、公営企業会計適用債、合わせまして6,810万円でございます。

歳入合計は5億415万3,848円となりました。

続きまして歳出でございます。

11ページ、12ページをご覧ください。

1款総務費、1項1目一般管理費は職員5名分の人件費などがございます。

次に、2款建設費、1項1目建設事業費ですが、6,381万1,727円となりました。これ以降につきましては、各事業ごとにまとめてありますので、備考欄をご覧くださいと思います。

ます。

最初に、公共下水道事業費ですが、861万1,743円です。主な支出としましては、工事請負費として管渠築造工事の請負費、新規取付管設置工事請負費などがございます。

次ページをお願いします。

浄化槽整備事業費ですが、5,414万4,625円でございます。主なものとしましては、浄化槽の設置工事請負費として3,988万6,000円、令和2年度につきましては36基を設置してございます。それから、上信道建設に伴う設置及び移転工事費などがございます。浄化槽排水設備設置工事費補助金として245万円、18件分を支出しております。それから、浄化槽市町村整備推進事業減債基金積立金として334万5,600円を積立てしております。

次に、農業集落排水箱島岡崎地区と岩下矢倉地区ですが、合わせまして105万5,359円で、主なものとしましては公共ますの修繕料や新規取付管の設置工事などがございます。

続きまして、3款施設費ですが、支出済額1億6,185万4,728円でございます。ここでは、それぞれの施設の維持管理に要した修繕費や保守点検、管理業務委託料などを計上しております。

次のページをお願いします。

最初に公共下水道費ですが、3,386万18円でございます。主なものとしましては、処理場の電気料や処理場管路維持管理業務委託料、脱水汚泥運搬処分業務委託料などがございます。

次に、浄化槽整備事業費の8,703万8,732円です。主なものとしましては、浄化槽本体部品等の修繕料、それから検査手数料です。11条検査1,743基分、7条検査28基分の検査手数料です。それから、委託料として、浄化槽保守点検業務委託料、浄化槽の清掃委託料で、浄化槽1,743基分、定期点検を1年に3回、汚泥引き抜きを1年に1回実施しております。

次ページをお願いします。

農業集落排水箱島岡崎地区の2,377万9,176円ですが、主なものとしましては、処理場の動力電気料や処理場管路維持業務委託料などがございます。

続いて、農業集落排水岩下矢倉地区1,717万6,802円です。主なものとしまして、処理場の動力電気料や処理場管路維持業務委託料などがございます。

続いて、4款公債費ですが、元金、利子を合わせまして2億2,983万5,995円でございます。備考欄に元金、利子別に各事業ごとに計上されておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

最後に、5款予備費ですが、執行はございませんでした。

歳出合計で4億9,245万9,356円で、執行率は97.36%となりました。

21ページに実質収支に関する調書、22ページ、23ページには財産に関する調書を掲載してございますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

簡単ですが、以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員。

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、令和2年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算審査の結果について報告させていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定により、別冊決算書に基づいて会計書類、証書類と照合等を行った結果、別冊決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確であった。

また、予算の執行についてはおおむね適正であると認められた。

令和3年8月17日、東吾妻町監査委員、角田隆紀、同じく青柳はるみ。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 監査委員報告が終わりました。

ここで質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、9月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第7号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（須崎幸一君） 日程第12、認定第7号 令和2年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 認定第7号 令和2年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

歳入の総額は6,055万2,643円、歳出の総額は5,646万2,716円でございます。歳入歳出差引額は408万9,927円となり、翌年度へ繰越しをいたします。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） それでは、簡易水道特別会計の歳入歳出決算の説明をさせていただきます。

決算書の5ページ、6ページをご覧ください。

初めに歳入でございますが、1款1項1目簡易水道分担金が47万8,500円、2件の収入がございました。

次に、2款使用料及び手数料ですが、簡易水道料の現年分、過年度分と量水器使用料現年分、過年度分で、合わせまして3,359万9,116円ございました。

それから、3款繰入金は一般会計繰入金です。

4款の繰越金は前年度繰越金でございます。

5款諸収入につきましては雑入です。これは奥田給水本管破損の賠償金でございます。

それから、6款町債です。簡易水道事業債、次ページお願いします。過疎債、公営企業会計適用債、合わせまして840万円でございます。

歳入合計で6,055万2,643円となりました。

続きまして、歳出でございます。

9ページ、10ページをご覧ください。

1款1項1目維持管理費3,599万7,659円でございます。施設全体の維持管理に係る費用でございます。

備考欄のほうをお願いしたいと思います。

主なものとしましては、職員の給料や職員手当、需用費の施設電気料、配水設備等の修繕料、役務費の水質検査手数料等でございます。

それから、12節の委託料、これの水道検針委託料、遠隔監視装置使用委託料、配水池内清掃業務委託料、公営企業法適用支援業務委託料などがございます。

それから、14節の工事費としまして、新巻給水区配水管布設工事、新巻低区の配水池流量計の設置工事などがございます。

次ページをお願いいたします。

2款公債費ですが、1目元金、2目利子を合わせまして2,046万5,057円になります。

以上、歳出合計としまして5,646万2,716円で、96.09%の執行率となりました。

13ページに実質収支に関する調書、14ページには財産に関する調書が記載されておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員。

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、令和2年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算審査の結果について報告させていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定により、別冊決算書に基づいて会計書類、証書類と照合等を行った結果、別冊決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確であった。また、予算の執行についてはおおむね適正であると認められました。

令和3年8月17日、東吾妻町監査委員、角田隆紀、同じく青柳はるみ。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 監査委員報告が終わりました。

ここで質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、9月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第8号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（須崎幸一君） 日程第13、認定第8号 令和2年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 認定第8号 令和2年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

収益的収入では、営業収益1億6,993万44円、営業外収益3,344万7,318円で、水道事業収益が2億337万7,362円となります。収益的支出では、営業費用1億5,332万4,183円、営業外費用2,614万2,735円でございます。特別損失はございませんので、水道事業費用は1億7,946万6,918円でございます。

営業活動から生ずる未処分利益剰余金2,247万1,959円は、減債積立金へ積立てをいたします。

資本的収入では、負担金4,112万4,845円、補助金570万円で、資本的収入は4,682万4,845円となります。資本的支出では、建設改良費6,144万7,280円、企業債償還金8,484万4,929円で、支出総額は1億4,629万2,209円となり、不足する額9,946万7,364円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額156万8,950円、当年度分損益勘定留保資金7,289万8,414円、減債積立金2,500万円で補填をいたしました。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） お世話になります。

それでは、令和2年度の東吾妻町水道事業決算報告書の決算の概要を説明させていただきます。

2ページ、3ページをご覧くださいと思います。

(1)収益的収入及び支出ですが、収入の第1款水道事業収益の決算額は2億337万7,362円、

支出の水道事業費用の決算額は1億7,946万6,918円です。

7ページをお願いいたします。

損益計算書におきまして、当年度の純利益は、下から4行目になりますが、2,247万1,959円となりました。

次に、4ページ、5ページをお願いいたします。

(2)資本的収入及び支出におきまして、収入の第1款資本的収入の決算額は4,682万4,845円で、支出の第1款資本的支出の決算額は1億4,629万2,209円です。

なお、4ページの欄外に記載しましたとおり、資本的収入が資本的支出に対して不足する額9,946万7,364円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額156万8,950円、当年度分の損益勘定留保資金7,289万8,414円及び減債積立金2,500万円で補填するものでございます。

次に、8ページ、9ページ、お願いいたします。

利益剰余金の処分についてでございます。決算の認定と併せて未処分利益剰余金の処分について、8ページ下段の表、水道事業剰余金処分計算書（案）にありますとおり、当年度末の未処分利益剰余金2億4,056万8,700円について、剰余金の中に含まれる当年度純利益の2,247万1,959円につきましては減債積立金へ積み立てるものいたします。よろしく願いいたします。

次に、10ページ、11ページの貸借対照表をご覧ください。

10ページ最下段の資産合計は年度末における保有財産の額を表しております。

11ページの負債及び資本でございますが、これは資本を取得するための資金の調達元を表しております。負債と資本の合計額は資産の額と同額になります。

続きまして、12ページをお願いいたします。

水道事業の報告書をご覧ください。

1 概要、(1)総括の営業状況ですが、加入戸数は、2年度は22戸増加をしておりますが、休止戸数が増えているために、給水戸数、給水人口ともに減少しておる状況でございます。有収水量が増加をするため有収率は0.2%向上し、82.9%でございました。

建設改良の状況につきましては、ご覧のとおり、国道145号電線共同溝事業に伴う上水道本管布設替え工事2件ほかの工事を実施してございます。

次の経理状況でございますが、収益的収支では2,247万1,959円の利益が生じ、資本的収支では9,946万7,364円の不足額となりました。

次に、給水収益の収納状況ですが、収納率は99.6%でございました。

(2)の議会議決事項及び13ページの(3)行政官庁認可事項及び(4)職員に関する事項につきましては、ご覧のとおりでございます。

続きまして、14ページの工事でございますけれども、これは、令和2年度に実施した工事、先ほど申しました建設改良工事の内容でございますので、ご覧いただきたいと思います。

続きまして、15ページの3、業務、(1)業務量でございます。

12ページの営業状況とほぼ同じでございますが、前年度の比較となっております。

16ページをお願いいたします。

(2)事業収入に関する事項及び(3)事業費に関する事項は、対前年度との比較でございますので、ご覧をいただきたいと思います。

17ページの4、会計でございますが、ここには企業債の概要、補助金の概要、負担金の概要を記載してございます。

18ページをお願いします。

18ページですが、水道事業のキャッシュ・フロー計算書になってございます。こちらについては資金の流れを明記してございます。

続きまして、19ページからの水道事業の収益費用明細書をご覧ください。税抜きで表示してございます。

水道事業収益として1億8,850万6,204円となりますが、その明細を掲載してございます。

次の20ページから21ページまでは水道事業費用の明細でございます。費用合計は20ページの一番上の欄1億6,603万4,245円となります。この明細書につきましては7ページの損益計算書にも連動をしております。

続きまして、22ページの資本的収支明細書をご覧ください。こちらは税込みの金額となっております。

資本的収入は4,682万4,845円、資本的支出は1億4,629万2,209円となりました。資本的支出の企業債償還金8,484万4,929円は元金部分でございます。24ページから26ページに明細がありますので、ご覧いただきたいと思います。

最後になりますけれども、23ページには固定資産の明細書、24ページ以降は先ほど申し上げました企業債の明細書がございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員。

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、令和２年度東吾妻町水道事業決算審査の結果について報告させていただきます。

地方公営企業法第30条第２項の規定によりまして、別冊決算書に基づいて会計書類、証書類と照合等を行った結果、別冊決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確であった。また、予算の執行についてはおおむね適正であると認められました。

令和３年８月17日、東吾妻町監査委員、角田隆紀、同じく青柳はるみ。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 監査委員報告が終わりました。

ここで質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、９月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎延会について

○議長（須崎幸一君） ここでお諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議は明日９月７日午前10時から会議を開きますからご出席をお願いいたし

ます。

◎延会の宣告

○議長（須崎幸一君） 本日はこれをもって延会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 2時05分）

令和 3 年 9 月 7 日（火曜日）

（第 2 号）

令和３年東吾妻町議会第３回定例会

議 事 日 程（第２号）

令和３年９月７日（火）午前１０時開議

- 第 １ 議案第 ６号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 第 ２ 議案第 ７号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について
- 第 ３ 議案第 ８号 東吾妻町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 ４ 議案第 ９号 東吾妻町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例について
- 第 ５ 議案第 10号 東吾妻町東地域定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 第 ６ 議案第 11号 東吾妻町町営住宅基金条例について
- 第 ７ 議案第 １号 令和３年度東吾妻町一般会計補正予算（第３号）
- 第 ８ 議案第 ２号 令和３年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
- 第 ９ 議案第 ３号 令和３年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第１号）
- 第 10 議案第 ４号 令和３年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第１号）
- 第 11 議案第 ５号 令和３年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第２号）
- 第 12 議案第 12号 東吾妻町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第 13 議案第 13号 物品購入契約の締結について
- 第 14 陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１４名）

１番 須 崎 幸 一 君

２番 渡 一 美 君

3 番 井 上 日 出 来 君
 5 番 茂 木 健 司 君
 7 番 里 見 武 男 君
 9 番 重 野 能 之 君
 1 1 番 佐 藤 聡 一 君
 1 3 番 樹 下 啓 示 君

4 番 高 橋 弘 君
 6 番 高 橋 徳 樹 君
 8 番 小 林 光 一 君
 1 0 番 竹 渕 博 行 君
 1 2 番 根 津 光 儀 君
 1 4 番 青 柳 はるみ 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	山 野 邦 明 君	総 務 課 長	水 出 智 明 君
企 画 課 長	関 和 夫 君	ま ち づ く り 推 進 課 長	酒 井 文 彰 君
保 健 福 祉 課 長	加 藤 俊 夫 君	町 民 課 長	水 出 悟 君
税 務 課 長	谷 直 樹 君	農 林 課 長	角 田 良 信 君
建 設 課 長	福 原 治 彦 君	上 下 水 道 課 長	高 橋 篤 君
会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	武 井 幸 二 君	学 校 教 育 課 長	堀 込 恒 弘 君
社 会 教 育 課 長	丸 橋 昇 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	水 出 淳	議会事務局長 係	西 巻 雅 子
議会事務局 主 任	田 中 康 夫		

◎開議の宣告

○議長（須崎幸一君） 皆様、おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

本日は傍聴の申出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしくお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくくださいますよう併せてお願い申し上げます。

なお、今定例会におきましても、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、傍聴者の皆様にもマスクの着用や手指のアルコール消毒等をお願いしておりますが、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（須崎幸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎議案第 6 号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第 1、議案第 6 号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

それでは、議案第 6 号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正案は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給適用となる期間を延長するためのものです。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（水出 悟君） お世話になります。

そうすれば、新旧対照表をご覧いただければと思います。

東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正になります。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金につきまして、本年6月30日までを支援の適用期間として規定しておりました。今回は、傷病手当金の支給適用となる期間を令和3年9月30日まで延長するものです。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第7号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第2、議案第7号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第7号 東吾妻町税条例等の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

今回の税条例改正は、令和3年度の地方税法等の一部改正が行われたことに伴います税条例等の一部改正を行うものです。

主な改正内容は、個人町民税の非課税の範囲や寄附金税額控除等を改めるものです。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

税務課長。

○税務課長（谷 直樹君） お世話になります。

今回の改正は、令和３年度地方税法の一部改正に伴う東吾妻町税条例等の一部を改正する条例です。

お手元の新旧対照表をご覧くださいと思います。

初めに、第24条「個人の町民税の非課税の範囲」です。

均等割の非課税限度額について、その基準の判定に用いる扶養親族の範囲を扶養控除の取扱いと同様にするための改正となります。

施行は令和６年１月１日になります。

次に、第34条の７「寄附金税額控除」です。

特定公益増進法人等に対する寄附金の寄附金税額控除について、その対象となる寄附金から出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金を除外するための改正となります。

施行は令和４年１月１日です。

次の第36条の３の３「個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書」です。

個人住民税の非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直しのための改正となります。

施行日は令和６年１月１日です。

次に、附則第５条「個人の町民税の所得割の非課税の範囲等」であります。

先ほどの条例第24条と同様の理由による改正となります。

次に、附則第６条「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例」です。
セルフメディケーション税制の期間を延長するための改正です。

施行日は令和４年１月１日です。

次に、附則第10条の２、法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合です。

これはいわゆるわがまち特例です。

第23項の次に第24項を加えるものです。浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例となります。

また、第26項は、生産性革命の実現に向けた固定資産税に係る特例措置について、認定先端設備等導入計画等に係る規定を生産性向上特別措置法から中小企業等経営強化法へ移管して、改正前法附則第15条第41項の規定を本条に統合するための改正となります。

改正はこの条例の公布日となります。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第8号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第3、議案第8号 東吾妻町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第8号 東吾妻町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

主な改正内容は、対象施設の設置期限に関する規定に関する事項を改めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

税務課長。

○税務課長（谷 直樹君） 今回の改正は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、通称、未来投資促進法とありますが、第26条の地方公共団体等を定める省令が改正され、令和3年4月1日に施行されたことに伴い条例の一部を改正するものです。

新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

第2条「固定資産税の課税免除」です。

条文中の対象施設の設置期限について、「起算して5年以内に」を「令和5年3月31日までに」に改正するものでございます。

施行は公布の日からとなります。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第9号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第4、議案第9号 東吾妻町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第9号 東吾妻町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法に変わり、令和3年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴う新条例の制定でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

税務課長。

○税務課長（谷 直樹君） お世話になります。

過疎地域自立促進特別措置法、旧過疎法が令和3年3月31日に期限を迎え、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、新過疎法が制定されました。適用要件や経過措置に関する制度改正が行われ、令和3年4月1日に施行されております。

これに伴い、東吾妻町過疎対策のための東吾妻町税（固定資産税）の課税の特例に関する条例も同日に期限を迎え、廃止となりましたが、引き続き過疎対策を講じていくために、新法の適用に伴う固定資産税の課税免除を行うために新条例の制定を行うものです。

それでは、詳細について説明させていただきます。

第1条「趣旨」では、引用する根拠を新過疎法である過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法とし、対象となる業種については、新たに新過疎法に規定されたものとして情報サービス業等を追加いたしました。

また、施設の取得等をした者とし、定義の範囲も拡大をしております。

第2条「固定資産税の課税免除」では、対象となる区域や、課税免除の適用となる対象及び免除の期間を規定しております。

第3条「課税免除の申請」では、規則において期日等を定めています。

第4条「課税免除の取消」では、虚偽申請や不正な行為の取消しを規定しています。

第5条「報告」では、第2条の課税免除を受ける者に対し、課税免除を行うための書類等の提出を求められる規定となっています。

第6条は「規則への委任」になります。

次に、附則第1項「施行期日等」ですが、公布の日の施行となり、適用は令和3年4月1日からとなります。

附則第2項「この条例の失効」は、省令において規定されている期日と同日で規定してございます。

附則第3項「失効に伴う経過措置」は、新過疎法が失効したときの経過措置を規定しております。

附則第4項「旧条例の失効に伴う経過措置」では、令和3年3月31日以前に旧過疎法において規定された設備等を取得した場合、旧条例の失効後も有効とする経過措置を規定しています。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第10号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第5、議案第10号 東吾妻町東地域定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第10号 東吾妻町東地域定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

今回の提案は、入居の手続において連帯保証人の居住要件を緩和することで、入居希望者

の入居機会を確保するために条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（福原治彦君） お世話になります。

それでは、東吾妻町東地域定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

新旧対照表をご覧ください。

居住要件を「町内」から「群馬県内」に変更するということでございます。

入居手続において連帯保証人の居住要件を町内から県内に緩和することで、入居者の入居機会の確保に努めるということになります。

既に東吾妻町町営住宅につきましては居住要件を県内に改正しております。また、居住要件の郡内の状況につきましても県内としているところでございます。

私からの説明については以上とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第11号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第6、議案第11号 東吾妻町町営住宅基金条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第11号 東吾妻町町営住宅基金条例について提案理由の説明を申し上げます。

今回の提案は、東吾妻町町営住宅管理条例に規定する町営住宅の整備及び改良等に要する費用の財源に充てるため条例を制定し、必要な規定の整備を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいます

ようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（福原治彦君） それでは、東吾妻町町営住宅基金条例について説明させていただきます。

この条例につきましては、先ほど町長が提案理由の説明で申し上げましたが、東吾妻町町営住宅管理条例に規定する町営住宅の整備及び改良に要する費用の財源に充てるための整備をするものでございます。

第1条につきましては、設置の目的というところで、先ほど説明させていただいた町営住宅の整備を目的とするものでございます。

第2条につきましては、基金に積立てをするための規定でございます。

第3条につきましては、基金を管理するための規定というところでございます。

第4条につきましては、その運用益に伴う処理の方法の規定でございます。

そのほかに、整備の方法としまして、令和3年3月策定の東吾妻町公営住宅等長寿命化計画におきまして、老朽化した住宅の廃止を進めるために町営住宅の建て替えを計画しております。その財源にも充てる予定でございます。

そして、今回の一般会計の補正予算にもお願いしているところでございますが、上信自動車道の建設に伴い、小泉団地が用地補償の対象となるため、その補償金を基金にも積み立てる計画でございます。

以上、簡単ではございますが、私からの説明につきましては以上とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第1号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第7、議案第1号 令和3年度東吾妻町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 令和3年度東吾妻町一般会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに1億2,557万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を82億9,268万5,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態措置に伴いまして、町内の中小企業事業者を支援するための事業費の追加や、感染予防対策のための追加費用のほかに、中学校のバリアフリー工事などの事業費が主な内容でございます。

詳細につきましてはそれぞれの担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（関 和夫君） お世話になります。

それでは、補正予算書の1ページ目をお願いいたします。

一般会計補正予算（第3号）でございます。

初めに第1条です。今回補正をお願いする額は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,557万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ82億9,268万5,000円とするものでございます。

第2条は地方債の補正です。

続きまして、4ページをお願いします。

第2表につきましては地方債補正となります。

中学校施設整備事業（合併特例債）の限度額を「690万円」から「3,270万円」に増額変更するものでございます。

続いて、8ページをお願いします。

事項別明細書により歳入から説明させていただきます。

11款1項1目地方交付税につきましては、普通地方交付税8,305万5,000円の追加でございます。

次に、15款2項1目総務費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,414万円の追加となります。今回、国において事業者支援分として臨時交付金が追加されたことに伴う補正となります。

次に、16款2項4目農林水産業費県補助金、ぐんまの肉牛応援事業補助金26万円の追加です。

17款2項1目不動産売払収入につきましては、町営住宅小泉団地不動産売払収入854万9,000円の追加でございます。

次のページ、18款1項1目一般寄附金150万円の追加につきましては、株式会社TKCより新型コロナの対策支援としての寄附金となります。

続きまして、20款1項1目繰越金につきましては、前年度決算の確定に伴いまして、前年度繰越金が1,967万9,000円減額、繰越明許費繰越金が1,051万6,000円の追加となります。

21款4項6目雑入につきましては、総務課雑入330万円と、公共交通計画（マスタープラン）策定事業費補助金が770万円減額、地域農業基盤確立農業構造改善事業補助金返還金が600万円追加、住宅防火施設整備補助金が16万2,000円減額となります。

22款1項5目教育債につきましては、中学校施設整備事業債（合併特例債）2,580万円の追加となります。

歳入は以上となります。

歳出につきましては、各担当課長より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（水出智明君） お世話になります。

それでは、歳出を説明させていただきます。

10ページをお願いいたします。

一般管理費でございます。職員人件費と一般管理事務費ともに会計年度任用職員に係る人件費補正でございます。

次に、1つ置きまして、5目の財産管理費でございます。庁舎管理事業では、施設管理委託料ということで、清掃業務になりますが、その委託料57万6,000円の追加となります。その他財産管理事業では、火災保険料14万6,000円の追加です。料率改定によるもので、以下、火災保険料と出てくるものにつきましては同じ理由による追加となりますので、よろしくお願いいたします。地域振興センター事業では、屋内外の清掃作業業務委託料8万7,000円でございます。

続きまして、次のページの支所費でございます。地域開発事業特別会計の補正に伴う繰出金19万円の追加となります。

その下、交通対策費では、交通指導員の事業がコロナウイルス感染症の関係で中止になったということで、それに関わるものの減額補正ということでございます。

1つ置きまして、諸費でございます。防犯事業として駅の防犯カメラの工事と、備品購入費では詐欺対策用の電話機の追加でございます。

次に、少し飛びまして、17ページをお願いいたします。

消防費でございます。コロナによりまして、ポンプ操法、それから、消防団員の研修会の中止によります減額補正と、乾燥塔の修繕工事100万円、それから、上信自動車道の建設に伴いまして、防火水槽の移転の新設工事を含む600万円の追加がございます。

以上が総務課担当の補正になります。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 会計課長。

○会計課長（武井幸二君） お世話になります。

戻っていただきまして、10ページをお願いいたします。

4目の会計管理費でございます。

介護保険料、後期高齢者保険料のコンビニ収納に係る金融機関テスト帳票等の印刷費11万9,000円の追加のお願いでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（関 和夫君） それでは、1つ飛びまして、9目企画費でございます。一部事務組合負担金1万9,000円の追加となります。

続きまして、10目運輸対策費につきましては、地域公共交通計画（マスタープラン）策定業務委託料を770万円減額、地域公共交通活性化協議会負担金539万円の追加でございます。

次のページ、3段目となります。

18目の交流事業推進費につきましては、合計で53万7,000円の減額となります。こちらは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により事業の中止が確定したことに伴う減額でございます。

企画課からは以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 税務課長。

○税務課長（谷 直樹君） お世話になります。

税務課からは11ページをご覧いただきたいと思います。一番下のところになります。

2款2項2目賦課徴収費、資産税5万5,000円の追加のお願いでございます。12ページのほうをご覧いただきたいと思います。標準宅地鑑定評価業務委託料の追加ということで5万

5,000円のお願いでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町民課長。

○町民課長（水出 悟君） 町民課関係のご説明をいたします。

引き続き12ページをご覧ください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費ですが、証明書コンビニ交付においてシステム動作試験の実施に必要な旅費の補正でございます。

13ページをお願いします。

3款1項6目国民健康保険費です。国民健康保険特別会計の事業勘定への決算の確定によります繰出金の補正でございます。

14ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費ですが、国民健康保険特別会計施設勘定の決算の確定による繰出金の補正でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（酒井文彰君） お世話になります。

12ページをお願いしたいと思います。

2款8項2目道の駅管理事業7,000円の追加及び3目桔梗館管理費7,000円の追加は、いずれも火災保険料の改定に伴う追加でございます。

1枚めくっていただきまして、15ページをお願いいたします。

7款1項2目商工振興費、商工対策事業に5,770万円の追加でございます。18節負担金、補助及び交付金として3点の追加がございます。

順に説明申し上げます。

1点目の商工会補助金70万円の追加は、昨年度から商工会が実施しておりますワンコインランチ宅配事業の事業継続のための補助金追加でございます。

ワンコインランチ宅配事業は事業好調でありまして、注文数が伸びている状況にあります。町としましては、これに係る配送経費等を補助するため、補助金として120万円を当初予算措置しているところでございます。しかしながら、最近の注文数の増加に伴い運営経費の増加が見込まれ、11月末ぐらいを境に運営予算に不足が生じてくるものと試算されております。このことから、この事業が今後も継続実施できるよう、年度末までの運営に必要な70万円の

追加を今回お願いするものでございます。

2点目は、小規模事業者持続化補助金500万円の追加でございます。

この事業は、小規模事業者に対する持続化支援を目的に5月の臨時会で議決いただき、現在、1,000万円の予算で申請受付を行っているもので、感染症対策、そして、販路開拓等の導入に対しまして上限50万円までの補助が受けられるものでございます。

現在の申請状況ですが、8月末現在で21件の申請があり、交付見込額は現時点で900万円を超える状況となっております。加えて、現在7件ほどの相談が寄せられており、今後、新たな申請が出てくる可能性もございます。そこで、今回500万円の追加補正をお願いし、支援の拡充を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

3点目の事業継続支援補助金5,200万円の追加は、今回新たに追加する事業となります。

現在、県内に発出されている緊急事態宣言の影響により、8月、9月において30%以上減収となった事業者に対し、事業継続支援の観点から20万円を上限に補助を行うものでございます。昨年度も同様の事業を実施しておりまして、256件の実績がありますので、その交付実績を基に、今回、260件分5,200万円の補正措置をお願いするものでございます。

なお、1点目と2点目につきましては商工会長からの要望書も提出されておるものですが、この要望内容にも対応できるものと考えてございますので、申し添えさせていただきます。

続きまして、3目観光費、観光管理費におきましては、11節火災保険料改定に伴う8,000円の追加と、18節観光振興事業補助金30万円の減額の2点で、差引き29万2,000円の減額となります。観光振興事業補助金につきましては、すいせん祭りの中止に伴う減額となります。

続いて、温川キャンプ場管理事業ですが、同様に、火災保険料改定に伴う5,000円の追加でございます。

次ページですが、あづま森林公園キャンプ場管理事業として6,000円の追加、そして、公園等管理事業に2,000円の追加でございます。いずれも火災保険料改定に伴う追加となります。

まちづくり推進課関係につきましては以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） お世話になります。

13ページをお願いいたします。

3款の民生費でございます。1項2目の障害福祉費、7目の社会福祉施設管理費は、火災保険料改定に伴う追加のお願いでございます。

4 目の老人福祉費は、新型コロナウイルス感染症拡大により杉並交流事業が中止となったため、事業旅費、杉並交流事業補助金の減額になります。介護保険特別会計繰出金は、前年度精算確定による低所得者保険料軽減事業費追加のお願いでございます。

14ページをお願いいたします。

4 款の衛生費でございます。1 項 2 目予防費の定期予防接種事業は、前年度精算確定による感染症予防事業国庫補助金還付金追加のお願いでございます。

8 目の保健センター管理費は、火災保険料改定に伴う追加のお願いでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 農林課長。

○農林課長（角田良信君） お世話になります。

14ページをお願いします。

6 款 1 項 1 目の農業委員会費294万8,000円、電算処理業務委託料の追加のお願いでございます。

続きまして、3 目農業振興費では、500万円の地域農業基盤確立農業構造改善事業還付金の追加のお願いでございます。

5 目畜産振興費では、26万円、ぐんまの肉牛応援事業補助金の追加のお願いでございます。

次に、2 項 1 目の林業振興費では、節予算の組替えのお願いでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） お世話になります。

16ページをご覧くださいと思います。

8 款 2 項 2 目下水道費でございます。18節の負担金の榛名湖周辺特定環境保全公共下水道事業関係市町負担金に42万6,000円の追加のお願いでございます。これは、令和2年度決算額による負担金の増額によるものでございます。

それから、27節の繰出金ですが、こちらは下水道事業特別会計への繰出金869万4,000円の減額のお願いでございます。これにつきましては下水道事業特別会計補正予算のほうで説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） お世話になります。

建設課関連について説明させていただきます。

16ページをお願いいたします。

8款3項1目公営住宅管理費855万円の追加のお願いでございます。上信自動車道建設事業に伴い小泉団地が用地補償等の対象となるため、建物の解体工事費及び町営住宅基金への積立てのための855万円の増額でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） よろしくをお願いいたします。

学校教育課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

3款民生費、2項2目保育所費では、保育所運営事業で413万3,000円の減額のお願いでございます。11節火災保険料2,000円の追加は保険料率改定によるものです。14節工事請負費413万5,000円の減額は、旧原町保育所駐車場用地原形復旧工事完成による不用額533万5,000円の減額と、あづま保育所門扉改修工事120万円の追加によるものです。

3目学童保育費では、11節火災保険料2,000円の追加のお願いでございます。

17ページをお願いいたします。

10款教育費、1項2目事務局費では104万9,000円の追加のお願いでございます。3節時間外勤務手当80万円の追加と21節補償金24万9,000円の追加は、中学校の修学旅行先変更に伴う企画料分のキャンセル料となります。

次のページをお願いいたします。

4目通学バス運行管理費19万円の追加は、児童6名の通学手段変更による通学定期代負担金の追加などでございます。

5目給食センター運営管理費98万4,000円の追加は空調室外機の修繕料でございます。

6目外国青年招致事業費では火災保険料5,000円の減額でございます。

2項1目小学校学校管理費では、学校管理費事務局分で296万1,000円の追加のお願いでございます。14節工事請負費53万5,000円は東小学校体育館音響設備交換工事をするもの、17節備品購入費231万円は発熱測定用のA I顔認証端末7台を購入するものです。

3項1目中学校学校管理費では、学校管理費事務局分で3,068万5,000円の追加のお願いでございます。14節工事請負費2,967万1,000円の追加は、車椅子を使用している6年生の児童が東吾妻中学校に進学することとなった場合に必要となる校舎等のバリアフリー化工事

費2,717万円や、3年生教室のLED照明機器交換工事などがございます。今後、この対象児童の進学先が特別支援学校となった場合にはこのバリアフリー化工事は施工いたしませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

17節備品購入費99万円は、発熱測定用のAI顔認証端末3台を購入するものです。

4項1目こども園管理費では、こども園管理費事務局分で退職手当組合負担金193万円の追加のお願いでございます。

以上で学校教育課の説明は終わりとなります。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） お世話になります。説明させていただきます。

12ページをお願いします。

2款8項1目コンベンションホール管理費ですが、265万3,000円を追加するお願いでございます。備考欄をご覧ください。消耗品費5万5,000円は、消毒液噴霧器を購入する費用でございます。印刷製本費38万8,000円は、事務コピー費が不足するための追加のお願いでございます。庁舎修繕費184万5,000円は、コンベンションホールの消防設備等の修繕費用の追加のお願いでございます。備品購入費36万5,000円は、飛沫対策としてパーティション、それから、駐車場等の草刈り等で使う予定の刈り払い機等の購入費用のお願いでございます。

4目健康増進センター管理費では、実施できなかった事業の講師料6万円の減額、それから、消耗品費7万9,000円の追加は消毒液の購入のお願いです。

19ページをお願いします。

10款教育費、5項社会教育費、1目社会教育費ですが、消耗品費5万5,000円は非接触型の体温計を購入する費用です。

それと、火災保険料の料金改定分の追加のお願いです。

2目公民館費では、中央公民館、太田、岩島、坂上、東公民館の火災保険料につきまして料金改定分の追加のお願いと、次ページになりますが、坂上公民館運営費につきましては駐車場周辺のフェンスの修繕費用の追加のお願いでございます。

3目文化財保護費では44万8,000円を追加するお願いです。資料館の火災保険料の料金改定分の追加と、文化財の蕨手刀の科学分析調査をする費用の追加のお願いでございます。

4目青少年対策費では、杉並・東吾妻子ども交流会が中止になりましたので、そちらに伴う減額でございます。

21ページ、5目発掘調査費につきましては、火災保険料につきましては整理室の保険料の

料金改定に伴う追加のお願いでございます。

6項1目保健体育総務費は、杉並・東吾妻のオリンピック観戦事業、それから関東スポーツ推進委員の研修、それから、郡民スポーツ大会秋季大会が中止になりましたので、それに伴う減額の補正です。負担金、補助及び交付金では、杉並区・東吾妻町バレーボール交流会が中止になりましたので、それに伴う減額でございます。

次ページになりますが、3目の社会体育施設管理事業では、消耗品費16万円、これはトイレのクリーナーですとか除菌用の消毒液の追加になります。火災保険料につきましては料金改定分の追加のお願いでございます。

委託料につきましては、町民体育館のバスケットボール用のゴールのリングがちょっと傾いているというか、指摘がありましたので、そちらのほうを点検する費用でございます。

自動車等の借上料につきましては、温川スケート場の修繕をするのに機械を借り上げる費用でございます。

備品購入費の8万円につきましては、ソフトテニスコートの審判台を購入する費用の追加のお願いでございます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

ここで休憩を取ります。

再開を11時といたします。

（午前10時49分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午前11時00分）

◎議案第2号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第8、議案第2号 令和3年度東吾妻町国民健康保険特別会計補

正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 令和3年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正案は、事業勘定については歳入財源を組み替えるものでございます。施設勘定につきましては、歳入財源を組み替えるほか、歳入歳出をそれぞれ100万円増額し、予算の総額を7,717万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（水出 悟君） それでは、事項別明細書の5ページをお願いします。

事業勘定の歳入ですが、令和2年度決算における繰越金の確定による歳入財源の組替えです。7款1項1目事務費繰入金を1,125万円増額補正し、8款1項1目前年度繰越金を1,125万円減額補正するものでございます。

7ページをお願いいたします。

施設勘定の歳入ですが、1款2項1目健康診断等収入の補正は、新型コロナウイルスワクチン接種の受託事業収入の100万円を追加するものでございます。

そのほか、令和2年度決算における繰越金の確定による歳入財源の組替えで、4款1項1目一般会計繰入金を246万6,000円減額補正し、5款1項1目前年度繰越金を246万6,000円増額補正するものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出は、一般管理費において職員人件費39万2,000円と施設管理費60万8,000円を増額補正するものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第3号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第9、議案第3号 令和3年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第3号 令和3年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、令和2年度分の国庫・県支出金及び支払基金交付金の精算と前年度繰越金の確定に伴うものが主なもので、4,360万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ18億8,321万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） お世話になります。

事項別明細書の5ページの歳入をお願いいたします。

5款県支出金、2項1目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業、7款繰入金、1項4目低所得者保険料軽減繰入金は前年度決算精算による追加でございます。

9款繰越金、1項1目繰越金は前年度決算確定による追加でございます。

続きまして、6ページの歳出をお願いいたします。

3款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金は基金積立による追加のお願いでございます。

4款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は地域支援事業交付金の追加補正による財源変更になります。

5款諸支出金、1項2目償還金は、前年度分の介護給付費等の精算確定に伴う国庫・県費と支払基金への償還金の追加のお願いでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第４号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第10、議案第４号 令和３年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第４号 令和３年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第１号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに2,644万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１億8,145万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（水出智明君） それでは、４ページをお願いいたします。

歳入から説明をさせていただきます。

一般会計繰入金でございますが、宅地造成、情報通信事業歳出補正に伴います繰入額の補正でございます。

次の５款繰越金は額の確定によります５万9,000円の追加となります。

６款諸収入では、上信自動車道整備に伴う光ケーブルの移転補償費2,620万円の追加でございます。

続きまして歳出でございます。

宅地造成事業費では、群馬県宅地耐震化技術検討委員の報酬、費用弁償３名分ということで24万9,000円の追加でございます。

次に、情報通信事業では、上信自動車道整備に伴う光ケーブルの移設工事2,620万円の追加となります。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第5号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第11、議案第5号 令和3年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第5号 令和3年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いするものは、令和2年度決算により繰越金の額が確定したものによる補正と、上信道建設工事に伴う下水本管移設工事に伴うものでございます。歳入歳出それぞれ2,000万円を追加して総額をそれぞれ5億4,945万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） お世話になります。

それでは、予算書の4ページをお願いいたします。

歳入でございます。

5款繰越金、1項1目一般会計繰越金で869万4,000円の減額のお願いでございます。これにつきましては、令和2年度決算により繰越金の額が確定したことによる減額でございます。

続きまして、6款繰越金、1項1目繰越金ですが、繰入金同様、繰越金の額が確定したことにより869万4,000円を追加するものでございます。

続きまして、7款諸収入、2項1目雑入でございますが、3節の箱島岡崎地区雑入に2,000万円の追加のお願いでございます。これは、上信自動車道建設に伴う農業集落排水箱島岡崎地区の下水本管の移設補償費でございます。

続いて歳出でございます。

2 款建設費、1 項 1 目 14 節の建設事業費に 2,000 万円の追加のお願いでございます。これは、上信自動車道建設に伴う農業集落排水箱島岡崎地区の下水本管の移設工事の追加でございます。

以上でございますが、よろしくお願いをいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9 月 14 日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第 12 号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第 12、議案第 12 号 東吾妻町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第 12 号 東吾妻町過疎地域持続的発展計画の策定について提案理由の説明を申し上げます。

これまでの東吾妻町過疎地域自立促進計画につきましては、令和 3 年 3 月 31 日をもって計画期間が満了となりました。令和 3 年 4 月 1 日より過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が新たに制定され、引き続き町内全域が過疎地域に指定されました。今後の過疎対策事業に対し国の財政的支援を受けるために 5 カ年の計画を策定するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（関 和夫君） お世話になります。

これまでの過疎地域自立促進特別措置法が令和 3 年 3 月 31 日に失効し、東吾妻町過疎地域自立促進計画につきましても 3 月末をもって計画期間が終了となりました。

新たな法律といたしまして、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和 3 年 4 月 1 日より施行され、当町につきましても引き続き町内全域が過疎地域の指定となり、今後も国からの財政的支援が受けられることとなりました。

財政的支援を受けるためには市町村計画の策定が必要となりますので、今回ご議決をお願いする東吾妻町過疎地域持続的発展計画を策定するものでございます。計画期間は令和３年度から令和７年度までの５カ年となります。

過疎地域持続的発展計画は、新過疎法及び群馬県の方針に基づき、地域の自立に向けて過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域活力の向上を目指し、総合的かつ計画的な対策を実施するために策定するものでございます。

また、財政的支援であります過疎対策事業債など特別措置を受けるための基本的な計画となります。本計画の基本方針につきましては、東吾妻町第２次総合計画のまちづくりの基本目標に即しており、地域の実情に応じた施策を展開し、地域の持続的発展に取り組むこととしております。

本計画の策定に当たっては、新過疎法第８条第７項の規定に基づき県知事との協議を行い、その後、議会の議決を経て、関係する各大臣へ提出する予定でおります。

令和３年８月１２日付で群馬県知事との協議が調いましたので、今回、ご議決を求めるものでございます。

なお、お配りしている計画案に記載されている各分野ごとの事業計画につきましては、総合計画の実施計画等を踏まえ、過疎対策に位置づけられると思われる事業を幅広く取り入れた事業計画となっております。

記載している全ての事業について過疎債等の財政措置を必ずしも適用するものではございませんが、本計画に記載のない事業は支援措置が受けられませんので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。９月１４日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案書の訂正

○議長（須崎幸一君） ここで、建設課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

建設課長。

○建設課長（福原治彦君） 議案第11号の訂正についてでございますが、よろしくお願いいたしますと思います。

まず、第11号の東吾妻町町営住宅基金条例第1条のところですが、「東吾妻町町営住宅管理条例（平成18年3月27日条例第180号）」とありますが、「平成18年東吾妻町条例第180号」というふうな形で訂正をよろしくお願いいたしますします。

以上でございます。よろしくお願いいたしますします。

○議長（須崎幸一君） よろしいですか。もう一度説明させますか。

建設課長、もう一度ゆっくりと説明してください。

○建設課長（福原治彦君） そうしましたら、第1条の東吾妻町町営住宅管理条例の後の括弧の中でございますが、「3月27日」と表示してありますが、これを「東吾妻町」というふうな形に訂正をお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 議員の皆さん大丈夫ですか。議案第12号とは関係ない今の発言なので、勘違いしないでほしいんですけれども。議案第11号の東吾妻町町営住宅基金条例についてということで、緊急に今、発言を求められたので、許可してしまったんですけれども、大丈夫ですか。

よろしいですか。もう一度申し上げますけれども、ただいま説明がありました議案第12号の東吾妻町過疎地域持続的発展計画の策定についてのことはございませんので、緊急に今、許可をいたしましたんですけれども、発言を求められたので。

議案第11号の件なんですけれども、その字句の訂正です。大丈夫ですか。

（「もう一度訂正を」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 建設課長、もう一度。

○建設課長（福原治彦君） 議案第11号の中の「東吾妻町町営住宅管理条例」の次に括弧がありますが、この中に「3月27日」と表示してあるものを「東吾妻町」というふうな形に訂正をお願いいたします。

（「訂正したものを」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 議案を差し替えさせていただきますので、よろしいですか。緊急に発言を求められたので許可をしたんですけれども、じゃ議事を進行させていただきます。

◎議案第13号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第13、議案第13号 物品購入請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第13号 物品購入契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、冬季における安全な道路交通を確保するため、町道を除雪するための除雪機械取得についてご審議願うものでございます。対象の除雪機械は、凍結防止剤散布車1台と除雪ドーザー1台の計2台となります。凍結防止剤散布車は、部分散布から小規模散布まで安定散布ができる散布車、除雪ドーザーは、現在リースしているものを廃止し、購入するものでございます。6者による指名競争入札により日の丸ディーゼル株式会社と2,333万1,000円で仮契約を締結したものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（福原治彦君） それでは、物品購入契約について説明させていただきます。

この契約は、冬季における安全な道路交通を確保するため、町道を除雪するための機械であり、凍結防止散布車1台と除雪ドーザー1台の計2台です。

凍結防止散布車は、3トン級四輪駆動で、散布開始・停止の作業のほか、散布幅、散布量、散布剤の設定が運転席から操作することができ、部分散布から小規模散布に最適な小型散布車でございます。

除雪ドーザーは、3トン級四輪駆動で、雪をかく部分は地形や雪の状態に合わせて狭い部分でも最適な作業ができるものとなっております。また、運転席は雪道で安全に作業ができるよう360度の視界性を確保し、安心して作業ができるものとなっております、運転者の安全と快適な作業環境を守る予定でございます。

私からの説明については以上とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎陳情書の処理について

○議長（須崎幸一君） 日程第14、陳情書の処理についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会までに受け付けた陳情書は、お手元に配付した陳情文書表のとおり総務建設常任委員会に付託しますので、この審査を9月14日までに終了するようお願いいたします。

以上で陳情書の処理についてを終わります。

◎散会の宣告

○議長（須崎幸一君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

議員各位に申し上げます。本定例会に提案されました議案につきましては、時間を有効に活用し十分調査されるようお願いいたします。

なお、次の本会議は9月15日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午前11時24分）

令和 3 年 9 月 15 日（水曜日）

（第 3 号）

令和３年東吾妻町議会第３回定例会

議 事 日 程（第３号）

令和３年９月１５日（水）午前１０時開議

- | | | |
|------|----------|---|
| 第 1 | 選挙第 1 号 | 烏帽子山植林組合議会議員の選挙 |
| 第 2 | 認定第 1 号 | 令和２年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 第 3 | 認定第 2 号 | 令和２年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 4 | 認定第 3 号 | 令和２年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 5 | 認定第 4 号 | 令和２年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 6 | 認定第 5 号 | 令和２年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 7 | 認定第 6 号 | 令和２年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 8 | 認定第 7 号 | 令和２年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 9 | 認定第 8 号 | 令和２年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定について |
| 第 10 | 議案第 6 号 | 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について |
| 第 11 | 議案第 7 号 | 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について |
| 第 12 | 議案第 8 号 | 東吾妻町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 13 | 議案第 9 号 | 東吾妻町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例について |
| 第 14 | 議案第 10 号 | 東吾妻町東地域定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について |
| 第 15 | 議案第 11 号 | 東吾妻町町営住宅基金条例について |
| 第 16 | 議案第 1 号 | 令和３年度東吾妻町一般会計補正予算（第３号） |
| 第 17 | 議案第 2 号 | 令和３年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第２号） |
| 第 18 | 議案第 3 号 | 令和３年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第１号） |

- 第 1 9 議案第 4 号 令和 3 年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 0 議案第 5 号 令和 3 年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 1 議案第 1 2 号 東吾妻町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第 2 2 議案第 1 3 号 物品購入契約の締結について
- 第 2 3 陳情書の委員会審査報告
- 第 2 4 発委第 1 号 意見書の提出について（コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方
税財源の充実を求める意見書）
- 第 2 5 発委第 2 号 東吾妻町議会基本条例の一部を改正する条例について
- 第 2 6 発委第 3 号 東吾妻町議会会議規則の一部を改正する議会規則について
- 第 2 7 委員会報告について
- 第 2 8 閉会中の継続審査（調査）事件について
- 第 2 9 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1 番	須 崎 幸 一 君	2 番	渡 一 美 君
3 番	井 上 日 出 来 君	4 番	高 橋 弘 君
5 番	茂 木 健 司 君	6 番	高 橋 徳 樹 君
7 番	里 見 武 男 君	8 番	小 林 光 一 君
9 番	重 野 能 之 君	1 0 番	竹 渕 博 行 君
1 1 番	佐 藤 聡 一 君	1 2 番	根 津 光 儀 君
1 3 番	樹 下 啓 示 君	1 4 番	青 柳 はるみ 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	山 野 邦 明 君	総 務 課 長	水 出 智 明 君

企 画 課 長	関 和 夫 君	まちづくり 推進 課 長	酒 井 文 彰 君
保健福祉課長	加 藤 俊 夫 君	町 民 課 長	水 出 悟 君
税 務 課 長	谷 直 樹 君	農 林 課 長	角 田 良 信 君
建 設 課 長	福 原 治 彦 君	上下水道課長	高 橋 篤 君
会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	武 井 幸 二 君	学校教育課長	堀 込 恒 弘 君
社会教育課長	丸 橋 昇 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	水 出 淳	議会事務局長 議係	西 卷 雅 子
議会事務局 主 任	田 中 康 夫		

◎開議の宣告

○議長（須崎幸一君） 連日大変お疲れさまでございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

本日は傍聴の申出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますよう、よろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスの感染防止として、傍聴者の皆様にもマスクの着用をお願いしておりますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますよう、併せてお願い申し上げます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（須崎幸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎選挙第１号

○議長（須崎幸一君） 日程第１、選挙第１号 烏帽子山植林組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第２項の規定により指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決定しました。

お諮りいたします。指名推選の方法については、議長において指名することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

ここで、事務局に選挙議案書を配付させますので、しばらくお待ちください。

〔資料配布〕

○議長（須崎幸一君） 烏帽子山植林組合議会議員に、須崎幸一、高橋弘議員、茂木健司議員、里見武男議員、小林光一議員、重野能之議員、竹渕博行議員、佐藤聡一議員、根津光儀議員、樹下啓示議員、青柳はるみ議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました11名を烏帽子山植林組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名いたしました11名が、烏帽子山植林組合議会議員に当選されました。

ただいま、烏帽子山植林組合議会議員に当選されました須崎幸一、高橋弘議員、茂木健司議員、里見武男議員、小林光一議員、重野能之議員、竹渕博行議員、佐藤聡一議員、根津光儀議員、樹下啓示議員、青柳はるみ議員が議場にいらっしゃいます。

東吾妻町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

以上で、烏帽子山植林組合議会議員の選挙を終わります。

◎認定第1号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第2、認定第1号 令和2年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 令和2年度の決算書の130ページ、建設事業補助金について質問をさ

せていただきます。

所管事務調査で施策の実績については、99ページに整備事業補助金というのがございまして、それについて説明を受けました。そこで、その説明の中で私はちょっと分からない点があるので、お尋ねをいたしました。それについては、整備事業補助金については、150万円を上限に、補助率50%で補助をしていると書かれておりまして、実績書を見ると、50%の組合補助が出ている組合と、50%より少ない水道組合もありますので、やっぱり50%補助していただきたいということを申し上げました。

それに対しまして課長のほうから説明が、持ち帰り、後で説明がございました。ここには総務建設常任委員会以外の方もおりますので、正確を期するために、もう一度課長からの説明をいただければと思います。

○議長（須崎幸一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） お世話になります。

この整備事業補助金につきましては、町営以外の簡易水道等の組合に整備事業の補助金を支給をしている事業でございまして。こちらの施策の実績の最初のところの文言の中に、事業費の2分の1というふうな記載がございしますが、要綱のほうには2分の1以内、10分の5以内というふうに書いてございますので、例えば施策の実績のほうで言いますと、イの十二ヶ原・大原専用上下水道組合といくと事業費が51万9,200円でございます。これを2分の1にすると、25万9,600円というふうになると思います。補助金については25万9,000円とございますけれども、補助金の申請の際に、申請者のほうから端数と言うんですか、1,000円未満については丸めてと言うんですか、申請をさせていただきます。その申請額について、町とすると審査をいたします。それが10分の5以内であればオーケーということで、支出をしている部分でございます。

こちらの太郎谷戸ですか、この小水道組合が18万2,600円、で、補助金が9万1,300円と1,000円未満も出ているわけですが、これも審査をすれば、10分の5以内ぴったりなんですけれども。

要綱のほうが昨年の2年9月16日に改正をされてございます。それ以降につきましては、補助申請につきましては、端数につきましては1,000円未満の端数については切捨てというふうに改正をされてございます。その改正に伴って、この告示、令和2年の9月16日以降の補助申請につきましては、1,000円未満で丸めてあるものでございます。

ですから、そこでちょっと誤解というか、紛らわしさというか、混乱が生じたかもしれま

せんけれども、そういうことで、こちらの9万1,300円の補助金につきましては、ぴったり50%で割り切れた。1,000円未満に丸めなくてもいいよという、要綱の改正の前の申請だったものですから、300円も含めて改正をしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） そうような回答がございましたので、私としては平成29年度から今年の令和2年の事業報告書を見ました。そうしますと、全て1,000円未満は切捨てという形になっております。

しかし、先ほど課長のほうから報告がありました1件については9万1,300円と、300円を本来は切り捨てるところを切捨てないで、そのままになっておりました。

本来ですと、組合から9万1,300円の申請があった時点で、やっぱり1,000未満の300円については切り捨てると、やっぱり言うべきだったと。そうしないと整合性が取れないと私は思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） 先ほども言いましたように、令和2年9月16日以前のを要綱でありますと半分に300円まで、ちょうど50%ということで補助申請をいただいております。それを、この日以降であれば1,000円未満は切り捨ててくださいという指導ができますけれども、この時点ではぴったり50%で割り切れていますので、申請があれば、例えば10分の6とかになれば、切ってくださいという話はさせていただきますけれども、ぴったり50%なので、こちらのほうにつきましては1,000円未満も支給をしたという状況でございます。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） きっかりと割り切れた形で申請したからそれを受け入れたというのは、ちょっと私としては納得いきません。それはなぜかと言いますと、29年度から令和2年度までずっと調べて見ますと、全て切捨てになっているわけです。割り切れるのも切捨てになっているんです。そういう意味から、やっぱり本来ならば申請が出てきたとき、300円はもうカットするんだということを組合のほうに伝えるべきだったと私は思いますので。そういうことから、まだちょっと理解が至っていないということでございます。

もう一度答弁をお願いします。

○議長（須崎幸一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） 申請者のほうで申請が出てきます。そこでこの組合でこの事業をやるにはこんだけ事業費がかかります。で、自己負担が幾らです、補助金が幾らです、で申請が来るときに、もう申請者のほうで1,000円に丸めていると言いますか、端数を切って申請してきますので、その申請額に対してうちは審査をするということです。

例えば百何十何円と出てきても、それが50%であれば、それは支払いをしていますと思います。

申請が、出てくる申請が1,000円で額、丸めてあったということでございます。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） そうしますと、この決算書の中に、そういう細かい数字が出てくるといことになりますよね。もし、だとすれば。だけど出ておりませんよね、これは。そうしたらおかしいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） 申請のときに、申請者のほうで補助金額を1,000未満を切り捨ててきているんです。ですから、その申請分に対してうちは審査をしています。だから、事業費の10分の5、2分の1未満であれば、それは補助していますし、逆にこの9万1,300円につきましては、逆に落としてくれ、丸めてくれという話ができない話になると思います。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 今の説明ではとても納得できるような説明にはなっていないと思います。本来ですとやっぱり300円は切り捨てて補助金として出すべきなんだと思いますよ。それを300円を入れて今回出してしまっているわけです。やっぱりそれはほかの人に比べると不公平感が生まれてくるわけです。ほかの組合の人と比べると。

ですから、私の理解ではやっぱりこれはミスであったんじゃないかと、人間ですからもちろんミスは起こるのは当然ですけれどもね。ですから、ほかの組合との整合性を取るためには、やっぱり修正すべきだと私は思います。

○議長（須崎幸一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） 決してミスだとは思っていませんで、これは正確な数字だと思っています。10分の5以内なので、ぴったり50%割り切れれば、これが例えば、今回の場合は300円でしたけれども、三百何十何円で例えば申請が来るとすれば、それを精査して、

それがちゃんと50%ぴったりであれば、未満であれば、それは申請として受け付けなければならないと、逆に思っています。これをこの9万1,300円の300円を切るという話にはならないですね。これが補助率の10分の5を超えている場合はカットしてくれますかという説明ができますけれども、ぴったりなので、そこはできません。

全部丸めてあるというのは、申請者のほうの申請が1,000円に丸めてきているということなので。それで精査すると、50%いかない、49.9とか8とか、ですので、申請の場合は有効だということで、補助をしております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 先ほどの説明をずっと聞いておりますけれども、やっぱりこの1つだけが300円までやってあるということは、ほかのやつだって切捨てて、それだったら例えば50%で切り捨てればいいわけですよ。例えば951円だとしますと。それを50%まですると、例えば500円だということですからいいと思うんですよ。そうなのはおらないわけです。

だからもう二十何件、平成29年から令和2年まで、私が調べたのはその範囲内ですから、その中で、やっぱり20から30件の間、申請が出てきているわけです。全てが、この1件を除いて全てが1,000円以下で切っているわけですよ。この申請だけが9万1,300円と300円という数字が乗っているんですよ。そしたら、ほかのものとの整合性が取れないと思いませんか。いかがですか。

○議長（須崎幸一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） すみません。先ほども言ったんですけれども、申請が来ます。それがもう1,000円丸めになっているんです。そこに対してじゃ、あと600円補助できますよという指導はしていませんし、その1,000円丸めで来た金額について審査をして、それが有効であれば補助しているという状況です。過去のも恐らく1,000円丸めで申請が上がってきたものだと思います。それを審査をして有効ですねということで、間違っていないねということでお支払いをしているものだと思います。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） それでは、そうすれば、僕ですと、例えば2で割って951円なら51円までして申請をしますよ。だけど恐らくそのときに町のほうで1,000円未満は切捨ててくださいと言っているはずなんですよ。そうでなければ二十数件あるうちの1件だけが、このよ

うな数字を出しては決して来ないと思いますよ。

ですから、そういう意味からすると、これはやっぱり私は大変失礼な言い方をするかもしれませんが、やっぱりケアレスミスで、たまたま受けてしまったということなんだと思いますよ。

だって、ほかのものだって、50%まで補助するってあるんだったら、951円だったらね、それが五十点何パーセントだったら、そこまで下げて、例えば800円にして、それで普通だったらオーケーにできることになるじゃないですか。

だけど、そうじゃないわけですよ。全部1,000円以下は、ずっと今まで二十何件ある、恐らくあると思いますけれども、正確な数字は私数えてないから分かりませんが、全てが1,000円未満は切捨てているんですよ。で、これだけが切捨てていないということで、私は質問しているわけですよ。

だから、ほかの組合との整合性を取るためには、やっぱりこれは修正しないとまずいと私は思いますけれども。

○議長（須崎幸一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） 過去の方も指導はしてございません。あくまでも申請者のほうで端数を切り捨ててきている申請額だと思います。この300円についてはちょうど割り切れちゃったんで、申請が上がってきて、審査をしたらちょうど50%でしたということで間違いではないということで、300円までお支払いをしているという状況です。

そうですね。年度途中で要綱の改訂をさせていただいたりして、そこで補助額の上限額とか、調査費というふうな新しい項目を設けたりしていましたものですから、なかなかちょっと混乱した部分もございました。

今後につきましては、そういった補助金の要綱につきましては、なるべく年度当初のほうから改正できるようにしたいと思っております。

よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） じゃ、何でこれだけが、1件だけがこうなったんですか。やっぱりそれについては、ちょっと僕は理解ができない。ほかのやつはみんな切り捨てるっていうことをしているわけですから。全ての、私だったら先ほど言いましたように、ちゃんと半分を請求しますよ。そしたらそのやつを出してくれるわけではないわけですよ。やっぱり1,000円以下はみんな切り捨てているわけですよ。ね。

だからそうなる、やっぱり、これについて1件だけがこれだっていうのは、やっぱり理不尽な感じがいたします。いかがですか。

○議長（須崎幸一君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） 補助金につきましては、申請主義で行っております。組合から出た金額に対して、それを要綱によって2分の1、50%で支払っております。だから先ほど上下水道課長が申しますように、申請額が50%以内であれば、それで支払います。

あとは要綱に基づいて支払っていますから、2年の9月前にはその端数処理はありませんでしたけれども、2年の9月以降には端数処理も要綱の中に入って、その要綱どおりで支払っているということです。誤りではありません。

○議長（須崎幸一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） 300円、今回出ていますけれども、これをこっちから1,000円に丸めてくれませんかという指導はできないんです。というのは先ほど副町長も言いましたけれども、50%なんです、これが。ここで50%なので、それを丸めてくれという話はないと思います。なので、こちらについてはこの金額で支出をしているという状況です。

今後、先ほど副町長言ったように、今の要綱を使用すれば、1,000円未満については端数処理ということで申請が上がってきますので、そういったところで審査をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 平成29年から今までを調べたわけですよ。そうしたら、今の平成2年9月16日から変えたと言っているわけですが、その前に既に切捨てているんですよ、全て。でしょ。

○議長（須崎幸一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） 切り捨ててくださいという指導はしていません。申請者のほうで1,000円の端数を切り捨ててきているということだと思います。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 町のほうで、やっぱり1,000円未満、だって平成29年からずっとやっているわけですよ。そうしたら、そのように書いてくるということは、申請者が書いてくるということは、町でやっぱり2分の1にして、さらに1,000円未満は切り捨てるという指導をしているんだと思いますよ。そうでなければ、そんな今まで二十何件のやつが、そんな切

り捨てて出てくるとは思いませんよ。申請者が。

僕だったら、この要綱に50%まで保障するって言えば、僕は例えば951円なら51円まで請求しますよ。そのときに出しますよね。そうしたら、それでもいいんですか。駄目なんですよ。やっぱり丸めなくちゃいけない。それはいいの。それで出せばそれで通るんでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） 9月に要綱は改正しましたが、その前であれば、それが50%であれば、1円でもあれば支払いはしていたと思います。ですから、あくまでも先ほども副町長も言いましたけれども申請主義ですので、申請額が丸めてあるんです。1,000円に。そこは組合のほうとして、残りの端数は組合で持つから補助金は何千円までという申請があったものですから、町は1,000円未満に丸めてくださいという指導はしておりません。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 何回も繰り返すようですけれども、昨年以前は全て1,000円未満は切り捨てられていたんですよ。でしょ。だから私はこの質問をしているんですよ。やっぱり整合性を取るためにこの1件だけが1,000円未満を切り捨てられていないから、これはおかしいんじゃないかと、ということで質問しているわけですよ。だからそれについて答えていただければと思います。

○議長（須崎幸一君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） 先ほどから申し上げますように、補助金については、その組合の申請主義になっておりますので、申請されたものに対して審査して、2分の1であればそれで支払っているということです。だから2年以降については、先ほども申し上げましたとおりに端数処理がしてありますので、要綱にうたってありますから、1,000円切りますけれども、それ以前については、要綱に端数処理の方法が、やり方が明記されておりましたので、出てきて、もし組合のほうから申請があつて端数が出た場合には、端数を支払っているということです。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） だから、令和1年の以前には全て端数が出ていないんですよ。端数を全部切っちゃっているんですよ。だって本来、普通だったら、私だったら50%補助できますよというんだったら、例えば僕は何千何百、例えば何万何千、例えば951円だったら、それを申請しますよ。間違いなく。

だけど、全ての人が切っているわけですよ。ということは、やっぱり町のほうで1,000円

未満は切ってくださいということがあったんだと思いますよ。だから僕は納得いかないと言っているんであって。いかがですか。ちょっと僕は、その説明では理解することはちょっと不可能です。

○議長（須崎幸一君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） あくまでも補助金は組合の申請です。ですから、先ほどから申し上げますように、たまたまと言うんですか、組合のほうから、先ほど上下水道課長が言いますように、端数は要らないんだよということで申請されているんだと思います。

それで、1,000円で申請されていますので、50%以内であれば、その分で補助を申請しているということです。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） ちょっと理解できませんね。二十何件とかの中でね。全てその端数を切って1,000円未満切ってやっているなんて考えられません。僕だったら半分保障ができるって言われれば当然951円なら951円まで申請しますよ。ほかの人に何件かそういうのがあるんならそれは理解できます。しかし全て切り捨てているから、やっぱり町のほうでこの300円についても指導して削るというのが普通だと私は思いますけれども。いかがでしょう。

○議長（須崎幸一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） 小林町議はそういうお考えだったかもしれないんですけども、先ほどから言うように、組合のほうで端数を、端数は組合のほうで持ちますから、丸めた1,000円額で補助をいただけませんかという申請だったというふうに思っていますので、たまたま1円までという申請がなかったというしかないんですけども。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 小林議員、よろしいですか。

8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 先ほどもずっと言っているんですけども、なかなかそれを理解していただけないというのがあれだと。お互いに意見が相違があるんだろうとは思いますが。

私としては、二十何件申請しているときに、僕でしたら50%補助されるって言ったら、僕は例えば21万951円と、こういうのがあれば、そこまで僕は申請しますよ。それが普通だと思いますよ。この規定なんだから。

それをみんな切ってやっているということは、町のほうで指導があつて1,000円未満はカ

ットしてくれと、そういう話か何かあったんだろうと思いますよ。そうでなければそんなことで申請しないと思いますよ。普通の人だったら、半分て言えばその半分で申請するのが当たり前だと私は思いますけれども。

○議長（須崎幸一君） 暫時休憩とします。

（午前 10 時 32 分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午前 10 時 33 分）

○議長（須崎幸一君） 8 番、小林議員。

○8 番（小林光一君） 私の考え方をなかなか言っても理解していただけないということで、これは平行線になってしまうことは事実です。

ですけれども、先ほど言いましたように二十何件が全て1,000円未満を切り捨てるということは何か指導がない限りそうしないですよ。ね、私だったら、今言ったように951円だったら951円までして、これがちょうど50%だからって申請しますよ。普通はね。

だから、どうしても考えると、この300円の場合、うまく割れちゃったもので、そのまんま受け取ってしまったんだろうと思います。本来はそのところで1,000円以下は切って、例えば9万1,000円で申請してくださいと、普通は言うんだろうと。そうすれば非常に整合性がある、私としては理解できるんですよ。だけど、そうしない限りは、ちょっと私はなかなか理解できないということで、これは最後にします。

○議長（須崎幸一君） 改めて、もう1回答弁をさせますか。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） 過去のものについては指導はないというふうに思っていますので、2年度のこの補助金の支出についても、これは間違いないということで私は理解しています。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） ほかにありませんか。

10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） よろしく願いいたします。

決算認定の関係でございますので、ここは町長を中心にご答弁をいただきたいというふう
に存じます。

また、先ほど同僚議員が質問をしておりました。私からの意見として一言申し上げたいと
いうふうに思います。

この補助金については、年度途中での切替えということで要綱が変更されている。できれ
ば、金額もそこで変更されておりますので、今後十分に精査していただいて、年度の当初か
らそういったことが活用できるように、ぜひお願いしたいというふうに思いますけれども。

町長、ご答弁いただけますか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、今、小林議員のご意見もございます。

今後、組合のほうから、その差額について頂きたいというふうな申請がございましたら、
対応してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 町長。質問者は、年度当初からしたほうがいいんじゃないかという、
今後は、というふうな質問らしいんですが。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 年度当初からということでございますけれども、そのようなことが発
生した場合ということでお答えをいたしております。

今後も、町民の皆様から不審を抱かせるような、あるいは不利益になるようなことはして
いけないということで、しっかりと指導していきたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） ありがとうございます。

ちょっとかみ合わなかったんですが、基本的には私が言ったことで、ぜひご努力いただ
けるのかなあというふうに考えておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

と同時に、緊急的なことも中にはあるかもしれません。台風19号の被害なんかもやっぱり
あって、その次年度です。いろんなことを想定した中で、担当課がそれなりのことを考
えたんだなというふうに考えておりますけれども。

私からは、2件質問させていただきます。

まず最初に、予備費からの充用が71万4,000円。これ使われているわけですよね。当然ながら町長も御存じだと思いますけれども。これは結果的にはやむを得ず予備費を充用したということだと思います。その背景とすれば、流用もできなかったと。実際蓋を開けてみたらお金がなかったということなんだと思いますけれども。

この背景として、本来であれば、この予備費というのは、多分説明の中では、職員の退職金の、組合に支払う一部の金額ということでお聞きしておりますけれども。本来であれば、担当がきちっと、そういった数字を捉えて、そして昨年12月だとか、今年3月ですよね、そういったところでやはり補正を組んで、きちんと手当ををしていく、これが適切だったのではないかなというふうに思いますけれども。

背景を見ますと、3月の当初予算のときに補正で減額しているんですよね。ですから、減額したということは、そこで足りなくなったということなんだと思いますけれども。その辺町長、どのようなお考えですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 竹渕議員のお尋ねの件は、若い職員が残念ながら病気で亡くなってしまったということで、その手続上の退職金ですとか、そういったものが発生してきたということでありまして。3月補正に、ちょうど、事務手続上、そのはざまに入ってしまったて手続ができなかったというふうな状況でございまして、予備費に頼らざるを得なかったということでございますので、これにつきましては、そういった背景がございまして、ご容赦のほどよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） ご容赦というか、別に違法でないのですね。別に容赦する、しないという話じゃないんですが。基本的には担当課が事前にそういったものを捉えていて、それではざまじゃなかったんですよ。もう昨年の夏頃ですかね。お亡くなりになった方がおいでになるというのは存じておりますけれども。そういった意味では、退職金の数字というものを、やはりある程度の期間でやっぱり捉えて、そしてそれが捉え切れなかったと。そういった中、3月補正で減額をしてしまったと。その背景でどうしてもお金が足りなくなって充用したということは分かっております。

しかしながら、使ってはいけないという話で言っているわけではないんですよ。けれども、本来であればそういった数字を事前に捉えておいて、そして12月だとか3月とかできちんと数字を補正していくということが、私は原則なのかなというふうに思います。

この予備費については、もう3年目なんですよ。私、毎年毎年やっているんですね。使ってはならないという話じゃないんですけれども、できればそのようなお金を、予備費を使うのではなくて、やはりきちんと補正を組んで、やっぱり手当をしていくというふうに、ぜひお考えいただきたいと思いますけれども。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、急なことで、またそういった手続が頻繁にあるものではございませんので、そういった手続上のはざまの中で発生したことでございます。

予備費につきましては使用することが別に、議員おっしゃるとおり問題ではないのでございますけれども、今後はしっかりと事務手続を行いながら、そういった予備費に頼らないような手続を行いながら進めてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） ありがとうございます。そのとおりだと思います。

そういう意味では、先ほど町長の答弁の中にもございました。頻繁にあることではないと。頻繁にあることではないから、なおさらそれは数字が捉えられるはずなんですよ。それは私も背景知っていますよ。知っていて言ってるんですよ。正直言って。

そういう意味では、きちんと今のような町長のご答弁いただければありがたいというふうに思いますので、ぜひ、今後も適切な処理、そういったものに心がけていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

もう1点、お願いいたします。

昨年の9月の定例会のときに、コロナの影響によって補償金が生じたということで、今回、計上されております。これについて、ちょっとおさらいしないと、皆さんもちょっと分からないと思いますので、ちょっと読み上げさせていただきます。

昨年の9月に補償金128万9,000円。去年は129万円という数字で言いましたけれども、確定数字が128万9,000円ですから正しく言いますけれども。当年度のまちづくり推進課長より休業補償に関する根拠と言うべき詳細を説明いただいた。その説明については、当期純利益、令和1年、令和2年の4月、5月分、715万1,370円が、基本的に補償金として該当する金額ということで示されました。

そして、国の雇用調整助成金、または事業継続補助金みたいな、それと県の持続化給付金、町の持続化補助金ですかね。こういったものを合計すると530万8,511円、これは国・県・町から補助金としていただくもの。ですから約700万円から500万円を引き算すると、184万

2,859円になりますというふうに、私は説明させていただきました。

そして、約180万円の補償金を、学校教育課のスクールバスの補償金と同様の約70%とする。そして、それが129万円となるというものでしたということを私は延べさせていただきました。正確に言うと128万9,000円ですけれどもね。

このときに、純利益分715万1,370円については、どう考えても納得がまいりませんという話をさせていただきました。この根拠については、当該年度の赤字分、これは当然のことだと、コロナの影響があるし、休業をしていただきましたから。

しかしながら、前年度、要するに令和1年度の4月、5月の決算で、純利益が出ている分、4月が204万3,016円。5月についてはマイナスがついているので40万6,633円。これを差引きして、その分を補償金に上乘せしているわけですね。これは私は全く納得がいかない。

何で納得がいかないかというと、ここには役員報酬も入っていれば、実際に営業していないのに、要するにどんなものを仕入れているか分かりませんよね。だけれども、その経費までも払っているんですよ。補償金として。

それで、私は意見として述べさせていただいたのは、当該年度の4月及び5月分の損益をこの部分だけ補償すれば、それをゼロベースで補償することによって、20万6,476円になり、これを100%補償したとしたって、要するに20万円程度であったと。これを7がけすれば14万円ぐらいですね。

私が示した根拠の中にも役員報酬も入っていれば、当然仕入れ原価、こういったものも入っている。これだってやり過ぎだと私は思いますよ。

だけれども、そういったものを当初きちんと精査して検討してまいりますという説明をしておりました。この根拠というのが担当課から示されて、これが妥当性があるという判断で、満額を支払ったんだと思います。私はこれにはちょっと納得ができないというふうに考えております。この辺について町長、お伺いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 新型コロナウイルス感染拡大によりまして、普段から地域の活性化等で本当に一生懸命活動いただいております皆様、不利益が生じるということは忍びないことでございます。そのような中で、町として町民の皆様にできるだけことはしてあげなければならないという観点から、休業要請について内容を精査しながら補償金というものをお支払いをしたということでございます。

そのようなことで、町民の皆様の生活に非常に支障の出るような状況の中で、町としてし

っかり補償していかなければならないということは、職員も我々もしっかりと考えていたことでございまして、そのような点から、この補償金を皆様に、町民の活動いただいている皆様にお出しをして、今後もしっかり町の活性化のために、地域の活性化のためにお願いしますということでお出しをしたところでございます。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） ちょっとかみ合わないですね。

町長の答弁の中で、当然ながら地域の活性化だとか、そういったものはそうですね。重要なことだと思います。

だけれども、私が質問しているのは、基本的には、ほかのこういった町の仕事を受けているところ以外については、ほとんど補償金というものはない。そういった状況の中で、これはやり過ぎじゃないんですかという話なんですよ。それは妥当性があるという話ですから、ちょっと質問を少し変えます。

そうすると、ちょっと関連なので決算とは関係ないんですが、今年度においても、今緊急事態宣言中で、先月、今月と休館を、休んでいただいているという状況の中で、当然補償金も考えなければいけない。それ当たり前のことだと私は存じております。

そういった中で、今回の決算の計算方法が適切であったとするならば、令和元年の、何を根拠にするかちょっと分かりませんよ。しかしながら、コロナに影響がなかった年というのは、おとしの話です。そうすると、8月、9月を見ますと、純利益が300万円と112万円出ているんですよ。そうすると、今回もそれを足されて補償金とされるんですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今後のこれは、内容、申請いただいた内容を見ながら、それは判断していくことでございます。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） 町長、申請された内容じゃないんですよ。これは、我が町においては補償金についての要綱的なものって一切ないんですよ。要するに契約書の一部で乙と甲が協議して決めるって書いてある一文だけなんですよ。ということは申請主義じゃないんですよ。

私は何が言いたいかっていうと、町できちんと補償金の基準というものを設けて、そして業者と協議を進めていく、これが一番大事なことなんですよ。それが一向になされていないから心配しているんです。

ですから、今年もおととの利益分を乗じてやるんじゃないか。業者のほうはそういう実績がありますから、もらえるんじゃないかと思っているかも知れませんよ。その辺どうですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほども申し上げましたように、今回のことにつきましては、ＡＣＣの皆さんが、お出しをする資料をよく、申請内容をよく審議して精査して、また協議してしっかりと決めていくということでございます。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） 答弁がよく分からないですね。的確に答えていただきたいと思いますが、すけれども。残り時間がどんどん押してきてしまいますので、私、持ち時間がありますのでね。

要は、今回の決算認定における当該年度のまちづくり推進課から出てきたものについては、前年度の純利益、要するに本当のもうけですよ。これに乗じて補償金として出しているんです。これをオーケーとするならば、今回年度が違いますから、また違った形で出るかもしれません。しかしながらこれは一応事例として出ているわけですから、これを根拠とするならば、おととの8月、9月には、約四百数十万円の利益が出ている。だからこれに乗じるんですかという、単純な話をしているんですよ。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（酒井文彰君） 減収額の積み上げにつきましては、まだこれからしっかりと検討をしていきたいと思えます。

前年と同じ形を取るか、また新たな考えに基づいて行うのか、その辺につきましてはまだ、正式には決めておりませんが、これからしっかりと精査をしていきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） メインが町長だったんだけど、現在の担当課長が真摯に答弁していただきました。

課長、せっかくですから、私のほうから意見を申し上げますけれども。

緊急事態宣言で先月、今月ということで休館されている。そういった状況の中、国からどういうお金がいただけるのか、県からどういうお金が頂けるのか、町からどういうお金が頂けるのか、こういったものも含めて、それと同時に2か月間の休暇、要するに職員の方とい

うのは休んでいただいている。そういった場合、職業安定所、そういったような申請をなされて、一応そういった申請が許可下りるのかどうかとか、そういったものも当然検討しなければいけないと思うんですよ。雇用のほうですね。

そうしたときには、終息したら調整するのではなくて、要するにもう今の段階からどうなっているんだということは、情報共有しながら検討していく必要があるんだと思うんですが。その辺いかがですか。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（酒井文彰君） 現在も、天狗の湯、そして桔梗館につきましては休業中でございます。この点につきましては休業補償の対象ということになってくるものと思われませんが、この算定に当たりましては、指定管理者側との協議というものが必須になると考えております。この協議も、できるだけ早い段階で進めていければなというふうに考えております。

その協議も1回で終わるものではなく、2回目、3回目、複数回にわたって、指定管理者側からのデータ等も提供を受けながら、これは細かい作業になってくるかと思えますけれども、減収額の正確な積み上げというものを行っていきたいと考えております。

また、同時に、給付金ですとか支援金、国・県のもの、町のもの、それから雇用調整助成金等も含まれてくると思います。そういった収入の部分、これらについても的確な指導、それから情報提供等も行いながら、総合的に担当課長としてしっかりと透明性のある対応を取ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） ありがとうございます。

そういうことなんだと思います。

去年は、ある意味ではあまりにもアバウト過ぎたと、私は感じております。

当然、年度が替わっていますし、担当課長も替わっております。そういった中、ゼロベースでまた、そのようなお考えの中で進めていただければありがたいというふうに思います。

町民の皆さんも、そういったような形で期待をしているというふうに思っております。

何はともあれ、町側として協議に臨む前に、こういったものは支払うけれども、こういったものはご勘弁いただくというような定義がなければ駄目ですよ。それをぜひやってください。それがなければアバウトになってしまう、そのときそのときの。と思いますよ。それ

以上言いませんけれども、ぜひ真摯に対応していただければありがたいというふうに思っております。

ただ、今回は決算認定でございます。昨年の決算の関係でございます。これはとても私は納得ができませんので。そういうつもりでよろしくお願いしたいというふうに思います。

ご答弁は結構です。

○議長（須崎幸一君） 質疑の途中でありますけれども、ここで休憩を取ります。

再開を11時10分といたします。

（午前 11 時 01 分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午前 11 時 10 分）

○議長（須崎幸一君） 続いて質疑を行います。

ございますか。

11番、佐藤議員。

○11番（佐藤聡一君） 町長にちょっと確認したいんですが、先ほどの同僚議員の質疑の中で、水道の先ほどの端数の話で。後から申請が上がってきたものについて払うというような話に私は聞こえたんです。そのところの説明をお願いします。そうでないと、決算認定するのにおかしくなっちゃうんで。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点については、副町長のほうから詳しくお答えします。

○議長（須崎幸一君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） 先ほどの件ですけれども、竹渕議員のほうから、条例や要綱の改正については、できるだけ年度当初というものがありませんでした。ただ条例については、その執行している間で、どうしても改正しなければならない。要綱についてもそうですけれども、改正しなければならないという部分が出てくると、例えば9月に条例改正したときに、要綱を

改正したときに、不利益を被る人が出た場合には4月に遡って訴求適用しますよという答弁でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須崎幸一君） よろしいですか。何か例題を出してもらったほうがいいんじゃないですか、例えば。人件費がそうじゃないんですか。いいですか。

副町長。

○副町長（渡辺三司君） 例題ということなんですけれども、例えば人事院勧告が8月に出て、12月に条例改正した場合には、今回はどうなるか分かりませんが、期末手当等々については4月に遡ってという。それはどっちかという、もらった人に不利益は被るかもしれませんが、そういうので申請する人に不利益が出ないように、条例は4月に遡って適用していくということでございます。

○議長（須崎幸一君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおり、これを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（須崎幸一君） 2番起立、3番起立、4番起立、5番起立、6番起立、7番起立、9番起立、11番起立、12番起立、13番起立、14番起立、起立多数。

したがって、本件は認定することに決定いたしました。

◎認定第2号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第3、認定第2号 令和2年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月6日文教厚生常任委員会に、その審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いします。

文教厚生常任委員長。

12番、根津議員。

ご登壇願います。

（文教厚生常任委員長 根津光儀君 登壇）

○文教厚生常任委員長（根津光儀君） 認定第2号 令和2年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

会期中9月9日、町民課長に出席を求め、本件について審査いたしました。

事業勘定歳入総額は17億560万594円。歳出総額は16億7,043万9,154円、歳入歳出差引額及び実質収支額3,516万1,440円で、国民健康保険基金年度末現在高1億87万1,996円であります。

審査の中で、国保税の収納率は一般現年分95.28%、不納欠損額は132万1,860円でした。平成27年度の人口1万4,772人から、令和2年度1万3,168人と減少する中で、被保険者も4,044人から3,400人と減少しております。事業規模も22億7,000万円ほどから、17億500万円ほどに縮小しています。

施設勘定歳入歳出総額は7,424万3,961円、歳出総額は6,988万2,102円、歳入歳出差引額は436万1,859円、実質収支総額は346万6,859円となりました。

受診者は延べ3,613人で、前年度より544人の減となりました。

慎重審査の結果、当委員会では事業勘定、施設勘定共に、全会一致で認定すべきものと決しました。本会議においても同様にお取り計らいください。

○議長（須崎幸一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

委員長、自席にお戻りください。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第3号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第4、認定第3号 令和2年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月6日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 根津光儀君 登壇）

○文教厚生常任委員長（根津光儀君） 認定第3号 令和2年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、会期中9月9日、町民課長の出席を求め、本件について審査いたしました。

歳入総額2億784万8,843円、歳出総額2億781万4,509円、歳入歳出差引額及び実質収支額は3万4,334円となりました。保険料収納率は99.71%でした。

慎重審議の結果、当委員会では、本件につきまして全会一致で認定すべきものと決しました。本会議においても同様にお取り計らいください。

○議長（須崎幸一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

委員長、自席にお戻りください。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第4号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第5、認定第4号 令和2年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月6日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査の結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

12番、根津議員。

(文教厚生常任委員長 根津光儀君 登壇)

○文教厚生常任委員長（根津光儀君） 認定第4号 令和2年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、会期中9月9日、保健福祉課長の出席を求め、本件について審査いたしました。

歳入総額18億1,597万78円、歳出総額17億7,029万540円、歳入歳出差引額及び実質収支額4,567万9,538円となりました。介護保険介護給付費準備基金は9,759万1,608円です。保険料収納状況は98.9%でした。65歳以上の第1号被保険者は5,491人、人口比41.70%で、前年度比1.15%の増でした。給付費の総額は16億9,191万6,869円となりました。

慎重審議の結果、当委員会では、本件につきまして全会一致で認定すべきものと決しました。本会議においても同様にお取り計らいください。

○議長（須崎幸一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

委員長、自席にお戻りください。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第5号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第6、認定第5号 令和2年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月6日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

9番、重野議員。

（総務建設常任委員長 重野能之君 登壇）

○総務建設常任委員長（重野能之君） それでは、ご報告申し上げます。

去る9月8日、総務課長の出席を求め、審査を行いました。

歳入総額2,925万4,870円、歳出総額2,744万3,485円、差引181万1,385円となりました。

委員会では、情報通信関連事業などについて説明を求め議論をいたしました。

慎重審査の結果、当委員会としましては、全会一致で認定すべきものと決しました。本会議においても同様にお取り計らいくださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

委員長、自席にお戻りください。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第6号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第7、認定第6号 令和2年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月6日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

9 番、重野議員。

(総務建設常任委員長 重野能之君 登壇)

○総務建設常任委員長(重野能之君) それでは、ご報告申し上げます。

去る 9 月 9 日、上下水道課長の出席を求め、審査をいたしました。

歳入総額 5 億 415 万 3,848 円、歳出総額 4 億 9,245 万 9,356 円となり、収支は 1,169 万 4,492 円でした。将来に向けての接続率向上などに関する監視、さらなる取組などを求め、当委員会としましては、全会一致で認定するべきものと決しました。本会儀においても同様にお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○議長(須崎幸一君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

委員長、自席にお戻りください。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第 7 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(須崎幸一君) 日程第 8、認定第 7 号 令和 2 年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳

決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月6日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いします。

総務建設常任委員長。

9番、重野議員。

(総務建設常任委員長 重野能之君 登壇)

○総務建設常任委員長(重野能之君) それでは、ご報告申し上げます。

去る9月9日、上下水道課長の出席を求め、審査をいたしました。

歳入総額6,055万2,643円、歳出総額5,646万2,716円、収支は408万9,927円となりました。

今後の適正な運営等を議論し、丁寧に説明を受けました。

当委員会としましては、全会一致で認定すべきものと決しましたので、本会議においても同様にお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○議長(須崎幸一君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

委員長、自席にお戻りください。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第8号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第9、認定第8号 令和2年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月6日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いします。

総務建設常任委員長。

9番、重野議員。

（総務建設常任委員長 重野能之君 登壇）

○総務建設常任委員長（重野能之君） それでは、報告申し上げます。

去る9月9日、上下水道課長の出席を求め、審査をいたしました。

給水戸数4,308戸、対前年度比マイナス7戸、未処分利益剰余金は2億1,809万6,741円となりました。

委員会においては、今後の供給単価の見直しなどについて説明を受けました。

当委員会としまして慎重に審査をし、全会一致で認定すべきものと決しました。本会議においても同様にお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

委員長、自席にお戻りください。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

令和２年度決算認定について８件全てが終了いたしました。

ここで、会計管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

会計管理者。

○会計管理者（武井幸二君） お世話になります。

ただいま、令和２年度各会計の決算をご認定いただきまして、誠にありがとうございます。
た。

決算審査に際して、議員の皆様、監査委員の方々からいただきましたご指摘、ご意見等を
真摯に受け止め、今後も適正な会計事務の執行に努めてまいります。

引き続き皆様方のご指導をお願い申し上げ、お礼といたします。大変ありがとうございました。
した。

◎議案第６号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第10、議案第６号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する
条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る９月７日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立
願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第7号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第11、議案第7号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第8号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第12、議案第8号 東吾妻町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第13、議案第9号 東吾妻町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立

願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第10号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第14、議案第10号 東吾妻町東地域定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第11号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第15、議案第11号 東吾妻町町営住宅基金条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第16、議案第1号 令和3年度東吾妻町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。
10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） よろしくお願ひいたします。

今回、商工費の中で町事業者に対して上限20万円ということで補助金を計上いただきました。大変町の商工事業者にとってはありがたい補助金だというふうに感謝を申し上げたいというふうに思います。

ただ、昨年ございました国の雇用調整助成金を申請するための補助金というのが上限50万円で、昨年の実績とすると9件ほどございました。当町の商工事業者にとっては非常にありがたいお金であって、そして町内の事業者の中で9件も、その申請に使っていただいた。

そういったものを踏まえて、今回はなかなか時期的な問題だとか、そういったもので乗せ

られなかった可能性もあろうかと思えますけれども、今後、12月の定例会前でも何でも、その辺の手当というものはお考えなのか。

直接これとはちょっと関係ないと言えば関係ないかもしれませんが、町長にちょっとお尋ねしたいんですけれども。その辺のお考えはございますでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 私も商工会の副会長を経験をしておりますので、商工会の商工関係の皆さんのご努力、状況というものはよく分かっておるところでございます。今回、新型コロナウイルス感染拡大によって、多大な被害等を受けておるというふうに考えております。

今後の感染拡大、あるいは国から出されます非常事態宣言等の行方を見ながら、議員お尋ねの件につきまして、十分に検討、協議していきたいと思えます。

○議長（須崎幸一君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第17、議案第2号 令和3年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件については、去る９月７日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第３号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第18、議案第３号 令和３年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

本件については、去る９月７日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立

願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第４号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第19、議案第４号 令和３年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

本件については、去る９月７日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第５号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第20、議案第５号 令和３年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第12号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第21、議案第12号 東吾妻町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） ちょっとお尋ねをしたいことがあります。

この発展計画案の56ページ、10の集落の整備という項目になります。ここで(1)現況と問題点、そして(2)その対策というふうにあるんですが。ここで記載されております内容について、いささかちょっと問題があるかなというふうに感じた点がありましたので、お伝えをしたいと思います。

まず、(1)現況と問題点のほうなんですが、そこの下の部分、東吾妻町では区制・班制を取っていますが、というところであります。この部分、地域の活動に支障を来す集落も現れ始めていますというふうにあります。

その問題を改善するために、地域おこし協力隊とか、U I J ターンの移住者受入れ等が記述されているんですけども、そもそも集落の今課題というのは、ここが本質的な問題ではなくて、自治会の継続ということが大きな課題になっていると思うんですが、その辺、町長のご認識をちょっとお聞きしたいと思います。いかがでしょう。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町内の地域によっては、高齢化をしたり、また人口減少ということで世帯数が少なくなっているということでありまして、そのような中で地域活動がなかなか十分に行えないというところも出てくるかというふうに思っております。

そのような中で、地域おこし協力隊、今まで6名任用しておりますけれども、4名がこの町に定着をしたということでもあります。こういった人の力もいただきながら、また移住定住というものも進めながら、私の地域におきましても、空き家に若い夫婦が子供を連れて定住をした、また若い独身の男性が、空き家に入ってきたというふうなこともございます。

こういった流れをつくりながらその地域を維持していくということが必要かと思います。

これは非常に重要な問題でございますので、今後もしっかりこの点について取り組んでまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） 町長からいただいたお答え、ちょっと私が期待していたものとは少しずれていたんですけども。

この問題について何が言いたいかと申しますと、このページに記述されている内容というのは、要は地域おこし協力隊員とか移住者が来れば状況が少しよくなりますよというふうなことを言っているのだと思いますが、私が思うに、本質的な問題はそこではありませんよということをお伝えしたいわけですね。

これはあくまで計画案であって、この計画案を作成するに当たって、県のほうと協議したりとか、非常に大変ご苦労されてきておる。また過疎債に関係することだというふうにもお聞きしました。なので、その点については、私は一切申すことはありません。ただこの計画の中に書かれていない部分、それが実は本質的な問題であって、そこは見過ごさないでいただきたいということをお伝えしたいわけです。町長いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そうですね。町としてこの点につきましては、非常に将来にわたって課題となってくる問題だと思っておりますので、しっかり議員皆様のお力もいただきながら、

対策を練って、またそのために活動に取り組んでいきたいというふうに思っています。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） ありがとうございます。

この東吾妻町過疎地域持続的発展計画（案）ですか、これ拝見しました。それで、各担当課と執行部の皆さんの努力の跡を私は感じ取りました。なので、ぜひともこの指摘させていただいた部分、ここだけをどうかお忘れなくということをお願いしたいと思います。

また、この(2)その対策というふうにありますけれども、ここの部分に関しては、私がこの後、一般質問で今回ちょうど自治会に関することをテーマにしておりますので、その辺を対策に関しては幾つかの提案を一般質問のほうでさせていただきたいと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 一般質問のお話もございました。その中で説明をしてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおり、これを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第13号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第22、議案第13号 物品購入契約の締結についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおり、これを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（須崎幸一君） 2番起立、3番起立、4番起立、6番起立、7番起立、8番起立、9番起立、10番起立、11番起立、12番起立、13番起立、14番起立、起立多数。

したがって、本件は可決されました。

ここで休憩を取りたいと思います。

再開を午後1時といたします。

（午後 零時00分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

◎陳情書の委員会審査報告

○議長（須崎幸一君） 休憩前に続きまして会議を進めてまいります。

日程第23 陳情書の委員会審査報告を行います。

初めに、陳情3号 日本政府に核兵器禁止条約へ署名・批准を求める陳情を議題といたします。

本件につきましては、去る9月7日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

9番、重野議員。

（総務建設常任委員長 重野能之君 登壇）

○総務建設常任委員長（重野能之君） それでは、陳情3号についてご報告を申し上げます。

去る9月9日、陳情者説明員として、日頃から平和な社会の実現に向けて熱心に活動されております、吾妻地区平和行進実行委員会の方々が出席され、丁寧に説明を受けました。その後、委員会で審査をし、委員一同、長年、広島、長崎をはじめ、核兵器によって苦しめられてきた被爆者の方々の思いと、核の恐ろしさを改めて共有したところであります。

また、同時に、委員会においては、日本を取り巻く安全保障上の脅威などについても様々な意見、議論がなされました。当委員会として慎重に審査をした結果、賛成多数で趣旨採択とすることと決しました。本会議におきましても、同様にお取り計らいいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

委員長、自席にお戻りください。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、趣旨採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり趣旨採択することに決定いたしました。

続いて、陳情２号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情を議題といたします。

本件については、去る９月７日、総務建設常任委員会にその審査を付託してあります。総務建設常任委員会から、会議規則第75条の規定によって、引き続き、閉会中の継続審査（調査）の申し出がありました。

お諮りいたします。本件については、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

◎発委第１号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第24、発委第１号 意見書の提出について（コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書）を議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

総務建設常任委員長。

９番、重野議員。

（総務建設常任委員長 重野能之君 登壇）

○総務建設常任委員長（重野能之君） 発委第１号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に多大な経済

的、社会的影響を及ぼしております。国民生活の不安が続いている中で、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない状況に直面しております。

このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税等の一般財源総額の確保、充実を強く国に求めていくことが不可欠であることから、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書の提出について、群馬県町村議会議長会から依頼がございました。総務建設常任委員会で審議を行ったところ、全会一致で意見書を提出することに決しましたので、議員各位におかれましてもご賛同くださいますよう、お願い申し上げます。

以上、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

委員長、自席にお戻りください。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎発委第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第25、発委第2号 東吾妻町議会基本条例の一部を改正する条例

についてを議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

議会運営委員長。

14番、青柳議員。

(議会運営委員長 青柳はるみ君 登壇)

○議会運営委員長(青柳はるみ君) それでは、東吾妻町議会基本条例の一部を改正する条例の提出に当たり、趣旨説明を申し上げます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

議会基本条例第3条第7項で、年1回以上の開催が規定されている議会報告会について、昨年は令和2年に限り、新型コロナウイルス及びそのまん延防止のため開催しない旨の規定を附則第2項として設けました。しかし、現在、群馬県を含め、19都道府県で緊急事態宣言が発令中であり、今後も状況がどのように変わっていくか分からないため、令和3年につきましても、議会報告会を開催しないとするため、附則第2項の「令和2年」という部分の後に、「及び令和3年」を加えるものでございます。なお、附則第2項中の括弧書きで記載してある部分についても、議案、新旧対照表のように改正させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議員各位におかれましては、本案にご理解いただき、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長(須崎幸一君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

委員長、自席にお戻りください。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立

願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎発委第3号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第26、発委第3号 東吾妻町議会会議規則の一部を改正する議会規則についてを議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

議会運営委員長。

14番、青柳議員。

(議会運営委員長 青柳はるみ君 登壇)

○議会運営委員長（青柳はるみ君） 発委第3号 東吾妻町議会会議規則の一部を改正する議会規則について、趣旨説明を申し上げます。

それでは、お手元の議案、発委第3号の新旧対照表をご覧ください。

今回の会議規則の改正につきましては、請願書の記載事項等ということで、第89条第1項の一部を改正するもので、請願書への押印を署名または記名押印とするのが主な改正内容でございます。これは、請願者に請願書への押印を義務づけていたものを、請願書に自署している場合は押印を不要とすることによって、利便性の向上を図るものであります。この改正により、請願者はそれぞれの事情により、署名または記名押印のどちらかを選択できるようになります。

議員各位におかれましては、改正の趣旨をご理解いただき、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

委員長、自席にお戻りください。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎委員会報告について

○議長（須崎幸一君） 日程第27、委員会報告についてを議題といたします。

各委員会において審査、調査を実施され、それについての報告がありましたら、お願いをいたします。

総務建設常任委員会。

9番、重野議員。自席にてお願いいたします。

○総務建設常任委員長（重野能之君） よろしくをお願いいたします。

それでは、総務建設常任委員会の報告をさせていただきます。

9月8日、9日に、ワクチン接種対応など多忙を極める中、大変な中を、町長、副町長、各担当課長に出席をいただきまして、9月定例会中の委員会を開催しました。新型コロナウイルスワクチン接種対応など、町民の命を守るために懸命に取り組んでいただいている執行部、職員の方々、医療従事者の方々に改めて感謝の気持ちを述べさせていただきます。

さて、委員会では、おらがまちプロジェクト、東支所の在り方、町営住宅については引き続き低所得者の住居確保という視点からも継続を求める意見、また、決算に関する監査委員からの意見、指摘についてなど、質疑、答弁、議論がありました。

さらに、陳情3号では、代表者の方の平和に対する熱心かつ真摯な姿に共鳴し、改めて平

和な安全な社会をつくることの大切さを痛感したものであります。

以上、総務建設常任委員会の報告とさせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 続いて、文教厚生常任委員会。

文教厚生常任委員長。

12番、根津議員。

○文教厚生常任委員長（根津光儀君） 令和3年6月第2回定例会以降、閉会中の文教厚生常任委員会について報告いたします。

8月4日午後3時30分より会議を開き、新型コロナウイルスワクチンの接種状況ほかを議題といたしました。保健福祉課長より受けた説明は、65歳以上の高齢者への接種はこの日で終了し、12歳以上64歳までの対象者は5,272人であり、12歳以上の小・中学生対象者のうち63%、高校生に相当する年代で68%の接種希望予約が入っているとのことでした。実施に当たっての感染防止対策について説明を受けました。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 議会運営委員会。

議会運営委員長。

14番、青柳議員。

○議会運営委員長（青柳はるみ君） 議会運営委員会から報告いたします。

予算決算審査特別委員会の設置について、6月10日、6月22日に委員会を開催し、これについて研究していくことを確認しました。議長の了承を得て、委員長、副委員長で相談をし、議会事務局が予算決算審査特別委員会関係資料を作成しました。これを基に、議長、副議長、議会運営委員長、副委員長で話し合いを行い、予算決算審査特別委員会設置に向けてのスケジュール案と具体的な内容案を示し、7月8日、28日と委員会を開催し、調査、研究をしました。

次に、8月10日を予定しましたが、議長より、コロナがまん延し、群馬県でも感染者が増えていることにより、中止の要請があり、開催を断念しました。予算決算審査特別委員会設置について、今後の機会を見て調査、研究して進めていきたいと思っております。

以上、報告を終わります。

○議長（須崎幸一君） 続いて、行財政改革特別委員会。

3番、井上議員。

○行財政改革特別委員長（井上日出来君） それでは、行財政改革特別委員会の報告を申し上

げます。

定例会中、9月10日午前10時より、第1委員会室にて行財政改革特別委員会を開催しました。執行部からは、町長、副町長、総務課長、企画課長にご出席をいただき、町総合戦略本部の行財政改革関係の会議経過が報告され、ひがしあがつま創生会議の公募委員に16名の応募があり、選考会にて10名が決定したこと、また、庁内文書管理システムや町公式ホームページでチャットボットを導入することなどについて議論されていることなどが報告されました。

また、坂上地区のデマンドバスについては、コロナ禍で利用者が減少し、現在、1日に2から4名程度と低調ではあるが、コロナ終息に併せてバスの利用促進の広報活動を進めるという説明でありました。

委員からは、デジタルトランスフォーメーションの導入に際し、特定の業者に依存することがないようにということのご意見、また、町内2か所のキャンプ場について、民間委託も含めた利活用と運営の改善を求める意見が出されました。

また、今後の行政デジタルトランスフォーメーション導入に対して、高齢者などデジタル機器に慣れない方には、従来どおりの紙ベースの対応も継続をさせ、公平性を担保することが大切であるという貴重なご意見も出されました。

以上が、行財政改革特別委員会の報告です。

○議長（須崎幸一君） 議会広報特別委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 以上で、各委員会からの報告を終わります。

◎閉会中の継続審査（調査）事件について

○議長（須崎幸一君） 日程第28、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題といたします。

次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように各委員会から申出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査（調査）事件が決定いたしました。

ここで休憩を取りたいと思います。再開を１時25分といたします。

（午後 １時２０分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午後 １時２５分）

◎町政一般質問

○議長（須崎幸一君） 日程第29、町政一般質問を行います。

◇ 根 津 光 儀 君

○議長（須崎幸一君） 最初に、12番、根津光儀議員。

12番、根津議員。ご登壇願います。

（１２番 根津光儀君 登壇）

○１２番（根津光儀君） 吾妻准看護学校生徒への支援について。

過日、会議規則61条第２項の規定により提出いたしました通告に従い、町長に質問いたします。

新型コロナウイルス感染症対策としてワクチン接種は進んでいますが、県内の感染は依然として高いまま推移し、緊急事態宣言は継続されています。健康な暮らしを営むことは、誰もが願う基本的なことです。病气やけがによりその願いは崩れてしまうこともあります。

コロナ禍において感染のリスクは、恐怖に姿を変え、私たちの心の中を黒く染めてきています。コロナ差別や自粛警察などという言葉が広がってさえいます。いわれなき恐怖のもと

は、十分な医療が提供されないおそれがあるからです。国の医療政策が今回のもろさをつくり出していたのかもしれませんが。

しかしながら、我が町は、地域医療充実のために様々な独自政策に取り組み、その流れは周辺市町村を取り込み、地域医療の安定に大きく寄与してきました。中核的医療機関である原町赤十字病院において常勤医が2名増員となったことは、吾妻地域の医療にとって大きな力です。令和2年度より、原町日赤医師確保対策補助金1,500万円が支払われることになりましたが、この決断は偉大であったと、今さらながら思うものです。さらに、医療従事者支援金1,810万円は、我が町が地域医療充実を強く願い、医療従事者の活動に心から感謝しているという強いメッセージでした。

医師と協力し、患者に寄り添い、予防と治療に従事する看護職の充実も大切なことです。看護職養成機関の一つである吾妻準看護学校に関わる我が町行政の取組について質問と提案をし、その可能性をお尋ねいたします。

1、町は吾妻準看護学校に対し、どのような支援を行っていますか。

2、町在住の吾妻準看護学校生徒への給付型奨学金制度の創設について提案をいたします。

3、移住政策との連携を行うことにより、Uターン、Iターン者の技能習得、職場の提供を行うことができると考えますが、いかがでしょうか。

4、福祉政策との連携を行うことにより、子育て世代にある生徒の支援を行う考えはありますか。

5、1学年20名定員の同校の在学学生は、現在半数ほどですが、生徒募集に町として関わるものがあったら教えてください。

以上、一次質問といたします。自席へ戻らせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、根津議員のご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言がなされ、県内新規感染者数が減少し始めましたが、依然、病床使用率は高い水準であるとの報告がございます。コロナ感染の恐怖と闘いながら、患者の命を守るために日夜尽力されております医療関係者の皆様に、改めて深甚なる感謝とエールを申し上げます。

さて、1点目の、吾妻準看護学校への支援についてでございますが、毎年吾妻準看護学校

から吾妻郡町村会に補助金申請がなされ、それを通じて当町も支援をしております。今年度は50万円の申請があり、うち50%を所在町村でございます中之条町が支出、残り50%をベースに、5町村の人口割によって算出をされた補助金を交付しております。

2点目の、町在住の吾妻準看護学校生徒への給付型奨学金制度の創設、続けて3点目の、移住政策との連携についてでございますが、まず、町として現状では、吾妻準看護学校生徒に限定をした給付型奨学金制度は考えておりません。群馬県では既に看護師等修学資金貸与制度や、高等職業訓練促進給付等事業といった、看護師をはじめとする資格取得推進のための奨学金や給付金の制度が充実をしております。社会情勢から、看護師を目指していただくことも非常に重要でございますが、町といたしましては、1つの職種に限定することなく、学生や住民の皆様がそれぞれの夢に向かっていけるよう、経済的な理由等によって志を諦めることのないよう、施策を構築したいと検討を重ねております。これらは子育て支援の一環として推進しているところでございますが、結果として、移住政策につなげていければと考えております。

4点目の、福祉政策との連携と子育て世代にある生徒の支援についてでございますが、子育て世代への福祉施策として、給食費やこども園保育料の無料化、今年度からは福祉医療費の対象者を18歳まで拡充するなど、様々な支援を実施しております。町で作成、配布をしております生涯支援年表、子育てガイドブックには、先ほど申し上げました、県の制度などを含む子育てに関する支援策を1冊にまとめ、分かりやすく紹介しております。町としては、一番身近な相談窓口として、個人個人に合わせたきめ細かな対応を心がけ、今後とも安心して子供を育てながら、学べる環境づくりを支援してまいります。

5点目の、生徒募集に町として関わるかについてでございますが、現状では、町が生徒募集に関わることはございません。現在、生徒数も、1年生9名、2年生7名と定員に達していないことは承知をしております。新型コロナウイルス感染症の拡大も影響し、看護職を希望する方が少なくなっているのかもしれませんが、地域医療を守るためにも、町として生徒募集に協力できることがあれば、今後協力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 再質問ございますか。

12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） お答えいただきました。

私はこの町が、もっと言えば中澤町長がこれまで取ってきた政策の中で、原町赤十字に対

する医師確保の補助金、それから先ほど私も申しました、医療者への緊急な給付金というのがありましたけれども、非常に素晴らしい政策だった。これは中澤町長の決断がなければできなかった。決断の元になったものは、それは地域医療を守ることであったと思います。

私はもう一つの観点から、行政の役割は、政治の役割はと言い換えても同じことになってくるのかもしれませんが、弱者に対してどうその手を差し伸べるかというところに、大きな使命があるんだと思います。

ちなみに、質問の1の中で、準看護学校への補助金ですけれども、それこそ先ほど決算認定を行いましたけれども、当町から8万6,030円という金額でございます。これは先方からお願いしますというようなことで、町村会を通じて依頼があったものに対して支払っているものだと思いますけれども、明確な基準、あるいは要綱というようなものがあってやっているものではないようです。その辺を指摘して話を進めていきたいんですけれども、ちょっとここで皆さんにこうなんだということを知っていただきたいので、数値的なことを申し上げます。

準看護学校の定員は、1学年20名です。現在、2年生、その中には男子が5名、女子が2名、合計7名。年齢構成は、18歳から50歳がおられます。その中に、30歳以下の方が4名です。新卒の方は1人もおりません。また、学歴で言いますと、中卒の方が2人、高卒の方が3名、短大卒の方が1名、大卒の方が1名おられます。1年生で言いますと、男子5名、女子4名。18歳から、上は64歳までの方がおられます。入学時、学歴につきまして、高卒が8名、中卒が1名です。30歳以下の方が7名。高校を出てすぐこの準看護学校へ入った方が2名おられますが、そのうち1名は、苦勞して通信制の高等学校を卒業して新卒という形で入ってきています。実質的には働きながら勉強して、そして高校を卒業して入ってきています。

ところで、この学校につきまして、ただで育成してくれているわけではありません。受験料が1万円、入学金が5万円、授業料が2年間で54万円、教科書代が7万円、施設費として年額3万円、2年間で6万円、実習費が2年間で6万円。そのほかに実習に出たりしますので、様々な感染症の検査であるとか保険ということで、これは1万3,000円ほど。ユニフォームとか靴、これも1万2,000円かかります。クラス費を毎月1,000円ずつ積み立てている。旅行積立、修学旅行のために月額5,000円を17か月積み立てていましたけれども、昨年、今年とコロナ禍で修学旅行は諦めざるを得なかった。したがって、このお金は、8万5,000円ほどはお返ししているということです。単純に足していくと、2年間で88万8,000円、1年

間で、1年目にかかる初年度納入金、それが45万4,000円ほどということです。

奨学金について、公平性の観点から、この人たちだけに特別な制度をつくることはできないということですが、こういった人、今私が申し上げましたように、苦勞して、そして現状から立ち上がろうとしている人、その人に何か行政として手を差し伸べることはできないか。町長の感想でいいですけれども、聞かせてください。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 根津議員のほうから、修学に関する費用について事細かに説明をしていただきました。1年間で45万円以上かかるというふうなことでございまして、そして新卒者もいらっしゃいますけれども、それ以外に、一度お勤めになって、それで新たに志を持ってこの学校に来たという方もかなりいらっしゃるものでございまして。

育英資金等につきましては、町の場合には学生ということが基本になるということでありまして、新卒ということが基本でありまして、一度社会に出て働いたという方は、今のところ対象にはなっておらないということでございます。こういうものでございますので、今後とも地域医療というものを維持していくためには、看護師は非常に大切な方々でございますので、今後ともこの点について検討してまいりたいと思っております。

町といたしましても、日頃から原町日赤をはじめとして、医療関係者に支援策を講じてきたところでございます。5月に私も原町日赤に僅かながら滞在していましたが、そこでも、看護師の皆様にご配慮いただきありがとうございますというふうなお礼の言葉をいただきました。そのようなことから、これからも町村会の中でも、吾妻郡内、医療の推進のために、また協議を進めてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） 検討する、町村会の他の首長さん方とも協議するというような言葉ですが、一体町長はどのような方向で検討するのか、どのように協議していくのか、その辺をちょっとお聞かせ願えませんか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 具体的にどのようにということですが、これから各町村の状況等もありますので、互いに町村の現在取り組んでいる事業等も把握しながら、その点につきまして、郡内で合意できるものを組み立てていきたいと思っております。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） ちょっと中澤町長らしくないですね。というのは、これまでの政策

は、町長は郡内を、他町村を引っ張ってきたんですよ。この件についてもどういうふうに引っ張っていかうか。ベースになるものをちょっと考えていただきたいんですけれども、考えがあるなら、ベースのところをお話いただければと思います。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 根津議員に大変よいお言葉をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど申し上げましたように、これから郡内の町村としっかり意思を通じながら、取り組むべきことを定めて、しっかりと看護師の皆さんがこれから増えていくよう、また、充実した生活が送れるよう、取り組んでまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） 看護師を増やしていくことができるように、それから準看護学校を目指す人、あるいは在学の人に何らかの手をとるというふうにおっしゃったんだと思います。準看護学校生徒の皆さんは、病院に所属して助手さんとして勤めて、そして午後1時から午後5時まで、1年生の場合、授業があるというようなことです。大体の方がそういった病院に所属というんですかね、しているようです。2年生は7人中6人、それから1年生は9人中8人、ほとんどということであると思います。

ですが、なかなか雇用の形態、まだ助手ですから、パート扱いとか非常に不安定なところ。そして、実は2年生になると、朝から夜まで実習が入るんですね。当然、その間、アルバイトである助手さんの仕事ができなくなってしまうということです。非常に苦しい。

県からの制度について、町長、おっしゃいましたけれども、幾らぐらいなのかご存じですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 県の高等職業訓練促進給付金等事業というのがございまして、これは看護師や介護福祉士、保育士、調理師、製菓衛生師などの資格を取得するために、県として、市町村民税非課税世帯の方には、月額10万円課税世帯には7万500円、そして修了時に修了支援金というものを市町村民税非課税世帯の方には5万円、課税世帯の方には2万5,000円を支給しているということでございます。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） 準看護学校生徒がこの制度にうまく乗れるのかどうか、ちょっと調べていただきたいなと思います。

私が準看護学校のほうへ直接、県の制度がどのようなものがあるかということで聞かせて

いただきましたら、県の制度として、準看護学校生徒に対して、最大で月額2万1,000円。この制度はなかなかいい制度で、給付型です、お返ししなくもよいという制度です。全く返さないんじゃないですけども。県内に医療職として勤務した場合、5年間返済が猶予されて、5年目にきちんと住所と職が確認されれば、それ以降の債務はなくなるということです。

当町は過疎地に位置してしまして、当町の生徒さんであると、3年間でその債務がなくなるというようなことだそうです。この制度を使う方が年に1人か2人ぐらいおられるようですけども、月額2万円であるとかという非常に低い金額でありますし、生活もあって修学してという中で、なかなか大変です。何が大変かという、実際、ここで暮らしてみれば分かりますけれども、例えば独身でお子さんがいて、そして働いて、なおかつ勉強もしてということになると、必須なものが車ですね。軽自動車ぐらいは持たなくちゃどうしたってならないという中でやっていきますと、とても足りないというふうに私は思います。

町長おっしゃった、町のこのガイドブックも読ませていただきました。一般的な、要するに誰これに差別することなく、いい制度があるのは確かです。うちの町は充実しています。しかし、それにも関わらず、やっぱり苦労はあろうかと思います。一番は、初年度の入学です。何かあって、ここで志を立てて、よし、これで行こうと思ったときに、用意しなくてはいけないお金が45万4,000円というのは、ちょっと重たいなと思うんですけども、町長、感想いかがですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 入学のときに45万円という、金額がかかるということでありまして、そうですね、それぞれの家庭があり、生活がある中で、非常に負担に思われる方もいるかと思います。一概に言いませんけれども、ある程度の負担の気持ちがあろうかと思います。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） 教育委員会で行っている奨学金のような制度が対象にならないのであるとすれば、例えば看護職の確保、それから地域医療の充実、そしてその後の移住政策の根幹になるような職業の安定、そういったことも含めて考えていくと、この45万4,000円の給付というようなことも考えられると思いますが、町長、いかがですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 根津議員はベテラン議員でございまして、今までの質疑が、今そこに集中、最後の課題として出てきたというふうに捉えておりますが、確かにそうですね。四十五万何千円というものは大変な負担でございしますので、今後とも国の制度、県の制度等も調

べてみまして、町としてできることがあれば行ってまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） 申しわけありません。私も年を取って、今最後の部分が聞こえなかったんです。町として、その後、ちょっと。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町としてできることがあれば、その件に関して検討、努力をしてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） 町として、その件に関してできることがあれば努力していく、そのこととは、吾妻准看護学校生徒の初年度納入金に関わる援助というふうに受け取ってよろしいですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 根津議員の組み立てどおり、最後にそのようなお答えをいたしました。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） 明確にお答えをいただきました。町長は検討すると言って検討しなかったということはない、本当に素晴らしい町長だと思います。検討すると言ったときは検討して、そして職員を動かしているのか、あるいは職員を上手に使っているのか、職員のほうから何かがあるのか存じませんが、役場の中をうまく掌握して、非常に素晴らしい政策を今まで打ってきました。今後ともよろしくお願いします。

私としては、30秒残してここで質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（須崎幸一君） 以上で、根津光儀議員の質問を終わります。

ここで休憩を取りたいと思います。

再開を午後2時10分といたします。

（午後 1時59分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午後 2時10分）

◇ 井 上 日 出 来 君

○議長（須崎幸一君） 続いて、3番、井上日出来議員。

3番、井上議員。

（3番 井上日出来君 登壇）

○3番（井上日出来君） それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問通告書に従い、質問をさせていただきます。

まず、質問の項目ですが、1つ目、人口減少に伴う行政区体制の見直しについて。

2つ目、地域防災のための実情把握と体制強化についてであります。

質問の要旨ですが、近年、人口減少に伴い、町内行政区の運営にも支障が生じ始め、既にその体制を見直すべき時期に入っております。区長さんをはじめ、役員の皆さんが自発的に組織体制を変更することは困難だという不安の声が聞かれます。いち早く町が積極的に音頭を取り、将来の役員負担の軽減も含めた組織体制の見直しを早急に図るべきと考えます。

また、これに関連し、地域防災体制も含めて行政区体制の見直しを実施してはいかがでしょうか。地区や班ごとに世帯単位の実情を把握すること、新型コロナ終息後の地域防災訓練の実施、そして課題と情報を共有するなど、万一の災害に備えることが重要であります。

以上の調査と考察から、以下の事項について町長に質問をいたします。

1番、人口減少に伴う行政区運営の現状と課題をどのように捉えているのでしょうか。

2番、その課題に対し、今後の改善策はどのように考えていらっしゃいますか。

3番、役員負担を軽減させるための具体策はどのように考えますか。

4番、コロナ終息後、地区ごとの防災訓練は実施されますでしょうか。

5番、現在、地区ごとにある地域防災組織は、実際の災害発生時、問題なく稼働ができるという万全な状態と言えるでしょうか。

6番、災害時の自主避難困難者について、地区ごとの実情を把握しているのでしょうか。

7番、町内各地区において、災害時でも沈着冷静に支援活動ができる人材を育成することがとても重要であると考えます。各地区で複数の防災士を育成し、その人材を中心に地域防災組織を編成してはいかがでしょうか。町の防災人材育成事業として取り組んではいかがでしょうか。

以降、自席にて関連質問させていただきます。ご答弁よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、井上議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の、人口減による行政区運営の課題についてでございますが、行政区については、地縁に由来し、長きにわたり地域自治及び地域協働活動の単位として育まれてきたものであり、班数及び戸数も様々な組織が存在をしております。

国道や県道に沿った集落については、人口減少率も鈍化しておりますが、町全体の過疎化は進んでおり、特に中心市街地から離れている集落は、過疎化と高齢化が進んでいる状況にございます。地域によっては、世帯数が少なく、地域の活動に支障を来す集落も現れ始めているものと推察をいたします。

2点目の、その課題の改善策についてでございますが、町といたしましても、改善策やその方法などについて検討を重ねているところでございまして、地域ごとの差のみならず、地域間の組織の差もあり、さらに検討を行う時間が必要と考えております。外からの人材の活用やU I J ターン者の受入れなど、集落機能の維持、活性化につながる施策を促進していくことが必要と考えております。

3点目の、役員負担を軽減についてでございますが、区長会長、区長、班長の皆様には、地域の窓口として、町からのお知らせ文書や広報紙の配布など事務の内容について、要綱や委託契約の仕様書に明記させていただき、業務としてお願いをしております。これまでに様々なご意見、ご要望等をいただき、平成30年9月から、文書配布の方法を班分け化に変更し、職員の負担は増加しましたが、区長業務の軽減に努めてきました。この軽減策によって、以前より負担が減ったとのご意見を多数いただき、具体的な軽減ができたと捉えております。

今後につきましても、回覧文書等の量を減らせるよう、職員の意識改革を含めた見直しを行い、区長、班長の皆様の負担増とならないよう努めてまいります。

4点目の、地区ごとの防災訓練の実施についてでございますが、当町の地域防災計画にも、防災訓練を適宜実施していくことを定めております。現在、町内の行政区、自主防災組織は127地区ございます。昨年度は、岡崎地区で行政区主体の防災訓練が行われ、今年につきましても、防災訓練を予定していた区がございましたが、緊急事態宣言の発令により中止となりました。コロナ禍が収束の際には防災訓練を計画していきたいと思いますが、全地区を対象とするには、相応の予算や実務に関わる人員確保が必要となります。

過日、県からも、図上訓練について共催の打診がございましたが、コロナ禍のため、見送っている状態でございます。防災訓練については、今後の課題と捉え、関係機関とも協力しながら、訓練の在り方を模索し、実施に向け努めてまいります。

5点目の、地域防災組織は万全な状態かについてでございますが、防災に万全はないということがよく言われます。自分の命は自分で守ることを基本に置きながら、万全を期すことが大事なことだと思っております。

年度当初の区長会議では、災害時の連絡体制や被害報告についてお伝えをいたしました。また、一昨年の台風19号の際には、集会所を避難所として自主的に開設いただいた地区もありました。指定避難所の開設が災害発生時に間に合わない場合も鑑みて、集落から近隣にある集会所への避難や、今のコロナ禍を踏まえると、知人宅への避難等も有効と考えています。町から地区への直接避難を促すことや、集会所を自主避難所として開設をお願いすることもあるかと思えます。そして、過去の避難実績や災害発生箇所、土砂災害警戒区域であるかなどを勘案し、自主的に集会所を避難所として開設、運営していくことも、防災組織として目指すべき一つと思っております。町民のニーズに応えられますよう、行政側からも物的支援や人的支援等のバックアップを適宜行い、地区と連携して災害に備えてまいります。

6点目の、自主避難困難者の実情把握についてでございますが、町では避難の際に、支援が必要と思われる方の名簿を毎年度作成しております。この名簿につきましては、保健福祉課で作成をし、防災担当課である総務課と共有しております。吾妻警察署にも、必要に応じて情報提供をしております。また、避難が遅れることを防ぐためには、その地区の見守り体制や行政区の皆様など、多くの人の協力が必要で、重要でございます。

有事の際には、目の行き届かないことも想定をされますので、自主防災組織、民生委員、消防団等の地域に密着している組織と協力していきたいと考えております。そして、今後も住民のつながりや地域コミュニティが希薄化しないよう取り組んでまいります。

7点目の、防災士の育成についてでございますが、本年度の防災士養成講座について、町内から1名の方の申込みを受理いたしました。ここ数年で3名の方が当講座を受講され、防災士資格を取得されております。そして、資格取得とともに、群馬地域防災アドバイザーとして登録をされ、地域防災力の向上に向けた取組へ参加協力をいただいております。

近年、全国的に災害が頻発する状況の中で、注目をされている資格であることも認識しております。チラシを窓口に設置するなどの周知を行っております。これからも防災の人材育成のため、可能な支援について確認していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） ご答弁ありがとうございます。

答弁の内容でちょっと気になった点が幾つかありますので、発言をさせていただきたいと思います。

ご答弁の言葉尻一つ一つを捕まえて、それに対してああだこうだというのは、基本的に私あまり好きじゃないんですけれども、ただ、町の姿勢としてこれはいかなものかということがちょっとうかがえる表記がありましたので、その辺についてちょっとお伺いしたいと思っています。

まず、①の質問に対して、現状と課題についてお聞きをしました。そのときに、町は地域の現状、課題について認識をしっかりとしていますという発言ではなかったんですね、というふうに推察しておりますと、町長言われました。これではやっぱりちょっと困るわけでございまして、今実情、町、地域、自治体の体制で、もう様々な問題に直面している状態であるしますので、そこをしっかりと確認をされて、しっかり認識をしていただきたいと思うわけがあります。いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そうですね。1点目について、推察しますというふうな言葉でお答えをいたしましたけれども、確かに地域の各集落について、現状をしっかりと把握することが必要かというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） もう一点、これも言葉尻を捉えるようで本当に私自身あまり好きではないんですけれども、③役員負担を軽減させるための具体策はということでお尋ねしたんですけれども、町長答弁で、役員の負担増とらないようにというふうなお答えをされました。役員にこれ以上負担がかからないようにというふうなご返答をいただいたというふうに思っております。私が言いたいのは、負担減に向けて何か打てる手はないんでしょうかという問いかけをしておりますので、この辺について町長の見解をいただきたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、平成30年9月からの文書配布を班分け化にいたしまして、町のほうで文書それぞれに分けまして、班分けしてお願いをしてということでありまして、これによって軽減策になったということでございます。こういったことを今後も、

町の職員でできる部分についてはしっかりと行って、そして区長の皆様の負担の軽減ができればというふうに思っております。

今後もやはり区長様、班長様等はしっかりこれからも連絡、ご意見等もいただきながら、しっかり地域のために働いていただくよう努めてまいります。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） ぜひよろしくお願いをいたします。

それで、次、⑥災害時の自主避難困難者について、地区ごとに実情把握していらっしゃるかどうかということですが、町長のご答弁で、保健福祉課のほうで、これについてはリストを作成しておるということで、これ、1つ安心をいたしました。非常にいいことでありますので、これは毎年データを小まめに取っていただきたいというふうに思います。

このデータにつきましては、総務課にシェアをされているというふうにご答弁いただいて、その後、そこから必要に応じて警察にもシェアをしていると、共有をしているということがありました。これ、いざ災害が起こったときには、実はこのデータが必要なのは、そこにいる周りの方々なんですね。自治会の役員の方々だったり班長さんだったり、実際には、どこにどういった避難困難者がいるかということを知っておかなければならないと思います。なので、もちろんこれは個人情報の取扱いになりますので、どこまでをシェアするのかというのは非常に難しい判断を要しますけれども、例えば班の中ではこういう方がいるよということを地域で共有している、それぐらいのバックアップは、町のほうから各自治会に向けてやるべきではないかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 各地域の班長さん、区長さんにおかれましては、また、その地域の状況について、日々生活する中で、避難の困難な方がいるというふうなことは把握されているかと思いますが、しかしその班長さん、区長さんも仕事等でそこまでなかなか把握できない方もいらっしゃるというふうに思います。今後もそういった情報を、適宜可能な中で、範囲内で情報を提供して、万全を期してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） 私が調べた範囲で、研究者のデータによりますと、65歳以上の高齢者が半数を占める地域においては、この自治会の運営が継続できなくなって、自治会を自主解散するというケースが増えてきているそうであります。これに対して、当町は今のところそういったケースがまだ発生していないとは思いますが、恐らく直前にある班だっ

たり、地域というのはあると思うんですね。なので、それに対して目を背けずに向き合っていただきたいと思うんですけれども、このデータに対して、町長、どういうふうにお考えになりますか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 自治会を解散するというふうなお話、当町ではまだ伺っておらないところでございます。しかし、これから高齢化が進む中で、こういったところも出てくるかもしれませんが、そういう状況をあらかじめ町として把握をしながら、そういった場合に備えて手を打っていかねばならないというふうには思っております。

今後も議会の皆様の見守りのご意見等もいただきながら、これに取り組んでまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） 担当課長のほうに、自治会に関していろいろお伺いを重ねてきました。それで、まず、基本原則として、町は自治体でありますし、自治会に関してはあくまでも任意団体であって、自主団体であると。だから、町からはあれこれと会の運営だったりとかそういったものには、基本的には口出しができない、口出しすべきでないという、そういった関係性があるんだということをお伺いしました。

それを、お話を聞いた前提で、じゃ、他の自治体はどうしているのかということでもあります。ほかの自治体では、積極的に実は取り組んでいるところがたくさんあります。例えば、福井市では、32あった自治会を14に統合して、率先して統合に協力をしてくれた団体に対しては、市が幾らか補助を出して、基盤強化をしているわけですね。そこで、また思い切って自治会の負担となっている業務に関しては、一部、外部委託をして、これも業者を使って負担軽減を図っております。また、自治会の行っている道端の草刈り作業とか、あるいはごみ置場や街路灯の確認など、こういったものの作業に対して一つ一つできる限り有償化にしまして、地域の有償ボランティアチームというのをつくって、そういった方々にやっていただく。その代わり、有償ということで、幾らかのお礼を出しているというふうな運営の仕方をしております。こういったことをほかにもたくさんありますので、ぜひ参考にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 自治会等に任意組織ということでございまして、あれこれと口出しすることがなかなかできない状況にあるというふうなこともございます。しかし、福井市の状

況もお聞かせいただきました。日本海側というものは、高齢化率等も我が町よりは少し進んでいるのかなというふうに思っておりますけれども、いずれ我が町も高齢化率、今、上昇しているところがございますので、こういったものも参考にしていくことが必要かなというふうには思っております。

今後も地域の皆様が安全に、そして快適な生活ができるように、お互いに助け合いながら生きていくということのために、町としてもしっかりと取り組んでまいりたいと思います。今後も東吾妻町全域で自治会というものが存在をして、そしてまた元気に活動を行っていきよう、町としても取り組んでまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） それでは、本会議の中で、私ちょっとご意見を申し上げた議案の第12号であります。可決されましたけれども、東吾妻町過疎地域持続的発展計画（案）について、この中身で対策という部分、56ページの（2）その対策というところ、これに関連することをちょっと提案をさせていただこうと思います。

まず、具体的に、今、現状、当町の自治会で問題になっていることというのがどうということかと、皆さんが恐らく感じていらっしゃるのが、役員負担、いろいろとやることが多いと、雑務が多いということであります。それから、あとは区と班のバランスがちょっと崩れてきているのではないかと。人数構成、世代構成、そういったものがちょっとずれてきていると。それから、あと、国の総務省の制度がありまして、集落支援員制度というのがあります。こういったものを活用する必要があるのではないかと。それから、先ほども言いましたけれども、地域の有償ボランティアのチームをつくって、その人たちに頑張っていただくという形も一つありかなと。それから、自治会で、もう対応不能と思われる業務、これについては、思い切ってどこか業者に依頼をするというか、もしくはそれ自体を、業務そのもののやり方を変えるということも必要かと思えます。

そういったことで、自治会のこれから継続していく、維持をしていくためには、この自治会の運営の仕方に幾つか選択肢を持たせると。こちらが全部こうやりなさいということではなくて、町からやりなさいということではなくて、こういったやり方もありますよ、こういった選択肢もありますよというのを自治会の皆さんに提示をして、それを皆さんでどういったやり方がいいよねということで選んでいただく、こういったやり方をぜひ町のほうに音頭を取ってやっていただきたいと思うわけです。いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君）　そうですね、今後の自治会の運営について、各地区で状況の実態というものの差異があるかと思しますので、各地区ごとに合った自治会の運営というものもあるかと思しますので、その点につきましては、今後よく調査、検討してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君）　３番、井上議員。

○３番（井上日出来君）　それでは、残り時間が少なくなってまいりましたので、少し私のほうから、ちょっとこういうふうなことを考えてきましたということで、ご提案として集落支援員の活用例についてご説明をしたいと思います。参考資料を配付させていただいておりますので、議員の皆様におかれましては、タブレットの中に集落支援員の活用例というファイルがございます。そちらをご覧ください。

この集落支援員の制度でありますけれども、総務省が実施する制度であります。専任集落支援員、そして兼任集落支援員という２種類あります。専任の支援員には、国庫から１名につき上限395万円の費用が出ます。兼任については、上限40万円が出ます、１名につきです。これを実際制度を活用しているところの様子を見てみましたら、大体専任集落支援員で月額10万円から20万円程度の報酬を受けている、そういったところが多いようでありました。また、兼任については、月額３万円未満の報酬プラス経費ということであります。

この集落支援員なんですけれども、どういったことが必要かということ、ある程度スキルが必要になってきます。これにはある程度研修をしていただいたり、もしくは学識経験のある方というふうになってきますけれども、実際、地域で今何が必要なのかなということを観察してみますと、当町においては非常に高齢者が多いということで、恐らく終活、終わるほうの終活ですね、こちらの支援というのが実は非常に重要なのではないかなというふうに感じております。これを行政が積極的に取り組むことによって、お亡くなりになった方で、その後、個人財産の処分だったりとか、あるいは自分が亡くなった後、どういうふうにしてほしいとか、ご希望がちゃんと事前に分かっているならば、行政として迷わずそれを執行できますよね。なので、逆にこういうことをちゃんと把握しておくことによって、行政の負担が減るのではないかという提案であります。

なので、終活アドバイザーとかこういうものに関しては、まだ国のほうの資格というのはありません、あくまでも民間の資格で12種類ほどありました。なので、これは何を選ぶかというのは、非常にまだ研究の余地がありますけれども、そういった終活に関するアドバイス、それから先ほど言いました防災士、これは群馬県のほうが年に１回、２回ほど、研修会

と、それから資格試験をやっておりますので、ぜひこれを活用して、町内で防災士の育成を図っていただきたいというふうに思います。

また、その他の資格としては、土地家屋の調査士、それからファイナンシャルプランナーとか、それからシステムエンジニアを経験されていた方で、その地域のICT化を支援してくださるような方だったりとか、そういったいろんな有資格、あるいは学識経験者という方を、町内で大体5人から10人ほど、集落支援員というふうに認定をして、それから各自治会にいろんなご相談に乗るとか、あるいはこちらから積極的にそういったプレゼンテーションをして、お困りになっているところを前倒して改善をしていく、そのような形が必要ではないかというふうに思います。

集落支援員の下に、自治会A、B、Cというふうにありますけれども、これは自治会の、例えば原町地区の自治会、岩島、坂上と、そういうふうな感じで見ていただいて結構だと思います。その会長さんに兼任、集落支援員を一部登用ということでいいかなというふうに思います。

役員の業務負担については、負担部分について、この有償ボランティア、そして業務委託業者をお願いをするというようなことで、大体ざっとですけれども、こういった説明になります。何か分からないことありましたら、またご説明させていただきますので、聞いていただければと思います。こういった提案、町長、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 集落支援員についてご説明をいただきました。総務省の関係で集落支援員を置くと特別交付税措置がされるということでございまして、専任、この専任は専門の専だと思っておりますけれども、令和3年度は430万円に何かアップしたということであります。兼任については40万円にということで変わらないそうでございますけれども、そのような制度があるということでございます。

現在の各地域の自治体、その地域の経験豊富な方が、人格的にも優れた方が区長となって、陣頭指揮をして、その地域のために働いていただいているということでございますので、その集落支援員を区長をお願いをするということも、一つの手法かなというふうには思っております。

しかし、学識経験があっても、よそから入ってきて支援員になって、その地域のこともあまり分からないのにというふうな事例もあるようなことも聞いております。よそ者が来てひっかき回していったというふうなこともあるかと聞いておりますので、そういう点はしっか

り対応していかなければならないというふうに思っております。

役場職員のOBの方は行政に精通をしているわけですので、そういう方にやっていただくというふうなことも考えられるかと思っております。これも地域の公民館を主にして活動するというふうなことも考えられますので、今後の集落支援員については、採用するか否か、どうやって働いていただくのかということは、今後の課題だというふうに思っております。総務省のほうにもこれについて問合せをしながら、事例もよく勘案しながら、我が町に合ったものが集落支援員としてやっていただけるものがあるかというふうなことを検討してまいりたいと思っております。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） 先ほど少し言いましたけれども、終活の支援、これについては、自治体で既にエンディングサポート事業という形で実施しているところがあります。横須賀市、名古屋市、そして千葉市などであります。ぜひ関連の課の方は、こういうのを研究をしていただきたいというふうに思います。

それから、最後になりますけれども、今回の質問テーマから外れますけれども、本件の調査中に、実は町の公式ホームページで気づいたことが1点ありましたので、それをお伝えしたいと思います。

町内の公的機関が全部リスト化されている町の便利帳というのが、ホームページにあります。その便利帳のリストの中に、関連する機関の名前、住所、電話番号等があります。全部それをリスト化されていて、確かに見ることはできます。ただし、相手先が立派なホームページを持っているのに、そこは全然リンクされていなかったんですね。1件もされていませんでした。実は、便利帳が便利でなかったという落ちであります。ぜひこれを早急に改善をしていただきたいと思います。

以上であります。ご返答をお願いします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ホームページの便利帳、機関とのリンクをしていただきたいと思います。とであります。おっしゃるとおりでございますので、今後、これにつきましては取り組んでまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 以上で、井上日出来議員の質問を終わります。

◎延会について

○議長（須崎幸一君） 議員各位にお諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したい
と思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議は明日 9 月 16 日 午前 10 時から開きますから、ご出席をお願いいたします。

◎延会の宣告

○議長（須崎幸一君） 本日はこれをもって延会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 2 時 4 9 分）

令和 3 年 9 月 16 日（木曜日）

（第 4 号）

令和3年東吾妻町議会第3回定例会

議 事 日 程（第4号）

令和3年9月16日（木）午前10時開議

第 1 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1 番	須 崎 幸 一 君	2 番	渡 一 美 君
3 番	井 上 日出来 君	4 番	高 橋 弘 君
5 番	茂 木 健 司 君	6 番	高 橋 徳 樹 君
7 番	里 見 武 男 君	8 番	小 林 光 一 君
9 番	重 野 能 之 君	10 番	竹 渕 博 行 君
11 番	佐 藤 聡 一 君	12 番	根 津 光 儀 君
13 番	樹 下 啓 示 君	14 番	青 柳 はるみ 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	山 野 邦 明 君	総 務 課 長	水 出 智 明 君
企 画 課 長	関 和 夫 君	まちづくり 推 進 課 長	酒 井 文 彰 君
保健福祉課長	加 藤 俊 夫 君	町 民 課 長	水 出 悟 君
税 務 課 長	谷 直 樹 君	農 林 課 長	角 田 良 信 君
建 設 課 長	福 原 治 彦 君	上下水道課長	高 橋 篤 君
会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	武 井 幸 二 君	学校教育課長	堀 込 恒 弘 君
社会教育課長	丸 橋 昇 君		

職務のため出席した者

議会事務局長 水 出 淳

議会事務局
議主 任 田 中 康 夫

議会事務局長 西 卷 雅 子
議係

◎開議の宣告

○議長（須崎幸一君） 皆様、おはようございます。連日、お疲れさまでございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

本日は傍聴の申出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスの感染対策として、傍聴者の皆様にもマスクの着用をお願いしておりますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますよう併せてお願い申し上げます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（須崎幸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎町政一般質問

○議長（須崎幸一君） 日程第１、町政一般質問を行います。

◇ 小 林 光 一 君

○議長（須崎幸一君） ８番、小林光一議員。

８番、小林議員。

(8 番 小林光一君 登壇)

○ 8 番 (小林光一君) 皆さん、おはようございます。

それでは、議長の許可を得ましたので、通告書に従いまして S D G s 推進における我が町の取り組み (2) について一般質問をさせていただきます。

我々は、テクノロジーの発達とともに、これまで地球が蓄積してきた資源を多量に使って日常の活動を行ってきました。しかし、地球の資源が有限である限り持続性を維持できなくなり、このままでは美しい地球や豊かな社会を将来の世代につないでいけないという強い危機感が生まれております。

これらの危機感を払拭するためには、再生可能な自然エネルギーを用いて、しかも環境に負荷を与えないようにして、人々が将来にわたって持続可能な豊かな生活が維持できるよう変えていかなければなりません。これが、サステイナブル・デベロップメント・ゴールズ、略して S D G s でありまして、持続可能な開発目標と訳されております。そして、2030 年に達成するために掲げた目標でございます。

前回は、S D G s の目標を 1 から 7 までに絞り、質問しましたので、今回は残りの各項目の中から、町行政との関連において質問させていただきます。

昨年的一般質問では、S D G s の推進のためには町民一人一人が S D G s の重要性を認識し、当事者意識を持って活動を継続することが大事であることを述べました。また、一方で官民一体となって取り組むことも極めて重要であります。しかしながら、企業・団体においては取組があまり進んでいないようです。自治体がリーダーシップを持って取組を推進することはとても重要になります。

最近、群馬県内の企業に S D G s に関する意識調査をした結果、S D G s に積極的な姿勢を示した企業の割合は 37.3 % で、全国平均の 39.7 % より下回っております。一方、取り組んでいない企業が半数以上を占めております。

そこで質問します。

我が町の企業において S D G s への取組があまり進んでいないようですが、町長のご見解をお聞かせください。また、S D G s の重要性を理解し、取り組む企業に対して、S D G s 活動を支援するお考えはありますか。重ねて町長にお伺いします。

次に、S D G s の各目標の取組について考えてみます。

S D G s の目標 11、「住み続けられるまちづくりを」では、高齢者や障害者なども含めた全ての住民が安全で快適なまちに住み続けられるようにすることを目指しております。

1点目は、住民が自家用車に頼らない、自由な移動を目指す地域公共交通網を充実することについてお伺いします。

我が町の坂上地区で新たなバス輸送サービスの提供が実施されております。しかしながら、住民の利用率は低く、利便性もあまり感じられないとのご意見も伺っております。これでは、高齢者や障害者を含む住民にとって住み続けられるまちには程遠いと言わざるを得ません。

そこで、質問させていただきます。

路線バスとスクールバスの連携に関する調査検討最終報告では、連携を図りながら利便性をさらに目指すといっております。どのような取組をお考えなのか、お伺いします。

2点目は原町駅南口の開発についてです。

これも、我が町の住みやすい町づくりにとって極めて重要な課題でございます。原町駅南口の開発についてワークショップを開き、特に旧庁舎跡地について3つの利活用案が提案されました。全協においても補足説明がありましたが、広く町民に知っていただくために質問をさせていただきます。

ワークショップの提案を受けて、現時点で旧庁舎跡地について町長としてのどのように考えておりますか、お伺いします。

3点目は、「住み続けられるまちづくり」を達成するためには、生活に欠かせない安全で低廉な水を町民に確実にお届けしなくてはなりません。そのためには、将来にわたり持続可能な水道事業を維持する必要があるとございます。水道事業は独立採算制を基本としておりますので、ある程度の値上げは持続可能な水道事業を維持するためにはやむを得ないと思いますが、利用者に懇切丁寧に説明し、値上げについて理解していただく必要があります。それなのに、来年4月よりコロナ禍での大幅な値上げが予定されております。庶民感覚ではとても理解できません。生活の困窮に直接影響しますので、慎重にすべきと思います。

そこで、質問ですが、来年4月からの水道料金の大幅な値上げについて、町長のご見解をお伺いします。

次に、SDGsの目標12、「つくる責任 つかう責任」についてお伺いします。

この目標は、持続可能な方法で生産し、責任を持って消費することを求めています。この課題の一つに、地元で作り、消費する地産地消の取組があります。地元での生産と消費は様々なメリットがあり、例えば農畜産物であれば生産農家への意欲向上、さらに農地の活性化、食品の輸送距離の抑制にもつながりますし、また太陽光発電では送電ロスを少なくすることもでき、いずれも地域における経済循環を生み出します。

そこで、1点目は地産地消について質問します。

地産地消に取り組むように町として積極的に支援すべきだと思いますが、町長のご見解をお伺いします。また、地元の農畜産物を学校給食で利用すべきと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

2点目は食品ロスの削減の取組についてお伺いします。

まだ食べることができる食品が破棄され、大量の食品ロスが生じております。特に大量の食料を輸入している我が国では、真摯に取り組むべき課題でもあります。2019年10月施行された食品ロス削減推進法によりますと、食品ロス量を2000年度比で、2030年度までに半減させることを目指しております。我が町などの実態は食品ロス削減推進計画を策定し、地域の特性に応じた取組を推進しなくてはなりません。

そこで、質問です。

食品ロスの削減のために、町ではどのような取組を行っておりますか、お伺いします。

以上で通告書の質問は終わりますが、あとは自席にて再質問をさせていただきます

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

それでは、小林議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の、我が町の企業の取組についてでございますが、長引く新型コロナの影響によりまして、各企業とも思うようにSDGsへの取組を進められないのが現状ではないかと捉えております。そのような状況の中でも、SDGsを経営に取り込み、社会課題の解決に貢献しようとしている先進的な企業もございます。これらも参考にする中で、今後さらに理解が深まり、浸透していくよう、SDGsの普及・推進に努めてまいりたいと考えております。

2点目の、SDGsに取り組む企業に対する支援についてでございますが、町といたしましては、コロナ禍の影響を受ける事業者を支援するため様々な支援策を講じているところでございます。その中の一つである小規模事業者持続化補助金制度では、多くの事業者がこの制度を活用し、アフターコロナを見据えた新たな販路開拓や設備導入などに取り組まれています。これからも、SDGsを取り込んだ経営の持続化や事業支援に結びつけているものと捉えております。

今後どのような支援が行えるか、商工会とも連携を図る中で、企業の持続的な成長及び

町全体の経済成長にもつながるよう啓発・推進していくことが重要であると考えております。

3点目の、路線バスとスクールバスの連携による、さらなる利便性でございますが、今年度策定を予定しております地域公共交通計画において、坂上地区で実施をしております路線バスとスクールバスの連携による新たなバス輸送サービスを検証しながら、各地域の課題や特性に応じた、よりよい地域公共交通の在り方の構築を進めております。

今後、地域公共交通活性化協議会において協議を進めてまいりますので、委員として出席をされている議員の皆様からも積極的にご意見を頂戴したいと思っております。

4点目の、旧庁舎跡地についてでございますが、9月13日に開催をされました議員全員協議会においてご報告をいたしましたとおり、7月25日、まちづくりワークショップを開催し、合計31名の方にご参加をいただきました。旧庁舎跡地の利活用方針の検討につきましては、町と包括連携協定を締結している東洋大学に、昨年度から受託研究を委託いたしました。そこでは、理工学部建築学科の田口准教授を中心とした地域デザイン研究室において、多世代が交流できる場所を基本とした利活用について研究を重ねていただいております。

今回のワークショップでは、3つの利活用案について提案を行いました。3つの案、いずれも「東吾妻町、住みたい、住み続けたい」と考える方が増えるよう研究された提案としております。ワークショップのアンケートにおきましても、様々なご意見をいただいております。これらのご意見を参考に、よりよい利活用の方針を決定してまいります。

なお、平成31年に策定をいたしました、東吾妻町都市計画マスタープランにおきましても、住民が主体となった持続可能なまちづくりを基本目標の一つとして掲げております。今回の旧庁舎跡地利活用の検討につきましても、その目標の実現に向けた取組の一つでもございます。

また、「住み続けられるまちづくり」は、第2期総合戦略でも取組を進めることとしております。そして、町の最上位計画である第2次総合計画や、今年度策定を予定しております国土強靱化計画などとも整合を取りながら進める必要があると考えております。

5点目の、来年4月からの水道料金の値上げについてでございますが、現在、町民の皆様より料金改定についてのご意見をいただいたところでございます。今後につきましては、水道事業及び下水道事業運営審議委員の皆様のご意見をお伺いしながら、料金改定について考えてまいりたいと思います。

安心・安全な水の供給を続けていくには多額の経費がかかります。受益者の皆さんにもご協力いただく部分もあろうかと考えております。水は命の源と言われております。今後も安

心で安全な水を安定的に供給することが水道事業者の使命と捉え、健全に事業を運営してまいりたいと考えております。

6点目の、地産地消についてでございますが、地産地消の取組は環境に優しいだけでなく、生産者や消費者が互いに恵み合う関係をつくり出すことが持続可能な地域社会の構築につながるものと考えております。今後も広報紙等で町民の皆様に積極的にPRしていきたいと思っております。

7点目の、地元の農畜産物を学校給食で使用するべきというご意見でございますが、私も可能な限り地元食材を使って、安全でおいしい給食を子供たちに提供したいと考えております。食材調達につきましては、地産地消のサイクルが形成されることが最も望ましいことですが、食材の安定的な調達を考えた場合、現状では難しい点も多いものにとらえております。引き続き、県の学校給食会などの関係機関や学校給食センターの栄養士とも協議を進めながら、より多くの地元食材を使った給食が提供できるよう取り組んでまいります。

8点目の、食品ロス削減のための取組でございますが、最近では、8月広報にごみ処理の状況などとともに掲載しております。食品ロスの削減は一人一人の意識の醸成が重要でありますので、これからも広報等を通じて、町民の皆様に取組の重要性を周知していきたいと思っております。

SDGsは、その重要性を一人一人が理解した上で、町民も企業も町もそれぞれができることを考え、当事者意識を持って、自ら活動することが求められていると感じております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 再質問ございますか。

8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 町長、ご答弁、誠にありがとうございました。

我が町の企業における、まず最初のほうですけれども、SDGsの取組とその支援につきまして、町長のお考えをいただきました。そこで、再質問をちょっとさせていただきますけれども、SDGsの推進の立場からちょっと質問させていただきます。

SDGs活動を推進するために、我が町に推進本部的な部署を、例えば総合戦略本部の中に設けて、そこが中心となって町民や企業に働きかけ、達成の状況をチェックしたらと、こう思いますけれども、町長のお考えをちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） SDGsに取り組む専門的な部局をつくったらどうかということでご

ざいます。今後、このSDGsに町を挙げて取り組んでいくために各方面の情報等もいただきながら、その点については今後検討してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 非常にSDGsの重要性があるわけですので、町に推進本部的な部署をつくって、ぜひやっていただければなと、こう思っておりますので、ぜひ前向きに進めていただきたいと、こう思います。

次も同じような質問になりますけれども、他の市町村におきましては、パートナー登録制度というのを設けておりまして、登録している企業や団体に対してPRして、そしてSDGsの裾野を広げようというような努力がされております。このパートナー登録制度を設けることについては、お考えはいかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましても重要な取組の一つかと思っております。他の事例等もよく研究をしながら、町に取り入れることができれば行ってまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） これについても、ぜひ推進する意味で進めていただきたいなと、こう思っております。

ちょっと具体的な例えば取組なんですけれども、例えばSDGsへの取組の重要性を理解してもらうようなセミナーを開いてあげる、それとか、例えばそういう取組に積極的に取り組んでいる企業に対しては税制的に優遇するとか補助金を拠出するとか、そういう支援があると思うんですね。それについてはいかがでしょうか。これ、非常にお金もかかりませんので、ぜひやっていただければなと思いますけれども。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そうですね。セミナー等の実施は、町民の皆様により広くSDGsを知っていただくためには非常にいいものだと思っておりますので、今後、開催できればしてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 町長から前向きな回答をいただいたと理解しております。ぜひ進めていただければと思います。

次に、子供へのSDGs教育の現状と今後の取組についてちょっとお伺いしますけれども、企業だけでなく、例えば団体である教育の場で、子供たちにしっかりとSDGsの教育をし

ていくことも極めて重要であると思います。

そこで、SDG s 教育の現状と今後の取組について、これ、町長でしょうか。または教育長にちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 山野教育長。

○教育長（山野邦明君） 学校教育におけるSDG s 推進にどう取り組んでいるかというご質問で……

○8番（小林光一君） 現状と今後の取組についてです。

○議長（須崎幸一君） ご起立をお願いします。

○教育長（山野邦明君） 大変失礼しました。

SDG s につきましては、質の高い教育を通じて、世界が抱える数多くの課題を解決することを目指しております。議員のご質問にもありましたとおり、日本の教育水準は高く、途上国などで期待される質の高い教育を達成するための10個のターゲットでは、既に達成されている事項も多くございます。

SDG s の「誰も置き去りにしない」との基本理念は、町の学校教育における基本理念とも一致しております。教職員と子供や保護者が深い信頼関係を築きながら、誰もが安心して登校できる学校づくり、主体的、対話的、深い学びの実現に向け、子供の誰もが学びの主体者となって学ぶ体験、対話の活動の中で主体的に学ぶ学びの体験、深い学びにたどり着く学びの体験を通じて、子供の誰もがみんなと学ぶことの真の楽しさ、価値、重要さを心的、知的に体得、体感できる学校教育を推進しております。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 大変、SDG s の一般的な極の立場からSDG s について今、考えているというような回答だったんですけども、私としては、もうちょっと具体的に、学校でこのSDG s 教育をしているのかどうか、現状ですね。それと、もう一つは将来、どう取り組んでいくかということをお伺いしたと思っておりますので、もう一度答弁いただければありがたいです。

○議長（須崎幸一君） 山野教育長。

○教育長（山野邦明君） 現在、学校では基礎、基本、全ての面におきまして、誰もが理解できるように指導をしております。ただ、高度なものにつきましては全員とは言えないと思います。しかし、基本的なところは全ての子供たちに理解をしていただいて、これからの未来

に向けた推進に役立てることができるというふうな思いで今、学習のほうは取り組んでおります。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 今、説明いただきました。授業の中にいろいろと取り組む方法もあると思うんですね。例えばクイズ形式の、目標がありますから、その目標のクイズでしたり、さらに子供たちに向けた、例えば講演会みたいなものを設けたり、ぜひそういう形で取り組んでいただきたいと、こう思いますので、よろしくお願いいたします。

次に移りたいと思いますけれども、利便性につきまして、次の項目になります。さらに目指すことの取組についてお伺いはしております。私としては、この利便性のさらなる取組につきましては、もうちょっと高齢者とか、我々高齢者ですね。それとか、そういう人に優しい、弱者に優しい、いろいろと施策をやっていただきたいと、こう思っているわけです。

それで、そういう高齢者とか身体障害者、そういう人たちに対しては、やっぱりドア・ツー・ドアというような取組が必須じゃないかなと、私は現在考えております。ですから、一つの解決策としては、ほかの市町村でやられている、特に高崎なんかでやられておりますけれども、デマンドタクシーの導入をちょっと考えたらどうかと思うんですね。そうすると、非常に利便性も増してきますので、ぜひ、そういう取組をやっていただきたいと、こう思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 坂上地区のデマンドバスに代わってデマンドタクシーという案が今、出ましたけれども、これにつきましては、バスが入れないような狭い道路も入れるということでお話になったかと思います。こういうことにつきましても、実際に現地の状況等も十分に把握をしながら、バスからタクシーへの変換の費用等とも考えながら検討してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 先ほども申しましたけれども、やっぱり解決策としてはドア・ツー・ドアというのが非常に重要ですから、そうすると、やっぱりデマンドタクシーみたいなものでないといけないんだろうと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

コロナ禍が終わったら、企画課長のほうからありましたけれども、利用者の裾野を広げようということで、無料体験の試みを計画しているというような話もありました。町長、ぜひこれをやっていただいて、皆さんが非常に便利だということを実感するようにしていただき

たいと思います。いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 無料の体験乗車ということでございます。非常にいいことだと思っております。実際に乗っていただいて、そのよさが分かっていただければ、また利用率も上がってくるかと思しますので、実施の方向で考えてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 大変ありがたいお答えをいただきまして、ありがとうございます。ぜひ、進めていただきたいと思います。

それで、公共交通計画マスタープランですね。これが間もなく明らかなようでございます。先ほど答弁にありました。町では、他の4地区に対してどのような輸送形態を取り入れていくのか。現在の町の方針、そういうものをちょっと、やっぱりこれ、非常に重要ですので、審議会に全て任せるのではなくて、やっぱり町である程度、方向性を持たせるようにするんだと思いますので、町の方針をちょっとお伺いできたらと思います。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 現在、坂上地区で路線バスとスクールバスの連携を行っております。これは一つの試験的運行という部分も含まれておるところでございますので、今後、その運行状況を見ながら、よりこれが利用でき、さらに住民の皆様に利便性が向上するということになれば、他地区にもこの方式を進めてまいりたいと思っておるところでございます。これにつきましても、皆様のご意見、そして地域公共交通活性化協議会の協議等も参考にしながら、今後、検討してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 分かりました。よろしくお願いいたします。

次にまいりまして、旧庁舎跡地についての利活用案ですけれども、ワークショップで出されたいろんなご意見を踏まえまして、来年の3月までに再度計画が練り直されて提出されるということのようですけれども、これらの中から町長は、今、3つの案があるわけですけれども、町長が考えている、この3つの案のうちどれを選ぶ予定でありますか、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 現在、どれを私として採用していきたいかということは、あまり強くは思っておりません。これにつきましては、皆様のアンケート等の問題、状況、それから皆

様のご意見等も踏まえて、そしてまた東洋大学の教授の皆さん、学生の皆さんのご意見もお聞きしながら進めてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 恐らく町長の頭の中にはいろいろとあるんだろうと思いますけれども、まだ答弁するには早過ぎるということなんだろうと理解をしております。

私の提案は、例えば多目的広場みたいなのにして、それで活用したらどうかという考え方なんですけれども、これも町民の多くの方がこのような意見を持っております。ご存じのように、人口減少が非常に進んでいて、税収が非常に減るわけですね。あまり収入もないような状況ですので、私としては費用をあまりかけられないだろうと。そういうことで多目的広場みたいなのを造って、そして利用していただくという考え方があると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 多目的広場というふうなことでございますが、これにつきましては、イメージとして、今ございます都市公園風の、そういうものでございますでしょうか。具体的にご説明いただければと思います。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 私のほうからの提案は、例えば広場を芝を植えると。そして、その目的に合ったいろんな使い方をすればいいんじゃないかなと思いますので、まず芝を植えて、その管理棟みたいなのをちょっと造る必要はあるとは思いますが、そして、そのようなあまり大がかりものにしないほうがいいんじゃないかなと、こう思っているわけです。いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） イメージとすると、道の駅あがつま峡のふれあい広場の様な感じですか。

○8番（小林光一君） はい。

○町長（中澤恒喜君） そういうことですか。

議員のご意見ということで捉えています。ただ、現地の町有地の面積を見ますと、それほどものがないのではないかと、広場としてですね。というふうな感じはいたします。現在見ると、私の有地がありますので、それでかなり広く見えますけれども、実際、町有地の分を見ると、あの4割ぐらいの話でございますので、その点、今後、ご意見等も踏まえて

いきたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 町民が意外とあまりお金をかけないでほしいというような意見がございますので、ぜひ検証していただければと思います。

次に、水道料金の大幅な値上げについてでございます。

一般的な答弁をいただきました。それで、町民からのご意見が61件あったと。そして、その中では賛成よりも反対のほうが多かったというような結果が報告されております。町長はどのような意見が気になりましたか、ちょっとお伺いします、その意見の中でですね。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 意見書もざっと見させていただきました。その中で、議員と同様のお名前の方のご意見を見させていただきまして、どうでもいいよというような話だったと思いますけれども、今日、お伺いすると、かなりそれとは違うような感じがいたしました。配布をされた文書を見たときと現在の気持ちがちよっと違ってきたということだと思います。

これにつきましては、町民の皆様、本当に賛成だという意見もあるし、反対だという意見もあるし、また、その他の水道についてのご意見もあるというふうなものでございます。それぞれに非常に興味深いものでございました。今後もそういった町民の皆様を大事に受け止めていきたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 私は一切、これには出していません。誰のをそれじゃ見た。私の名前があったというのはちょっと心外なんですけれども、それは間違いじゃないでしょうか。ちょっと調べていただきたいと思います、一切、私はしていませんので。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そうですか、失礼いたしました。やっぱり町には同姓同名の方というのもあるわけですから、その点はそういうふうに受け止めております。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） もう一度、本当に読み直していただきたいと思います、私は一切、書いておりませんので、そんなことは何も言っておりません。

そこで、これから町民の意見を聞いて、そして運営審議会にかけて、最終的には町の方針を決めるということなんですけれども、町ではどういう方向で考えておりますでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 各戸に配布いたしました資料によりまして、現在の下水道事業の運用につきまして、非常に厳しい、財政的にも厳しい状況にあるということでございます。今後は値上げをせざるを得ないということでございまして、コロナ禍というものを踏まえて、今後、どのような形で町民の皆様にご理解をいただいて、値上げをさせていただくということを今後、水道事業の運営審議会の皆様のご意見をいただいて決定してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 私もある程度、値上げはしようがないと、こう私も認識しております。そこで、今現在、コロナ禍で大変町民は苦しんでいるわけです。生活も大変厳しい人もおります。この値上げ時期を少し遅らせたかどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほど申し上げましたように、運営審議委員の皆様のご意見頂戴して、また町民の皆様のご意見も見ていただいて決定をしてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） ぜひ、町民の意見を本当に聞いていただきたいと思います。大変苦しいということなんです。そういう意味で遅らせていただきたいと思います。

それと、もう一つは20%、一遍に上げるわけですね。平成6年からもう25年たっているということで、そういう意味では、何でもうちちょっと早く値上げをしなかったのかと。例えば消費税だって3%から始まって5%、8%、10%なんですね。もっと段階的にやるお考えはないのでしょうか。ぜひ、そうやっていただきたいんですけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そういった段階的な値上げというものも、一つの選択肢に入るかどうかふうには思っております。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） ぜひ、その方向でやっていただければと思います。

それでは、まだ幾つかあるんですけれども、このくらいにして、次の質問にちょっと移らせていただきます。地産地消の問題でございます。

私の意見は、やっぱり地産地消の支援を今後進めていくべきだと。それで、その一つには例えば農畜産物直売所や農畜産物の加工所を造るというのも一つだと思います。そのほかに、先ほども答弁いただきましたけれども、これについては非常に前向きな回答をいただいたん

で、私としてはよかったんですけれども、ぜひ学校や高齢者施設、そういうところで給食に使っていただければなど、こう思っております。そのことによって、例えば道の駅のものを使えば、その収益が上がったり、さらには生産者の支援にもつながると思いますので、町長いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町内で取れた農産物、これを日々の食生活に使っていただくということは大変重要な、意義あることだというふうに思っております。地産地消、給食等にも使いたいということで考えてきておるところでございますけれども、全校に同じ食材を一気に使うということで量的な問題があるというふうなこともありますので、そういった使い方、あるいは種類等も十分に検討して、地産地消、これからも進めていくということが必要かと思っております。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） ぜひ、もうちょっといろいろ質問したかったんですけれども、このくらいにさせていただきまして、次に食品ロスのことでもちょっとお伺いしたいと思います。

私は、我が町の、一つはまず食品ロス削減推進計画、これを町は策定しておりますか、いかがでしょうか。

まず、一応、自治体では食品ロス削減推進計画をつくるようになっております。策定することになっているようなんですね。地域の特性を生かした取組を推進しなければならないと、こうなっておりますけれども、その現状はどうであるかということと、もう一つは規格外の農産物の活用ですね。それとフードバンク、これをぜひ進めていただきたいと、こう思っております。一応、私の最後の質問ですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 食品ロス削減推進法というのがあって、その13条で、「市町村は、県計画では基本形方針を踏まえ、区域内の計画を定めるよう努めなければならない」というふうな努力規定が記載してあるということであります。町が自ら実施する事業において、まずは食品ロスの削減に取り組むことと考えております。町民の皆様も、よく自宅で出た生ごみ等は、畑のところでその土に返して、地力の向上のために使っているようなこともやっただいておりますので、今後もそういった町民の皆様の理解と、地道なそういったロス削減への活動呼びかけてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 以上で、小林光一議員の質問を終わります。

◇ 青 柳 はるみ 君

○議長（須崎幸一君） 続いて、14番、青柳はるみ議員。

14番、青柳議員。

（14番 青柳はるみ君 登壇）

○14番（青柳はるみ君） 議長の許可を得まして、お時間いただきました。一般質問を3点にわたってさせていただきます。

なお、議長の許可を得て、タブレットに写真の参考資料を入れておきましたので、タブレットをお開きください。

3つの質問の1点目、土のうに一考を。

地域での草刈りの際、河川の土手や石の下にぼろぼろになった土のうが見受けられました。とっさの災害に対し、土のうは使われ、役立つものですが、そのまま河川に流されるものがあります。災害が去り、その手当てができたとき、土のう袋が回収できるものと、そのまま河川に流れるものがあります。

そこで質問ですが、町が使っている袋の材質は何ですか。海洋プラスチックごみが深刻化し、マイクロプラスチック化し、魚が吸収し、その魚を我々が食べる悪い循環になると思います。日本中の問題ですが、我が町から環境に配慮した製品の土のう袋を考えていただきたい。浸水防止など一時的に使うものは回収できると思いますが、撤去が不可能なものは環境に配慮した製品を使えないでしょうか。SDGsの「海の豊かさを守ろう」に当てはまると思います。持続可能な社会のため、SDGsの理念で製品の使い分けをと願います。

2点目、生理用品について。

コロナ禍の中、女性の就業率は70%になりましたが、その6割は非正規雇用です。そんな中、生理用品を用意するのも困難な女性の家庭が5人に1人があるといえます。女子大生が行ったオンラインアンケートで分かったのは、経済的な問題やネグレクトにより親に買ってもらえない、父子家庭で言い出しにくかったりしたということです。

このような声を3月に女性議員で山本知事に届け、県立大学、県立学校、県施設に配布やトイレに設置が7月よりされました。我が町の学校では保健室で必要な子に用意されていると思いますが、利用はどうでしょうか。それは生徒に周知されていますか。必要な子に届い

ているでしょうか。トイレに置くことで必要な子に届くと思います。毎日の生活にいっぱい
いっばいで、子供の変化に気づかない家庭もあります。女性特有の生理、妊娠、出産に対し、
全ての人が正しい知識を習得することで女性活躍の推進になります。小さな取組ですが、S
DGsの5番目、「ジェンダー平等」につながることです。教育長の見解をお伺いします。

次に、スマホについて。

今回のワクチン接種の申込みで電話がつながらないというので、スマホで申込みができま
すよと言ったところ、QRコードの使い方が分からないという人が多かったです。スマホは
年配でも持っているが、使えない。町主導でスマホ教室ができないか。他自治体では町主催
でスマホ教室を実施しているところがあります。

また、スマホのLINEを使うことで、乳児に関する子育てひろばの開催状況、予防接種
の通知を紙ベースだけではなく、ほとんどの人がいつも身につけ、身近に持っているスマホ
による情報を流してもらいたいと思います。

総合戦略で、住民と協働をうたっているので、道路の破損などの情報を写真で送れる方策
を取り入れていただきたい。これにより、町民が町づくりに参加しやすくなるのではないで
しょうか。町長の見解を伺います。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、青柳議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の土のうに一考をについてですが、災害時に水防活動を行う上で、水路等からあふ
れた水が道路や宅地へ流入するのを一時的に防ぐため、町では土のうによる工法を使用して
おります。そのため、直ちに使用できるよう、職員や消防団が土のうを作製し、各所へ備蓄
をしております。土のう袋も備蓄をしておりますが、袋の材料はポリエチレンでプラスチッ
ク素材となります。一般的な材質でございますので、安価であるのが利点と捉えております。

ご質問にありました環境に配慮した材質でいえば、植生土のう等があり、時間経過ととも
に分解をされ、植物が育つ撤去不要な製品になります。また、自然に戻る生分解性プラスチ
ックの製品もあるようでございます。

土のう積みは応急的に一時設置を行う場合と、長期間の設置で回収しないことが想定をさ
れます。後者で、河川の自然護岸等に設置するようであれば、植生の一助となる植生土のう
等が効果的だと思います。このような製品は、設置場所や期間、コスト面に考慮して使用して

いくことが望ましいと考えております。

では、2点目をお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 教育長、ご登壇願います。

（教育長 山野邦明君 登壇）

○教育長（山野邦明君） 失礼します。

ご指名いただきましたので、お答えをさせていただきたいと思います。

2点目の、学校での衛生用品設置に関するご質問でございますが、いわゆる生理の貧困問題は新型コロナウイルス感染症の拡大により顕在化した社会問題の一つであると認識しております。議員のご質問にもありましたとおり、本町の小・中学校では、生理用品を保健室で、必要とする児童・生徒に提供しており、この対応方法は各校で周知されております。

利用につきましては実例が少なく、生理用品を忘れたり、急に生理になったりした場合に利用があり、生理の貧困として危惧されているような、教育扶助対象の児童・生徒の利用が特に多いという実態はございません。

トイレに置くことで、必要な児童・生徒に届くというご意見をいただきましたが、保健室での対応により、児童・生徒が抱える不安や悩みを養護教諭に相談できる機会を確保する意図を持たせての対応でございますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

また、学習指導要領では、性教育という表現は用いられておりませんが、全ての児童・生徒が正しい知識を習得するために、性を含めた健康に関する指導は、児童・生徒の実態や課題に応じて、教育活動全体を通じた各教科等において関連づけて指導することとなっております。人権教育とも関連づけながら、SDGsに掲げる「ジェンダー平等」の実現に向けて、引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 続いて、町長の答弁を願います。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 3点目のスマホ活用で情報の共有と住民との協働を推進でございますが、まず、町主導でスマホ教室ができないかというご質問についてお答えをいたします。

総務省では、デジタル活用に不安のある高齢者等の解消に向けて、今年からデジタル活用支援推進事業という補助事業として、今年度は全国1,800か所で講習会を行うという方針を出しました。また、令和7年度までの5年間に於いて、毎年度約5,000か所で、約30万回の講習会を開催し、5年間で延べ1,000万人の参加を目指すというものでございます。このこ

とにつきましては、まだ具体的な話は国から来ておりませんが、この事業の動向を見ながら考えてまいりたいと思います。

次に、スマホによる情報を流してもらいたいというご意見でございますが、第2期総合戦略の中に情報発信サービスアプリ提供事業をアクションプランとして位置づけておりまして、現在、総合戦略本部の分科会で検討を進めております。SNS等を活用した情報発信は、リアルタイムな情報を提供できるツールとして非常に有効であると考えております。発信する内容につきましては、ご意見をいただいた内容も踏まえ、子育て支援情報の充実が図れるよう検討してまいります。

また、道路の破損情報を写真で送る方策でございますが、委員のおっしゃりとおり、今や個人でもスマートフォンなどを通じて、気軽に情報を写真撮影し、共有できる時代でございます。自治体によっては、情報を写真で送り、内容を公開しているところもございます。既に建設課職員同士では、現場確認の状況を写真撮影し、情報を送り、共有し、円滑な現場対応を行っているところでございます。

道路の破損などの情報を写真で送ることは可能であると考えます。それには、技術面や費用面での課題があります。情報サービスアプリとも連携し、当町にも導入可能であるかどうか検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 途中ではありますけれども、ここで休憩を取りたいと思います。

再開を11時10分といたします。

（午前10時58分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午前11時10分）

○議長（須崎幸一君） 再質問ございますか。

14番、青柳議員。

○14番（青柳はるみ君） ご答弁ありがとうございました。

再質問させていただきます。

土のうについてですが、河川の自然保護のため、自然に戻る生分解性プラスチック製品植生土のうを設置場所、期間、コスト面を考えて使用と答弁いただきました。プラスチックの袋を利用しているのは安価なことが一番の利点だというお話でした。一番苦慮するのは、今まで使っている土のうよりもコストがかかることだと思います。今ある在庫はどのくらいあるでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 現在使っておりますプラスチック素材の土のうでございますが、在庫につきましては、総量で約2,600袋ございます。旧消防署に700、旧岩一小に700、各地域の消防団分団に、6分団ありますが、それぞれ200袋ありまして、そのほかに1,000枚あるということでございます。現在の状況はそのようなところでございます。

○議長（須崎幸一君） 14番、青柳議員。

○14番（青柳はるみ君） 今の大量の在庫の用意されている状況の中で、環境対応のものというのは1枚もないのでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 生分解性プラスチックの植生土のうというんですか、これにつきましては、まだ在庫としてはございません。今後、こういったものも追加をしながら、舗装された道路上に土砂の流出や水の流出を防ぐために、土のうを積む場合には、今までのものでもいいんですけれども、地山に沿った傾斜のところには植生土のうをして、そのまま自然に戻すということもできますので、そういった使い方を今後は考えてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 14番、青柳議員。

○14番（青柳はるみ君） ご答弁ありがとうございました。

非常に実現可能なお話をいただきました。町ではクリーニング店のビニールやハンガー、コンビニのストローも今はもらえない状況になって、社会全体で環境に向かっております。我が町の河川のポリについても取組を早急に、そしてコストの面が心配だというお話でしたが、予算に反映していただいて、撤去不能なところには、そういう環境対応なものをぜひ使っていていただいて、ほかの町もこういう問題はそんなには意識してないと思いますので、我が町から始めていただければと思います。

また、区長会するときでも、そういうものを目に、この写真に掲載しましたが、目にするこ

とがあると思います。道路愛護とか河川の草刈りとか、そういうとき目についたら、撤去できるものは撤去するような住民への呼びかけもお願いしたいと思います。ただ、やみくもに袋から出してしまうと、中の砂とかが出てしまって、かえって困るところもあるかと思いますが、私が町の中を見たときに、草刈りのときに、川の底に沈んでいるのを見ましたので、そういうのを見たら撤去するよう、区長さんを通じて呼びかけができるでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） おっしゃるとおりでございますので、今後は各区長さん等にもご協力いただいて、実施できるところはしてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 14番、青柳議員。

○14番（青柳はるみ君） 非常に実現に近いお話をいただきまして、よろしく願いいたします。

次に、教育長にお伺いします。

生理用品をトイレに置くのではなくて、保健室の養護教諭と対面して渡すことでコミュニケーションの相談の機会を持たせるとのご回答をいただきましたけれども、児童・生徒から希望があれば渡すという方針だと思いますけれども、女性尊厳という面から見ますと、お願いして受け取るのではなく、いつでも使えるようにすることこそが、女性の尊厳が守られることではないでしょうか。女性の生きづらさを解消して、安心できる社会につながればいいと思っています。

養護教育からお願いですが、今の時点ではトイレに置くことがまだ時期尚早だとすれば、トイレに、いつでも保健室に来てくださいというコメントを貼っていただいて、気楽に来てもらえるように。やはり保健室だとそんなには取りに来ないというお話でした。そして、子供に聞くと、もらいにいくタイミングが分からなくなっちゃった、また恥ずかしい、そういう保健室へ行くのも何か気が引ける思春期ならではの気持ちもあるんだそうです。私たちから見ると、思春期ならではのなんだなと思うんですけれども、やはり家族で、子供が生理になったという長女とかお姉ちゃんとかいけば普通なんですけれども、ちょっと珍しい出来事になってしまって、分からない、それが思春期なんだろうなと思います。いつでも取りに来てくださいというコメントをぜひ貼っていただきたいと思いますし、また設置できるようになったり、また保健室に取りに来た、ナプキンを一つ一つ袋に入れて配ると思うんですけれども、そのときに、何でも保健室へ相談に来てくださいというような、保健の先生と、自分に先生が言っているというような、あなたに来てくださいと言っているよという、個人に向け

た、もしナプキンを取りに来たら、そんなコメントも通じてやっていただければと思います。

思春期ならではの子供の様子、また昔と違って、家族でも、親にも言えない。親はいっぱいいいっぱいなんだそうです。私たちの時代では、親がそういうのをきちんと用意してくれるのが当たり前だと思うんですけれども、今は何かちょっと違うんだそうです。

私たち女性議員で3月24日に、山本知事に、女性の負担軽減として生理用品の配布を要望しました。私も町長に4月に要望を提出いたしました。群馬県ではこれを受け、県立学校、高校、県立大学、県有施設でトイレへの設置が6月中に配置されました。6月には県立女子大に、生理用品の配置が始まったということで伺いました。小林良江学長の話聞きまして、学長は、配置してから少しずつ使われている、そういうのが見られた、需要はあるということです。女性の負担軽減になるので、この心配りが当たり前の時代になればいいですねという小林学長のお話でした。

このように、せめてトイレに、いつでも保健室にいらっしゃいというようなコメント、また配るときの養護教諭からのコメント、そんなのができると思いますが、教育長、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 教育長。

○教育長（山野邦明君） 青柳議員のおっしゃること、よく分かります。現在も養護教諭は、おっしゃるとおり、子供たちとコミュニケーションを取りながら、実際手渡しをしているというふうに私は思っております。でも、まだ子供にしてみると、少し恥ずかしいなですとか、入りづらいなんていうところもあるのかもしれません。そのあたりにつきましては、今後また養護教諭、またその学校の教員も含めて、うまく対応できるように、子供がストレートに、本当に入ってこられるように、そんな対応をしていきたいというふうに思います。

○議長（須崎幸一君） 14番、青柳議員。

○14番（青柳はるみ君） ありがとうございます。

県でも県有施設にそういう用意をされたということですので、女性尊厳という面から考えていただければと思います。ありがとうございます。

次に、スマホについて伺います。

今、お話ししましたように、ワクチン接種の予約のことで、みんなスマホは持っているんですけれども、使えないということが分かりまして、今現実、地域振興センターで緑のふるさと協力隊を卒業した元隊員さんがスマホ教室をやりまして、年配の方がスマホの機能を使って、そこで教えてもらって、孫と写真の交換ができた、こんなことができた、あんなことが

できた、テレビ電話ができた、非常に喜んでいます。スマホは持っているんだけど、ただ電話の子機みたいにしか使えなかったんだけど、孫としゃべれたよということで、非常に喜んで、こんなことができるんだということで、スマホ教室、現にやっております。6人ぐらいしかまだ来ていませんが、そこで習った高齢者の方が非常に喜んでる姿を見て、これだったら、これからみんな習ってできるなと思います。

その中で、婦恋村の例を聞いてきました。婦恋村では、富士通から任期付職員を入れて、庁舎内の機器、学校、タブレットの入力操作、議会のタブレットの操作、公民館での住民のためのスマホ教室を実施しているそうです。この富士通から任期付職員が来たことで、圧倒的に庁舎内のDXが進んだ、とてもいいというお話を聞きました。

スマホ教室のお知らせを、ワクチン接種の順番待ちの時間に、日程が書かれたパンフレットを配布していたそうです。それによって、各公民館でいつ、何時にやりますよということで、高齢者が楽しみに、持っているスマホが使えるようになるんだ、そのような期待を持ってやっているそうです。

婦恋は、一足先に総務省から交付金が入っているんだとは思いますが、何か上毛新聞で見ましたけれども、我が町も総務省に申入れをしているということですが、その状況はどうでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては、国のほうに問合せ等を行っておるところでございますが、はっきりした回答というものはまだちょっと来てないということでございます。

○議長（須崎幸一君） 14番、青柳議員。

○14番（青柳はるみ君） 引き続き通達が来るのを楽しみに待っています。デジタル活用支援推進事業というのが総務省から出されて、今のご答弁いただきましたが、第2期総合戦略のアクションプランとして、情報通信サービスアプリ提供事業を検討されているという答弁いただきました。リアルタイムで情報をつかめるツールで有効であるとの認識と伺いました。住民と地域を守るとの気概で、スピードを持って進めていただきたいと思います。非常にこれも実現可能な至近距離に来ているんだと思います。ほかの議員もこの情報アプリを使って、LINEを使って、もっといろんな情報を住民とやってほしいという質問されていましたが、非常に近くなったなと思います。建設課同士で、もう既に活用して、円滑に仕事をこなしているという今、町長の答弁いただきました。住民との協働も非常に近くなったと思いました。役場からの住民への一方通行ではなくて、職員の皆さんの知見を生かして、住民

と共に地域を守っていきたいと思います。建設課職員同士でいろんな情報交換をして、非常に仕事が早く済んでいるという町長のご答弁でしたけれども、それをもっともっと加速することはできますか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） デジタル等、スマホ等の活用で、また行政活動により利用していきたいと思います。また、防災、緊急時にもスマホの利用というものは欠かせないものでございますので、今後もこういったものの活用に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 14番、青柳議員。

○14番（青柳はるみ君） ワクチン予約のことから、高齢者のスマホ持っているけれども使いこなしてない。しかし、LINEとか、町から住民との行ったり来たりのツールができる。町から一方的に流すだけではなくて、住民からも情報が返ってくるという、住民協働のことができる、とても重要なツールだと思います。既に庁舎内でも生かしていると聞きましたので、ぜひ職員の知見を生かして、そういう機器を、住民も持っている機器を活用して、一緒に町をつくっていこうという気概にあふれた町にしていきたいと思います。最後に町長、住民協働ということでお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これからの行政、町民の皆様の生活にスマホなどデジタル活用というものは非常に重要なものでございますので、群馬県でも山本知事がいち早く掲げているところでございますので、それに沿って、東吾妻町としても今後、取り組んでまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 14番、青柳議員。

○14番（青柳はるみ君） ありがとうございます。

熊本豪雨のときのすごい土砂崩れとか、やはりその近くの住民がいつもと違う臭いがしてきた、いつもと違う音がした、いつもと違うところで水が流れている。そんなことを、後になってみればというお話をしていました。リアルタイムに住民が大変だと気づいたことを通報できるように、ぜひともスマホ、LINE、情報を共有できる政策をしていただきたいと思います。

点在している集落がある我が町ですけれども、デジタルデバインド、情報格差があるところがないように、せつかく光とか非常に資金をかけて町でも整備していますので、活用して、

住民と共に守っていただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（須崎幸一君） 答弁はよろしいですか。

○14番（青柳はるみ君） はい。

○議長（須崎幸一君） 以上で、青柳はるみ議員の質問を終わります。

◇ 高 橋 徳 樹 君

○議長（須崎幸一君） 続いて、6番、高橋徳樹議員。

6番、高橋議員。

（6番 高橋徳樹君 登壇）

○6番（高橋徳樹君） それでは、議長に許可をいただきましたので、一般質問の通告書に基づきまして質問させていただきます。

過疎地域における持続的発展について。

過疎とは、地域の人口が極端に減ってしまうことで、地域に暮らす住民の生活水準、生活機能の維持が著しく難しくなっていく状態のことです。現在、過疎法に基づく市町村数は820、全国の1,718市町村の47%に当たります。人口は1,132万人、全人口の8.9%。面積が22万7,000平方キロメートルで、日本国土の60%になっております。

群馬県内は、一部過疎を有する4市、また当町を含む8市町村が指定されており、昭和45年に指定された過疎地域対策緊急措置法に基づき、これまで4次にわたり議員立法として雇用の増大、住民福祉の向上等々、諸対策が進められてきました。

令和3年度からは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が、令和13年度3月末限りの時限立法として制定され、内容は地域の自立促進を目指し、これまでのハード中心からソフト事業（地域医療の確保、交通手段の確保、集落の維持、移住、交流、若者定住促進、活性化等地域住民が将来にわたり安心して暮らせる社会）への支援が強調されてきております。

こうした施策で新しい活力を生み出すためには住民と一緒に、地域資源の発掘のために活動していく外部人材の活用が重要と考えます。そうした視点から、以下、お伺いいたします。

1 番、過疎地域での外部人材のメリットをどのようなものと考えておりますか。

地域づくりの人材確保として、総務省が平成21年度から進めている地域おこし協力隊ですが、当町でこれまでの隊員数、活動実績、定住状況などの成果はいかがでしょうか。また、どのような課題があるのでしょうか。

地域おこし協力隊は、ご存じのように国の財政措置もあり、隊員の4割が女性、約7割が20から30歳代。任期終了後は約6割が同地域に定住にということで、関係人口を増やす意味でも非常に評価の高い制度と言われております。さらに国は、平成30年度、延べ、ちょっと間違いでございます。今現在、隊員は約5,500人活動しておりますが、令和6年度には、国は8,000人に増やす目標を示しておりまして、当町もこれから課題を克服して、協力隊員の活動分野を広げて、これまで以上に制度の有効活用を図るべきと思いますが、見解はいかがでしょうか。

②総務省が同様に特別交付税の算定措置、一人当たり上限350万円を支援している集落支援員につきましては、地域の実情に明るく、町職員等と連携し、集落への目配りとしての集落巡回、高齢者の支援、集落活性化アドバイスが期待されており、平成30年度は全国で331の自治体、専任集落支援員数1,391人、自治会長等兼務の集落支援員数が3,497人が活動しております。当町でも集落支援員の配置が必要と思いますが、いかがでしょうか。

3 番目、地方自治体への外部人材確保で、地域人材ネット（地域創造アドバイザー）に専門的知識を有する民間専門家等が412名登録しております。また、三大都市圏に所在する民間企業等の社員が一定期間、自治体で従事する地域おこし企業人制度もあり、令和2年度におきましては、地域おこし企業人の制度で98町村、148人が活躍しております。

さらに、通商産業省のタウンマネジャー、環境省のエコツーリズムの推進アドバイザー、ふるさと財団の派遣等々ありまして、これらの制度も調査を重ね、調査をし、当町の地域づくりに合致すれば、有効活用されてはどうでしょうか。

次に、ドローンを活用した施策づくりでございます。

最近、多分野、多目的でのドローンの活用が注目されております。地方自治体でも災害時の状況把握、有害鳥獣の調査、公共施設の点検、観光PR等々、使用が始まってきており、今後ますます活用拡大が進むものと思われます。当町におきまして、今後、ドローンの活用を内部職員での操縦士育成など含め、幅広く施策づくりに反映していただきたいと思います。ですが、町長の見解をお聞きします。

以上で、次は自席にてお伺いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、高橋徳樹議員のご質問にお答えをいたします。

1 項目め、1 点目の外部人材活用のメリットについてでございますが、過疎地域では、人口減少や高齢化などにより、地域の担い手不足が大きな課題となっております。地域外の人材がこのような地域に入り、熱意と行動力により継続的に関わることで、地域に刺激と活力を与え、地域の活性化につながり、さらには担い手の育成にもつながっていくと期待をしております。

当町における地域おこし協力隊の実績でございますが、平成26年度から隊員の募集を始め、これまでに6名の隊員の皆様にご活躍をいただいております。活動内容といたしましては、観光情報の発信やイベント等の企画運営など観光振興の取組、また有害鳥獣対策として出没調査や被害調査、被害対策の取組、さらには、現在、運行しておりますレールバイクアガタンの運営などでございます。

全ての取組において、地域とのつながりを深めながら地域協力活動を行っており、現在、4名が町内に在住し、地域に定着をしております。また、課題といたしましては、現在、活動している協力隊員は1名となっており、新たな募集を行っておりますが、採用には至っておりません。この制度は多くの自治体に取り組んでいるため、全国的に募集が増加をしていることも影響して、隊員の確保が困難な状況でございます。

2 点目の集落支援員についてでございますが、本制度は過疎、高齢化が進む集落において、集落支援員と町が連携しながら、集落の目配り役として地域の巡回や高齢者支援などを実施する制度でございます。当町におきましても、急激に高齢化が進行しており、集落支援や高齢者支援は喫緊の課題となっております。

現在、町では生活支援サービス体制整備協議体を組織して、町内5地区に生活支援コーディネーターを配置し、地域のボランティアや行政区長、民生委員などを中心に、高齢者の見守り支援や認知症カフェなど、それぞれの地域において積極的に関わっていただいております。

このような方々が地域を支えている真のリーダーであり、またボランティアの集落支援員であると思います。それぞれの地域によって住民同士の良好な関係が構築されるコミュニティを形成することが重要でございますので、集落支援員制度の活用につきましては慎重に検

討してまいりたいと考えております。

3点目の外部人材の確保でございますが、当町が抱える地域の課題や目指すべき目標への対応、また継続的な取組の可能性などを検討し、制度の活用について判断していきたいと思っております。

2項目めのドローンを活用した施策づくりについてでございますが、本年度より、農業委員会において1台導入をいたしました。現在、農転を伴う現地調査などに活用しております。ドローンの活用につきましては、農薬散布や空撮のほかに、測量調査やインフラ点検、災害現場の調査など、その用途は広がっております。また、ドローン操作につきましても、職員の操縦スキルの習得など人材育成を含め、活用を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 再質問ございますか。

6番、高橋議員。

○6番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

今回、過疎地域のちょっと説明が長くなりましたけれども、これまでこの法律につきましては、財政の基本となるということでちょっと紹介させていただきました。

今回、こうした、当町でもこの法律に基づいてのグランドデザインが描かれております。今後は、これをどういうふうに肉づけしていくかということが一番大事だというふうに思います。そこで、進めていくに当たっての外部人材という、今日は切り口でお聞きします。

町長が先ほど外部人材活用のメリットについてお話しされました。私も全く考えは同様でございます。やはり地域に新しい活力を生むために、地域を開いて、外部の情報や人材を受け入れる姿勢が最も大事だというふうに思っております。同じ思いだなというふうに思っております。

そうした中で、具体的に次に制度についてお伺いしますけれども、この地域おこし協力隊につきまして、これまでの6名ということでございますけれども、非常に皆さん、頑張って貢献していただいた中で、町長も感じているのかもしれませんが、ちょっと活動の人数が少ないな、もっともっと増やしていければなというふうに思います。

この制度につきましては、町長もご存じのように、総務省のホームページを見ますと、地域おこしの協力隊や地域や行政の三方の取組の中で、ウィン・ウィンのつながりをつくってほしいということで、その中で、私はちょっと表現はあまり好きではありませんけれども、よそ者と若者、その人たちの知恵を借りたいということでございます。

このよそ者と若者の知恵ということで、地域おこし協力隊、非常に私もインパクトのある制度だと思います。最近の上毛新聞をちょっと見ましたけれども、いろいろな地域で紹介されております。つい最近では、桐生のほうの女性で、介護の関係のオンラインで高齢者との交流の記事とか、あるいはちょっと地域おこしとは制度が違うんですけども、JICAのほうでニカラグアに行った方が、桐生で。茶とサンショウを名産にしようと言っていました。

私は、今回の法律といいますか、グランドデザインを描くときに一番大事なのは、この上にも書かせていただきましたけれども、ソフト産業といいますか、ソフトの事業の中で、いかに外部人材の方も含めて、協働といいますか、共に地域の発展のために務めていくということが、私はこの一番の大きな狙いなのかなというふうに思いますし、一番大事なことだと思います。

さらに、地域おこし協力隊、様々に全国で活躍していると思います。当町でも鳥獣被害等々いろいろなところで頑張っておられたというふうに承知しています。さらに、最近の上毛新聞見ましたら、南牧村のところでは、外国の方、ハンガリーの方が道の駅で働くということが書いてあります。この方は、ハンガリーのブダペストの方で、日本の向こうの現地の大使館で働いていて、日本語はもちろん流暢な方でございます。

何が言いたいかというと、こういうふうに非常に発信といいますか、海外にまでつながっていくという可能性もあるわけですから、ぜひこういった制度を、さらに分野もですね。私は個人的な思いなんですけれども、多分これからの分野で一番大事なのは、6月にも話したけれども、雇用というんですか、新しい産業を興すことと、それから介護の人材がこれから不足するということだと思うんですね。その分野のやっぱり支援といいますか、もちろん役場の職員の方も頑張っていらっしゃると思いますけれども、町長が先ほどおっしゃったように、外部人材の方の刺激、そういったものが大事だと思うんですけども、町長、いかにお考えでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 高橋徳樹議員からのご質問でございまして、外部人材を入れることによって新しい産業を興して、そしてまた現在、高齢者が増えている中で介護人材も不足しているということから、外部の人材を充てたらどうかということでございます。

非常に外部の人材でこの町に来ていただいて、積極的にこの仕事に当たっていただける、そういう方がいらっしゃれば大いに大歓迎ということで、お願いしたいと思っております。

今後この町の発信をしながら、そして外部人材もこの町に入りやすい状況というものもつくりながら、取り組んでいくことが必要かと思っております。

高橋徳樹議員もこのことにつきましては、大変研究をしている議員でございますので、今後もアドバイス等もいただければありがたいと思っております。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

それでは、いろいろ地域おこしの課題等もありますけれども、ちょっと時間の関係であれですけれども、次に進めさせていただきます。

集落支援員についてなんですけれども、これも町長、慎重にまたこれから検討というようなことに聞えたんです。昨日も同僚議員が話したとおり、私も同じような考えで、自治区の今後のさらに整理、いろんな問題を克服するための集落支援員ということの活用はどうかというふうに思っております。

ちなみに、集落支援員ですけれども、全国的な動きを見ますと、現在、意外と関東地方は少なくて西日本に何か集中しているんですけれども、一番多いのが島根県の137人、兵庫県の121名。市町村、もっと細かく言いますと、非常に格差といいますか、何でこんなに人数が違うのか分かりませんが、1人のところ、2人のところ、その中で大分県の宇佐市は20名、集落支援員。それから島根県のところのある町では25人、それから兵庫県では35人、三重県のいなべ市に至っては60名の集落支援員が活躍しています。

ここの集落支援員のみそにつきましては、昨日も同僚議員が話しましたが、私も同じく考えているのは、この地区の区長さんとか民生委員さんとか、あるいは児童福祉委員ですか。その方との連携をしながら、協働、共に働きながらということですね。その中で、例えば今後、私は四、五年後のこのグランドデザインを描く中で、やっぱり介護の人材、介護の専門的な分野の人たちにここの集落支援員に活躍してもらって、そこの地元を把握している区長さんなり地元の住民の方と、さらに地域の問題点を出して、課題を克服していくということで。

多分、今、当町でも地区によって差があると思いますし、ただ、そうは言っても、四、五年たってから、急に慌てて人を求めるのはなかなか難しいので、今からそういったことで、この集落支援員ですか。かなり人数が多いところも、これ調べれば分かりますので、どういうメリットとか、いろんないい点があると思うので、ぜひ調査をしていただいて、この町にもこうした外部人材のサポート人材を活用されてはどうかと思いますけれども、町長、いか

がでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 井上議員さんからも、また、高橋徳樹議員さんからも集落支援員についてご意見をいただきました。今後のこの集落支援員をうまく活用していくということについて、今後も十分に検討してまいりたいと思います。

やはり、こういったときに、その個人の方の人格とかそういうことでかなり地元の受けも左右されるということでありまして、そういう面も含めて、よく慎重に選んでといいますか、選べるなら選んでということでございますけれども、いきたいというふうに思っております。

今現在は、各地域の皆様がボランティアで選挙なり、住民の皆さんの信頼を得ている方が区長として様々なことに取り組んでいただいておりますということでありまして、まさにボランティアの中で行って、それも本当に一生懸命、地域を何しろ、今まで暮らしてきた地域のことでですから、しっかり分かっているわけでございまして、そういった知識の中で動いていただいております。

そういうこともありますので、そういった地元の人格的にも優れた地域の皆さんの活動というものも大事なものでございますので、そういったものを壊さずに、うまく外部の人材の、人格的にも優れた人が来て、一緒にその地域で頑張っていけると。そういうものができ得る方を選ぶことができるのなら、実施をしてまいりたいというふうに思っております。

外から来て、地域を混乱させるというふうなことも聞いております。そのようなことのないよう、しっかり人材を選んでいくことが非常にいいかと思っております。そのことによって、この制度は非常に生かされるんだというふうに思っております。

以上であります。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

町長が心配されているような、そういったことも散見しているケースもあるかもしれませんが。ただ、それを乗り越えて、受入れ体制、あるいは受入れ後のフォローアップみたいなところも含めながら、新たな発想や視点、それは新たな人間関係を乗り越えるという能力がありますので、ぜひ前向きに検討していただければというふうに思います。

それから、あと3番目の、これも同じなんですけれども、町長もご承知のように、こういった制度がありますので、ぜひアカデミックな、いろいろ今、東洋大学等々でいろいろアドバイスいただいて、それは非常に効果があるものだというふうに思いますけれども、一つの

大学だけに限らず、また一つの分野に限らず、いろんな専門家がいますので、ぜひこういった方のお知恵も拝借されてはいかがかなというふうに思いますけれども、町長、その点はどうでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そうですね。いろんな知識や技術を持った方がこの町に協力していただくということは、非常に町といたしましても願望するところでございまして、そういうことを行えるような機関、人を求めて、これからもあらゆる機会に探っていって、この町のために大いに活用してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

それでは、時間の関係もありますので、次にドローンの活用につきましては、これからいろいろ始めていくということのふう理解いたしました。これは、本当にマスコミとか新聞紙上でいろいろ紹介されて、主に民間企業を中心に進められて、まだ行政は始まったということだと思うんです。

いろいろ調べてみますと、徳島的那賀町などは、それは空の産業革命と言われているようなこの分野について、かなりドローンの推進化、つくると。そこまで私は、そういうことではないと思うんですけれども、ただ、そういう先進地域の町はそういうところがあるようでございまして、茨城の、ちょっと名前忘れちゃったけれども、ある市では職員を操縦の研修に出して、資格を取らせたそうです。そこまでやるか、やらないかは別として、ちょっと前の話に戻りますけれども、地域おこし協力隊等々にこの分野にもし考えるということであれば、ぜひ操縦士の資格を持った方を来ていただければ来ていただいて、その任期中の3年間の間に当町にどういったドローンの活用ができるのかとか、あるいは職員の方のOJTとか、様々な人材をとということを考えますと、そういったドローンの分野の地域おこしなり、そういったことも考えてはいかがかなと思いますけれども、町長、どうでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ドローンにつきましては、最近、非常に活用が広がってきております。東吾妻町では、地域振興センターの旧岩中校庭で、たしかあれば東京工科大学の方にドローンの操縦講習を持っていたことがありました。そんなようなことで、ドローンの活用方法、かなりいろいろ広がってきているということでもあります。アフガニスタンでは、ドローンによる爆撃があったなんていう、非常に怖い話もありますけれども、平和利用とい

うことで、東吾妻町におきましても、大河ドラマ「真田丸」のときに、岩櫃山をドローンを使ってぐっと下のほうから頂上へ向けて撮影をして、町のPR動画を作って発信したというふうなこともありまして、それを見ると非常にいい映像で、これはいいなと思いました。

また、吾妻溪谷の上から撮ったものも見ましたが、確かにいいものでございます。こういうものを町の観光PRや町の紹介の映像として使っていくということは非常にいいかなと思っております。

農業の部門や、また災害時の現場の特定、状況把握等にも当然使えるわけでございますので、今後、ドローンの操作についての講習等も行って、ドローンの活用を広めていくことは必要かなというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

このドローンについて、何人か課長さんともお話をさせていただきまして、非常にこの町でも、職員の方でも興味がある方がおられるというようなことも聞いていますので、ぜひ有効活用させていただければありがたいなというふうに思っています。よろしく願いいたします。

それから、ちょっとここには書いてなかったんですけども、今後、観光大使、ふるさと大使ですか、そういったような活用についても、どういった、町長、お考えをお持ちなのかと思って、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 観光大使につきましては、スカイランナーでありますとか、切り絵作家、画家の方など任命させていただきまして、我が町をPRしていただいておりますのでございます。今後も東吾妻町として最適な人材ということで観光大使を任命するということとはいい思っておりますので、台湾の基隆市との交流の中で、台湾基隆市をふるさとにしている一青妙さんが来ていただいて、ご講演をいただいた。こういった縁も生かして、観光大使になっていただいて、交流をさらに促進していくと。そして、台湾にも東吾妻町が存在というものを大いにPRして、来ていただくということも必要かと思っておりますので、観光大使につきましても、取り組んでまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋徳樹議員。

○6番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

観光大使につきまして、私はちょっと私心というか、町長と若干違うところもあるかもし

れません、考え方には。これから、より観光大使の役割というのは、いかに外から人を呼んでくるかなというふうに思っていて、そういう中で今後検討の、いろいろこの町の中でいろんなところに発信してもらうときに、たまたま今日、朝から、桐生では篠原涼子さんですか。その方にお金を、何が言いたいかというと、そこは500万円か600万円、500万円にして、当然お金をかけてでも当市の中でかなりの効果があったということでございますので、今後、観光大使によっては、そういった成果というか、私は外部からいかに人が来ていただけるか、あるいは外国からも含めて、そういった中での、そういうためには、そういうことをやってくれということであれば当然、無償ということではなかなか難しいんじゃないかと思っておりますので、予算の裏づけなり、そういったことも検討していただければなと思います。

それから、最後なんですけれども、今、東吾妻町にいろんな有形無形のすばらしい財産があるというふうに理解しています。町長、この町の財産といいますか宝といえば、いろんなこの東吾妻町の魅力があると思うんですけれども、どんなふうに捉えていますか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 観光大使の件でございますけれども、これにつきましては、最近、NHKの朝の番組「あさイチ」に町田啓太さんが1時間を超えて出てきて、太田小学校時代の写真なんかも出てきて、非常に売れている人でありますので、この人につきましては、いずれ観光大使になっていただきたい。東吾妻町に限らず群馬県としてもなっていきたいような人でございますけれども、非常にこの人には観光大使、お願いしたいというふうに思っております。

オリンピックの聖火ランナーに来たときもお会いしましたし、生家も私のうちの隣保班にありますので、ご家族といつもお会いして、出演情報などもいただいておりますので、そういった点で今後、非常に有力な方かなと思っております。

お金の点がお話にありましたけれども、大体無償でございます、出張ですとか旅費ですとか、あるいは講演料等はお支払いをしているということであります。一青妙さんが観光大使になっている石川県の中能登町も同じような状況でございますので、そういったことが基本であるかなというふうに思っております。

町の財産ということでございますけれども、観光的にも非常にいいものがございます。そして、一番誇れるものは、やはり町民の皆様の温かい気持ちだというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋徳樹君）　ありがとうございます。

町の有するいろいろな宝については、私も同じ考えでございます。あと同時に、この人材という大きな切り口の中で、やはり一番の財産は、この役場で働いている方の職員の方だというふうに思っておりまして、その中でやはりこの方たちの、非常に職員のいろいろやる気なり、気概みたいなのを起こすために、さらに様々な職員研修が、人材育成といいますか、大事なのかなというふうに思っていますけれども、町長、その辺どうでしょうか。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　町の職員も、東村と吾妻町が合併したときは職員数が260人いたわけでございますけれども、現在は192人ということでありまして、その中でそれぞれの仕事、立場でしっかり仕事をしていただいておりますのでございます。今後も職員の皆様には町を愛する気持ちで、しっかり研修やらも行っていて、この町の将来の発展のためにますます一生懸命仕事に励んでいただきたいと思いますと思っております。

非常にワクチン接種の会場等でもお見かけしているかと思います。職員は一生懸命、町民の皆さんのために働いておりますので、皆様のご理解をいただき、アドバイスなり、お褒めの言葉もいただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君）　6番、高橋議員。

○6番（高橋徳樹君）　最後に、ありがとうございます。そういった研修を行うに当たって、ちょっと若干、今現在、コロナ禍にあって、非常にこれまでの研修は効果があって、いろいろあったと思います。ただ、若干、県とか国のほうのつくった研修ということでなくて、もう少しやっぱり、東京に行くのも今、出張経費とか要らないで、地元でいろんな講義を聞けますので、チャンスがありますので。しかも少人数でなく大人数ということで、さらに、これまで以上に職員の方がチャレンジ精神を持って、町のためにというか、そういう思うような、生きるような研修をぜひ町長、企画していただきますようお願いして、終わりにしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　分かりました。ご意見の点を踏まえまして、これからもしっかり取り組んでまいります。ありがとうございます。

○議長（須崎幸一君）　以上で、高橋徳樹議員の質問を終わります。

ここで休憩を取ります。再開を午後 1 時といたします。

(午後 零時 07 分)

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

(午後 1 時 00 分)

◇ 佐 藤 聡 一 君

○議長（須崎幸一君） 続いて、11番、佐藤聡一議員。

11番、佐藤議員。

(11 番 佐藤聡一君 登壇)

○11番（佐藤聡一君） それでは、議長の許可を得たので、通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

質問内容は、地球温暖化対策やエネルギーの地産地消について町長にお尋ねいたします。

平成26年度9月議会や、令和元年度6月議会の一般質問の際、当町の林業の方向性や木の利用の方法等を質問してきましたが、改めて町長に質問させていただきます。

令和3年3月22日、23日にかけ、上毛新聞に林業再生の特集があり、その中で群馬県の森林面積は42万3,000ヘクタール、県土に占める割合は67%と、関東一ですが、だが、素材生産量は23万4,000立米、栃木では57万7,000立米、茨城で40万5,000立米、これは栃木の40%、茨城の58%しか利用していないということです。

これは、小規模製材工場が多いのも理由の1つのようですが、長野原町のきたもつく等の新たな動きもあるようで、県も今後10年間の林業基本計画の策定をし、その中で大型製材工場の誘致や、既存の製材工場の確保体制を強化したいとしています。

当町でも、先日配られた東吾妻町過疎地域持続的発展計画案の中で、森林面積は2万104ヘクタール、町全体の79.2%を占め、山地災害や下流地域の影響が懸念されるため、適切な森林管理を進めることが必要であります、とありましたが、具体的な計画は示されておりません。また、今年4月以降、外国産材が入ってこなくなり、ウッドショックということで、

住宅を造りたくても木がない、価格が高いということで、建設が中止になりました。これも国内にある利用率が悪い70年生以上の末口30センチ以上の大径材を廃材として利用することで活用が進むのではないかと思います。

中之条町では、木質バイオマス発電所、チップ工場の取組、中之条電力の電気をふるさと納税の返礼品として使ったり、川場村では第3セクターでウッドビレッジ川場を作り、川場村、清水建設、東京農大と連携、地場の木材を利用したチップ工場を造り、木質バイオマス発電や廃熱によるイチゴ栽培。上野村でも、平成29年度にバイオマス産業都市の選定を受け、ペレット工場を造り、ガス化発電設備でキノコ栽培に電気と熱を使い、余剰電力を売電したり、みどり市同様、家庭ペレットストーブ導入補助を行っております。また、6月19日の記事によれば、長野原町でもバイオマス産業都市の選定に乗り出し、家畜の糞尿が発生したメタンガスを利用したバイオガス発電や、木質系バイオマス発電等の取組をするとのこと。

7月15日の記事では、神流町が太陽光やバイオマス発電導入、8月11日の記事によれば、渋川市でもバイオマス発電に取組み、廃熱はイチゴ栽培に使うとのこと。

以前の質問でも、オーストリアの取組を紹介いたしましたが、森林官や森林マイスターの制度を使い、森を守り、循環しながらペレットによる家庭の暖房、給湯等、石油を使わないシステムを大々的に行っているとのこと。政府では、2050年にはカーボンニュートラルを目指すということを宣言しました。

当町も、荒れた森林、畜産団地の糞尿等、問題があります。しかし、それは見方を変えれば立派な資源であり、地球温暖化対策や、エネルギーの地産地消に大きく貢献するものです。町長、このことを念頭に、改めて東吾妻町地球温暖化対策実行計画。東吾妻町過疎地域持続的発展計画案や、バイオマス産業都市構想を広域での検討も含め、循環型社会や施設園芸等の利用での農福連携も含め、進めませんか。

また、平成30年6月に計画した東吾妻町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進捗状況は、ホームページや広報で公表することになっておりますが、どうなっておりますか。

また、森林環境譲与税の基金積立てを使い、林地台帳管理システム構築を進めているようですが、その後の進捗はいかがですか。

以上、質問として、後は自席で続きをさせていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） それでは、佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

町の事務事業から排出をされる温室効果ガスを削減するための地球温暖化対策実行計画は、進捗状況をホームページ等で公表することになっておりますが、現状では実施できておりません。今後は、進捗状況の公表を適切に行っていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

当町には、約1万2,000ヘクタールの民有林がございますが、木材価格の低迷が続くなどで、適切な管理が行われていない森林があることを承知しております。

このような状況の中、令和元年度より、木材製品の運搬に対する補助を開始し、令和2年度からは素材の運搬にも補助を広げており、年々運搬量が増加しております。少しずつではありますが、荒れた森林が少なくなっていると思われま。

バイオマス産業都市についてでございますが、経済性が確保された一貫システムを構築し、地域の特色を生かしたバイオマス産業を軸とした、環境に優しく災害に強い町、村づくりを目指す地域とあります。荒れた森林の解消、林業の活性化、人材の雇用及び糞尿問題の解決に向けて、先進地事例を参考にしながら検討してまいりたいと思います。

林地台帳管理システム構築は、令和2年度に完成しております。管理システムを活用し、森林経営管理制度に基づいた森林所有者への管理方法などの意向調査を、岡崎地区より開始しております。

今後、管理委託を希望しております民有林を、森林環境譲与税を活用して森林整備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 再質問ございますか。

11番、佐藤議員。

○11番（佐藤聡一君） 町長は、上野村で平成29年7月認定になって、長野原町は今年認定を目指すという、このバイオマス産業都市の取組の計画をご存じでしたか。私は勉強不足で長野原のこの記事を読んで、たまたま農林課のほうで話聞いたら、この資料いただいたんですが、これについてまず、町長知っていたかどうかお聞きします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 大まかにはこのような理解がございますけれども、森林を持つ自治体の中で、この森林を活用した木質バイオマスの発電施設、木質チップ、ペレット製造施設、

また家畜の糞尿等を利用したバイオガス製造施設等を建設をいたしまして、それを農業等、また公共施設、民間の会社等にも利用していくということでございまして、中山間地域の自治体にとっては、これが実現すれば大変よい事業になるというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君） 11番、佐藤議員。

○11番（佐藤聡一君） この中身読むと、私が今まで2回、今日3回目の一般質問させてもらってますが、これが具体的に国で承認していくような内容になっております。これが省庁でいうと、農水、内閣府、総務省、文科省、経済産業省、国土交通省、環境省、みんな連携してそれぞれメニューを作りながら行っていると。この中で見ると、木質バイオもこの認定を受けて進めている町村が、全国で123町村数えるとあります。家畜の排泄物の処理も94町村、非常に当町との話とすると、これを使わなかったというか、この補助気づかなかったことが、非常に私としては残念だなと、私も勉強不足ですが、町長はその辺の考えでいかがですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 東吾妻町につきましては、自然エネルギーなり、利用するということは、民間の事業が先行してこれまで行ってまいりました。当然、行政側もその手続につきましては関与をしていたわけでございますけれども、オリックスの系統の吾妻バイオ木質バイオマス発電所、これは日本でも5本の指に入るぐらいの大きな工場でありまして、また、バイオマスチップの製造につきましては、吾妻森林組合の岡崎加工センターで、年間、今現在1万4,000トン近く製造して、バイオマス発電所へ提供しているところでございます。また、植栗には森林育成事業協同組合が1日平均60トンほどのチップを作っているんですね。これは、吾妻バイオ発電所に納入をしているということでございます。また、町の事業として民間の力を利用したPFIによりまして、水力発電所を稼働しているところでございます。

このように、東吾妻町は民間の力を大いに入れていただいて、そして、自然エネルギーを活用した発電事業等に貢献をしているところでございまして、今後も民間のバイオマス発電所が計画をされているというふうなことも聞きますので、さらに民間の力を生かして、東吾妻町もバイオマスの事業を進めてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 11番、佐藤議員。

○11番（佐藤聡一君） 処理するというか、森林の話は後に回しまして、糞尿、特に鶏糞、榛名山ろくの畜産団地、鶏の団地がいっぱいありますが、その処理は、前にも質問させてもらったんですが、みんな困っていると。大平の豚糞等々は、ある程度処理ができるという

話も聞いていますけれども、やはりその辺のまずは処理、今うちの町で誘致して団地を造って、大泉寺川ではつぶれた豚屋さんが糞尿流しちゃったという事例もある。その辺の処理の方法を、民間じゃなくて町村としてやはり取り組んでいく話もあると思うんです。大戸でもどこが原因とは言いませんが、河川が何回か汚れているという事例が出ております。

その辺の問題というのは、やはり畜産関係かなと想像をするんですけれども、やはりその辺の処理を、処理というんじゃなくて、先ほど質問させてもらったんですけれども、資源と考えて熱に変えていく形で、当町の地場の電気をつくり、地産、地元で使っていくという設備を造っていくことは非常に大事じゃないかなと。長野原町で今進めている話も、結局牛糞の処理でやはり地元が困っているという中で、バイオガス発電を進めていく、それにこれを使っていくということみたいですが、当町もやはりその辺含めれば、町として進めていく必要性というのはあるんだろうと思います。できれば広域である程度進められればいいんでしょうけれども、その辺の町長のお考えはいかがですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 畜産農家の糞尿につきましては、吾妻バイオ発電所につきましては、この糞尿を燃やすことができる施設でございます。また、その発電所につきましては、お茶殻も燃やすことができるというふうに聞いております。これはお茶殻っていっても一般家庭のお茶殻じゃなくて、大きな飲料会社のペットボトルに入ったお茶をつくったときの茶殻を燃やすようなこともできるというふうなことでございまして、施設としてはかなり本格的なものでございます。

今後、我が町の畜産農家の家畜排泄物、こういうものも吾妻バイオで燃やすことができれば1番いいのかもしれない。

しかし、今後、バイオマス産業都市というふうな構想の中で、我が町として行政の中で、そういったバイオマスガス発電、これをする必要が出てくるならば十分に検討していくことが必要かなというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君） 11番、佐藤議員。

○11番（佐藤聡一君） 吾妻バイオの話も前調査させてもらったときに、そのお茶殻の話がなぜ受けられるかという、そもそも間伐材のチップ材をベースに東電との話で幾らと、売電価格決まっている形の中で、お茶殻を入れると売電価格下げますよと、前にも質問させてもらったんですが、例えば雑木のチップを入れた場合には、買取価格が下がりますよという契約になっているみたいです。

で、なぜお茶殻が燃やせるかという、産廃処理料を逆に言うとメーカーからもらえるから、それと合わせて多分オリックス自体は損がないから受けているんだと思います。

この糞尿に関して、その処理料を畜産団地として払えるかどうかの話が出てくると思う。その負担の問題って非常によし悪しだと思うんですが、私とすると、吾妻バイオの話とは別に、町として今日もSDGsの話で同僚議員も質問していますが、要は循環型で地産地消という形で完結することによってこの町づくりをしていくと。それに伴って、糞尿とはまた別に森林の整備も必要かなと思っております。その辺は私の意見ですが、改めて町長いかが考えますか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 木質バイオマス発電に限って、これをより拡大していくということになりますと、町内のバイオチップが供給できなくなるおそれもあるということであります。バイオマスチップC材とかD材を主に燃やしているものでございまして、これが足らなくなると、それをより良質なB材とかA材、より高く売れる木質をわざわざチップにしなければならないという状況も出てくるということでございますので、そういった観点からすれば、木質バイオマスに集中するのはいかがなものかというふうに思います。やはり小水力発電とか、バイオガス発電もその一つかというふうには思っておりますので、今後町内の状況、畜産農家から出る家畜排泄物を町として燃やして、そしてガスをつくる、あるいは発電をするというふうなことができるということが確認をされれば、今後十分に検討していくことができるかなというふうに思っております。

今後、バイオマス産業都市ということで大変中山間地域にはよいシステムというふうに思っておりますので、検討を続けてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 11番、佐藤議員。

○11番（佐藤聡一君） D材どうのこうのっていうような話が出ていますが、あくまで針葉樹林の話になってくるんだと思います。

町長は、私より多分森林の話は詳しいと思います。その観点から、ある程度教えてもらいたいというか、いわゆる逆にいうと町長は、東吾妻町の山野をどう維持していくかというビジョンがありますか。その辺があつたら教えてください。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 東吾妻町の森林というのは国有林と民有林があるということでありまして、民有林につきましては、それぞれの森林所有者がおって、私、ざっと考えてみて、10

アール以上の森林を持っている層が1,000家族あるというふうに思っております。それだけ小規模所有が多いということでございまして、ですから、その森林をなかなか手入れをして立派な木材にして出していくということが価格の低迷等で滞っているということになるのかと思います。

今後は、森林組合の力もいただいて、やはり森林組合は森林整備をする専門部隊をしっかりと今育成しているところございまして、また、高性能林業機械、1台の機械で伐採をして採寸をして、そして機械で専用の運搬車に積んで、市場に持っていくというふうなことを考えているわけございまして、作業の効率化というものも図っているところございまして。そういったことで、今までの森林の施業とはちょっとかけ離れた、しっかり小規模の所有者の森林をある程度団地化して、その中で大規模に伐採なり植え付けをしていくということが必要かと思っております。今までのように小規模の森林、この10アールだけやればいいんだと、そういうものじゃなくて、所有者がお互いに協力し合って一つの大きな山、この団地を共同で今後施業を考えていくということが必要かと思えます。

そういうことで、森林環境譲与税につきましても、使い道があらうかと思えますので、今後も町としてこの森林につきましては、しっかり取り組んでまいりたいと思えます。

○議長（須崎幸一君） 11番、佐藤議員。

○11番（佐藤聡一君） 町長のある意味でのビジョン聞かせてもらいました。私も、結局この山を守っていく体制はどのようにつくっていくかと、高齢化して山が持てない。相続して、うちの親戚でもそうですが、山は要らないよと、欲しくないと。お金は欲しいけれども、山や田んぼは要らないよという人が多かった。じゃ、どうするかっていったら、結局山が荒れていると、誰がやるかっていうと、先ほど質問でも出したんですが、オーストリアでやっている森林マイスター、森林官という形のところは誰がやれるかっていうと、やっぱり森林組合だとか営林署の人が、ある程度山が荒れなくて、いわば計画的に植えながら維持していく、きれいな山に。針葉樹じゃなくても広葉樹でもいいと思うんですけども、やっぱりそういう組織があって、山を維持して、今の小ちゃい山じゃなくて、全部を団地化してやっていければ、水害にも備えられるし、やはり利用も進むんかなと、今止まっちゃっているというか、木が非常に値段がいいような悪いような、今年はよかったんだけど、切り出す話にならなかったと、うちもでかい木は残っているんですけども、結局使い道がなくて、D材になっちゃうよと、太過ぎて、というような話になってくると、結局使い道ないんです。じゃ、そのまま俺の子供なり孫にそのまま渡せるかっていったら、要らないよって多分言わ

れてくる可能性があるんです。じゃ、だけれども、やっぱり環境を守っていくには、この町が中心になって、やはり森林組合だとか営林署だとか、いろいろ要はそういうプロの方を中心に整備していってもら。その中で出たものをいいものは出すと、悪いものはさっきの話のチップ材だとか、そういう形で要は地産で処理できるようなシステムをつくっていけるのが1番いいのかな。それが先ほど出てきた例えば上野だとか川場も水道組合で見に行ったときかな、農水省の職員が1人入ってきて、チップ工場、バイオマス発電所、小ちゃいですよ。それから、その余熱を使ってイチゴのハウスを作っていました。川場いいのは、できたいちごがすぐそばの道の駅で売れていると。上野もきのこに使っているみたいですが、そういう形で非常に使えるから。当町とすると、今広域で始まろうとしているごみ焼却場の話も含めて、やはり、燃料として使っていくような道、先ほどの糞尿もそうですが、その道筋をやっぱりつけていくことが1番大事なかと、今後。

そうすると山もきれいになるし、そういう家畜の下の問題も解決していくし、その余力で産業というか、イチゴだキノコだという部分含めて、農業がある程度中山間地で広まっていく。燃料が極端な話ただであれば、やるほうも売値に介しての経費が下がりますから、非常に助かるんじゃないかと。そういう部分のやっぱり土台を町で、今後は特に中山間地のこういう荒れたところ、特に森林が多いところはやっていく必要があるかなと。

それに町長がその部分の知識がたけているから、やっぱりその部分をやってもらいたい。長野原でもうこんなに始まっているのは、ついこの間まで新聞で見るとまでは知らなかった。きたもつくもとつくから、この間新聞にも出ていましたけれども、広葉樹をあそこはキャンプ場が主みたいですけれども、薪で燃したり使っていると。今回、乾燥施設なんかつくっているみたいですけれども、そうやって民間である程度動いているところの延長線にバイオマス発電もあるし、牛の型のバイオガス発電もあるんでしょうけれども、やはりこういう動きをやっぱりベースとすれば町がつくって、民間でできるところは民間でやってもらう。農業もそうですけれども。そういう道筋をぜひつくりませんか。町長。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今までは民間の力を先行させて取り組んできたということでございます。今後こういった流れは大事にしていかなきゃならないというふうに思います。

1つの規模は小さくても、モデル的な施設を造って先がけとしてやっていくということも1つの大きなことだと思います。

この町に合ったやり方があるかと思いますが、そういった点をこれからもしっかりと

取り組んで、非常に重要な部分でございますので、取り組んでまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 11番、佐藤議員。

○11番（佐藤聡一君） ぜひ、前向きな姿勢でなるべく早くやりませんか。なぜかって言ったら、もう周りの町村、私はもう26年のときに最初に質問させてもらったことが、もう中之条始めている、長野原も始めます、渋川もやります、で、川場が始め、上野村が始め、先ほど言ったみどり市もある程度やっているというような形で動き出しているんで。特にこっこの吾妻の状況を考えたときには、やはりこれは非常に生きた補助というか、プロジェクトになるんじゃないかなと思うんで、こういうものがあるということを前提に、町づくりを含めてぜひ進めてください。

最後に一言お願いします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議員からのご提案でございます。

今後も、自然環境のためにSDGsのためにも、自然エネルギーの利用等を進めていくことが必要かと思っております。今後も、民間の力を生かしながら、または行政としての先進的な施設等の考えも持って、今後しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 以上で、佐藤聡一議員の質問を終わります。

◇ 高 橋 弘 君

○議長（須崎幸一君） 続いて、4番、高橋弘議員。

4番、高橋議員。

（4番 高橋 弘君 登壇）

○4番（高橋 弘君） 議長の許可を得ましたので、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず最初に、新型コロナと経済対策についてであります。

新型コロナウイルスは、国内で昨年1月の1例目の発表から、本年8月6日約1年7か月で感染者が累計100万人となり、9月1日には150万人を超え、9月15日は165万人となっています。

8月20日から9月12日まで、緊急事態宣言が群馬県を含め21都道府県、まん延防止等重点措置の対象地域は12県に発令いたしましたが、今月9日に緊急事態宣言が、群馬県を含め、19都道府県、まん延防止等重点措置が8県に期限を30日まで延長になりました。

第5波では、感染力の強いデルタ株に置き換わり、若者への感染も拡大しています。群馬県内の感染者は9月15日現在1万6,213人、うち死亡者は166人となり、吾妻保健所管内での感染者は208人となっています。

ワクチン接種は2月半ば、ファイザー製が特例承認され、医療従事者への接種が開始、65歳以上の高齢者へと、順次段階的に進められています。

当町では、ワクチン接種のため、4会場を特設し対応に従事していただいております。

当町のワクチン接種状況とコロナ対策について、今後どのように対応していくのか、お考えをお聞かせください。また、前回は緊急事態宣言による経済対策として、国・県の補助金に加え、町単独の補助金等の支援を行っていただきましたが、今回はどのように対応していくのかお伺いいたします。そして、経済の活性化のためには何が重要と考えているのかお伺いいたします。

次に、家畜伝染病CSF豚熱対策についてお伺いいたします。

感染源となる野生イノシシ対策として、養豚場への侵入防止柵の設置は完了し、車両等の進入路は消石灰を散布し、関係者も消毒等を徹底し、主要衛生管理基準を順守しています。また、野生イノシシへの経口ワクチン、ワクチン入り餌の散布もしていただいておりますが、8月7日、桐生の養豚場でCSFに感染したことが明らかになり、17日までに6,068頭の殺処分が完了、作業従事者は2,476人でした。昨年9月高崎市、4月前橋市に続いて3例目となっています。

8月19日、長野原町長野原で捕獲された野生イノシシ1頭がCSFへの感染が確認され、県内で125頭目となっています。

対策として、ウイルスを媒介するとされる野生イノシシの捕獲と、イノシシ向け経口ワクチンの散布の強化が必要と思いますが、どのように考えているかお伺いいたします。

今回、農林水産省の疫学調査チームの調査によると、発生農場でウイルスを媒介するおそれのあるネズミが確認されています。小動物等の侵入対策強化も必要と思いますが、お考えをお伺いいたします。

後は、自席にて引き続き質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） それでは、高橋弘議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の新型コロナと経済対策についてでございますが、当町の新型コロナワクチン集団接種は5月11日から開始し、10月9日が最終日となります。ワクチン接種は順調に進み、9月14日現在で全体の接種率は87.2%、65歳以上の方は92.9%となっております。

コロナ対策の切り札として集団接種を行ってきたわけですが、町民の皆様方には引き続き感染症対策の徹底を図っていただくようお願いしてまいります。医療の逼迫とならないためにも、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いと手指消毒をはじめとした基本的な感染予防を広報していきたいと思っております。

当町の経済支援策といたしましては、昨年来、新型コロナ対応臨時交付金を活用し、様々な支援策を講じてまいりました。本年度におきましても、商工対策事業費として、5月補正予算では、昨年度に引き続き、暮らし応援商品券支給事業及び小規模事業者持続化補助金制度等の実施に2,160万円余りの一般財源を投入しております。また、本定例会における補正予算におきましても、事業継続支援補助金制度等の実施に4,356万円を措置し、合わせて6,517万円余りの町単費を投入することで、支援の拡充を図っているところでございます。

現時点では、まだ新型コロナの感染拡大により、人の流れが制限をされ、減収による消費の低迷、物流の停滞を招いております。この状況を打開するためには、まずは人の流れの制限が緩和され、日常の流れを取り戻すことが重要であると考えております。そのためにも、ワクチンの早期接種完了に向け、全庁を挙げて取り組んできたところでございます。

いまだ、緊急事態宣言の解除もままならない状況下にあります。一方で国全体のワクチン接種率も9月末には6割を超える見通しも出てきていることもあり、全く先が見えないという状態からは1歩抜け出しつつある状況と捉えております。

国県におきましても、アフターコロナを見据えた新たな経済施策の検討を進めております。当町のワクチン接種率も90%近くまで進んでいることから、経済活動の本格的再開に町民皆様の期待も高まっていることと思っております。何よりも町民皆様の健康維持に努める中で、今後どのような支援が行えるか、関係機関とも連携しながら、コロナ収束後を見据えた方策の検討を進めてまいりたいと考えております。

2点目の、CSF豚熱の対策についてでございますが、町では8事業体に防疫対策として、令和元年度より消毒用石灰配布をしております。今年度も6月と8月に消毒用石灰を配布し

ております。今後も状況に応じて配布予定でございます。また、県の野生イノシシのＣＳＦウイルス感染確認強化として、捕獲時に採取した血液を猟友会の方々に検体提供していただき、ウイルス感染の確認を行っております。

県の野生イノシシ有害捕獲奨励金がＣＳＦ対策強化のため、４月１６日より１頭当たり４,０００円の増額となっております。

イノシシ向け経口ワクチンの散布につきましては、令和２年度より県で行っており、町では令和２年７月から８月と、令和３年２月から３月にかけて、町内６路線で散布を行っております。引き続き散布の強化をお願いしていきたいと思っております。

小動物等の侵入対策強化につきましては、県の主要衛生管理基準にあります防鳥ネット設置、殺鼠剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置を行い、適正な管理を事業体をお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 再質問ございますか。

４番、高橋議員。

○４番（高橋 弘君） ご答弁いただきまして大変ありがとうございます。

先ほど、答弁の中にもありましたけれども、また全協の中で、課長のほうからも説明をいただきました。今回のコロナのワクチンの接種につきましては、町に大変ご尽力いただきましてありがとうございます。

なお、この接種回数につきましては９４日間ということでありました。集団接種回数が８４日間、原町日赤病院では１０日間というような内訳になっているそうであります。

１０月９日までの接種者でありますけれども、この推計でありますけれども、いただいたものを集計すると、延べで１万７８０人、そして接種券を発送したのが１万２,３３０人と伺っておりますので、これからすると、８７．３％の接種の推計になるかなということであります。そして、これから接種券を発送した人を引きますと、残りが１,５５０人がまだ未接種であるというふうに数字から分かるわけでありまして、これは先行する国の多くは接種率が７割で頭打ちになる、７割の壁を突破できずに伸び悩んでいるというようなことであるそうあります。そして、社会全体で感染が広がりにくくなる集団免疫を獲得するには、少なくとも８割から９割が必要というふうにされておりますので、当町につきましては、この数字をクリアをしているというふうなことがうかがえるわけでありまして、これまでの執行部のご努力と町民のご理解、ご協力に感謝を申し上げるわけでありまして、今後ワクチンの接

種希望者が出てきた場合は、どのように対応していくのかお伺いをいたします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今後の希望者、今までいろんな考えがあつて、打たないでいた方もいらっしゃるわけでございます。今度は認識ができて打ちたいというふうなことがありましたら、高崎の県営接種センターに行つていただいてモデルナを打つていただくということになります。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） 分かりました。

その場合は、どのような方法で希望者に伝達するのでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 皆様のところにお配りをいたしました接種券が対象者全員に届いているわけでございますので、それを持っていつていただいて、当然予約が必要ですが、打つていただくということでございます。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） その案内につきましては、現在は1万2,330人の方に発送はしておりますけれども、町民全員の方の数ではないと思いますので、発送していない方について、どうして発送しなかったのか、理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町に住所を持っている方には全員ということでございます。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） 分かりました。

それでは、希望者にワクチンが接種してもコロナが終息したわけではないというふうに先ほど町長の答弁にもありましたけれども、今は比較的12歳以下の子供にコロナが広がっているというふうにお聞きしておりますし、吾妻保健所管内でも毎日のように1人か2人増えているというような現状はありますけれども、どこで何人増えているのか私にはちょっと分かりませんが、そういった中で、政府のほうでは、小学校か中学校か、抗原検査キット、あとパルスオキシメーターの設置についてというような話がありましたけれども、現在当町ではそのような設置はありますか。お伺いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今確認をいたしましたけれども、当町ではまだその点については設置

をされておられません。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） これは国のほうから、多分小学生以下だったと思うんですけども、この抗原検査キットについて設置したいというような報道がありましたけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それについて聞いたことございますけれども、現在その方向で全国的に動いているかどうかというのは、まだ動いていないのかというふうに思っておりますので、その点については今後国の決定を待ち、国の動きによって町にも当然そのキットが配布になってくると思います。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） そうすれば、国のほうの指示によって設置が可能であれば、セット設置する。現在、非常に今子供に感染が増えているということでもありますので、町独自で検査キット、あとはパルスオキシメーターというものは設置をしていきたいんだというふうなお考えはありますか。お聞きします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点についてのキットの効果、あるいはその弊害というものもあるでしょうし、そういうものはやはり国の決定を待って町としては処理をしてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） 分かりました。

なるべく、子供たちに感染リスクがあるわけでもありますので、そういう落ち度がないような体制づくりをぜひお願いをしたいと思います。

あと、子供につきましても家庭内感染であるとか、学校内感染も広がっているというような実態もありますし、またブレークスルー感染というんですか、2回接種してもやっぱり感染するリスクあるんだと。しかし、重症化するリスクが少ないよというような報道がありますけれども、このブレークスルー感染があるがために、国のほうでは3回目の接種も検討に入っているようでもありますけれども、その辺についての町長自身のお考えでいいんですけれども、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ブレークスルー感染につきましては、吾妻郡内でもそのような方が出たというお話も聞いておるところでございます。

やはり、ワクチンを二度打ったからといって、まるっきり感染はないということではありません。インフルエンザのようにインフルエンザの予防接種をしてもインフルエンザになります。しかしそのときは、軽く済むということでございます。まあそれと同じようなことなのかと私は理解をしているところでございます。国として、3回目を打つというふうな話も聞こえております。県のほうでは、知事もこれはもう絶対3回目があるから準備しておけということを発しているようでございますので、今後も町として、きっと来年になるわけでございますけれども、しっかりと体制を整えつつ、待ってたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） よろしく願いをしたいと思います。

それと、政府は希望者へのワクチン接種が11月ごろを最終的にめどを立てているようでありますけれども、これは接種率を上げることが感染対策と経済を両立させると思っております。

その中で、群馬県でありますけれども、県では愛郷ぐんまとぐんまG o T o E a tキャンペーンについて報道がありました。ワクチン接種が2回済んだ人を主な対象に、10月中旬以降に実施予定というふうに報道がありました。この愛郷ぐんまは県民の県内の宿泊施設利用者に補助するもので、宿泊費1泊6,600円以上で1人1泊5,000円を補助するというようなことであります。イートはプレミアム率を県が5%上乘せして30%にした1万3,000円の食事券を1万円で発行するというものであります。また、日帰り旅行でも、旅行商品1万円以上で1人5,000円を割り引く予定が報道されています。

そのほかにも、酒類を提供する飲食店への休業要請しているところには、支援金を新設するということでありますし、8月、9月の販売売上高が前年同月か前々年同月で50%以上減った事業者に中小法人最大月60万円、個人で30万円を支給するということで、国の月次支援金に独自で上乘せして支援するということでありますので、非常に事業主の方には助かるというようなことがあったわけでありまして、このことに愛郷ぐんまとイートについての町長のお考えはどうでしょう。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 県では、国に先駆けて、ワクチンを2回接種した方にはワクチンパスというものをスマートフォンの中に入れていただいて、それを提示して愛郷ぐんまプロジェ

クト、それからイトにつままして、また実施をするということでございまして、こういったことは、コロナ禍で大変疲弊した経済状況を打開するためにも非常にいいものだというふうに思っておりますので、町としても積極的にご利用いただけるよう、関係の団体等に呼びかけてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） 続きまして、先ほど答弁の中にもありましたけれども、令和2年度に補助金なり助成金の措置を町単独でしていただいておりますし、当初予算、また補正予算でも組んでいただきまして大変ありがとうございます。

特に、商工会のほうからは、この小規模事業持続化補助金であるとか、ワンコインランチ、これに対する補助金というものの要望がありました。町でも対応していくというようなことであります。このワンコインにつまましては、町内8事業者で対応して、令和2年度6月から1年間で約1万6,315食の利用があったということでありますし、これも今後引き続きかなり出ていくだろうというふうに思っておりますので、この予算が足りなくなってもぜひまた対応というふうにしていただければありがたいなと思いますけれども、その辺についてのお考えをお聞かせください。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ワンコインランチにつまましては、8の飲食店が参加をして500円のお昼のお弁当を作っております。役場も職員も取っております。また、各店からの役場とかほかの会社への運搬は、商工会で見えてやっております。ですから、その運搬に係る費用等を町で見ているわけございまして、私も食べておりまして、ある店では非常に500円にしては量が多くて、びっくりするぐらいの店、量でなくて味で勝負だという店もありまして、これもなかなか食べてみるといいんじゃないかなというふうに思っております。ぜひ議員の皆様にも議会のときにワンコインランチ利用していただければありがたいと思います。それぞれ店の特色を持ったお弁当でございますので、今後も町としても支援をしてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） 引き続き、よろしくお願いをしたいと思います。

管内非常に参加利用者の方が8いるわけでありましてけれども、太田から須賀尾までありますので、それが1か所に持ってきて商工会にお願いをして配達する、そのお礼として多分町のほうでお支払いをしているんだと思いますけれども、詳しい額については分かりませんけ

れども、それを委託されている配達業者、これについても応分の補助が必要ではないかなというふうに考えておりますので、それについてはどうでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、商工会のほうから委託料として運搬の方にお渡しをしているところでございます。それについて町として補助をしておるということでございますので、そういった商工会のやり方で今やっておるということでもあります。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） そうすれば、商工会のほうから幾らという形で来ているというふうな解釈でよろしいでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 商工会のほうから委託された業者に届いておるということです。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） 分かりました。

そうすれば、時間がなくなってきましたんで、続いてCSF対策についてでありますけれども、これは平成30年9月、国内で26年ぶりとなるCSFの発生が岐阜県で確認されたわけでありますけれども、令和元年10月27日から豚へのワクチン接種が開始されました。そしてあわせて野生イノシシへの経口ワクチンの散布も行ったわけでありますけれども、養豚場には防護柵が設置をされたということでありまして、令和2年3月に群馬県イノシシ適正管理計画が作成をされました。この中では、イノシシによる農林業等の被害の軽減及び生物多様性に配慮した個体群の管理を目的とした中長期的な目標及び対策が定められております。計画区域とすれば群馬県全域であるということでありまして、期間が令和2年4月1日から令和7年の3月31日までの5か年間でありまして、この中であくまでも群馬県内のイノシシの推定生息頭数でありますけれども、これはベイズ法というものを使っておりますけれども、平成26年には1万9,220頭、平成30年には2万3,290頭というふうな数字が出ております。そしてこれから見ると、平成30年度の平均生息密度というものがありますけれども、1平方キロメートル当たり6.5頭だそうであります。生息可能と考えられる環境収容力より低く、増加の余地が大きい環境下にあることがこれで明らかになったわけでありまして、群馬県では、年間のイノシシの捕獲頭数を1万2,000頭というふうに設定をしております。そして各市町村での捕獲目標頭数も設定をしております。

東吾妻町管内では、平成30年560頭を目標に捕獲してくださいというようなことでありま

すけれども、実績が399頭ということになっておりますので、目標よりもかなり低い実績でありますけれども、この560頭を捕獲するための対策というんですかね、これは猟友会を中心にご苦労していると思いますけれども、この560頭の捕獲目標に対して、町では何らかの対策というものは講じてきたんでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） イノシシにつきましては、いつも猟友会の皆様に大変なご苦労をいただいて捕獲をしていただいております。

かつては500頭に近い頭数が捕獲をされたところでございますけれども、現在は減少している状況にあって、猟友会の皆さんに聞くと、イノシシの存在する頭数が減っているのではないかと観測がされているところでございます。

C S Fでイノシシに感染してイノシシが死んでいるのじゃないかなという観測もあるんですけれども、ただ、死んでいるイノシシを山の中であまり見ないというふうなことを言われておるところでございますので、どういうことかなというふうに思っております。

今後も、捕獲数を増やしていくということで、イノシシ有害捕獲奨励金というものをつくっております、イノシシの成獣、大人につきましては2万3,000円、イノシシの幼獣、子供については1万9,000円を出して、奨励金としてお渡しをしているところでございます。

かなり本格的に捕っていただいている方は足しげくこの役場に来ていただいて、そしてイノシシの尻尾を切って持ってきていただいて手続をしているところでございます。今後も、県の補助金もその中には含まれておりますけれども、県とも協力して、また吾妻の県民局ではイノシシの捕獲のコンクールというのもやってまして、いつも東吾妻町の猟友会の皆さんが常に上位の賞をいただいております状況でありまして、非常に猟友会の皆様には感謝をしているところでございます。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） 先ほど町長から話がありましたように、確かにイノシシの成獣につきましては、今年度まででありますけれども、県から8,000円上乗せ、幼獣っていうんですか、小さいものについては4,000円の上乗せが今年度で終わるということですので、捕獲率を上げるためにも、ぜひ今後も何らかの形で猟友会の方に支援をしていただければありがたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

とにかく養豚業者の方については、イノシシを減らしてもらいたいという強い要望がありますので、ぜひ1頭でも多くイノシシが捕獲できるようにご尽力を賜りたいと思います。

ども、それについては町でも免許を取得するための補助制度というものがありますから、昨年度は2名の方が免許を取得したというような実績もありますので、引き続きPRをしていただきまして、捕獲実績が上がるような対策を講じていただきたいと思います。

そして、イノシシのワクチンの関係でありますけれども、管内で令和2年と3年度にどのくらい餌を散布をしたかという数字が分かれば教えてもらいたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 豚熱対策としては、養豚場等の周辺の電牧柵、それから経口ワクチンの散布、そして子供の豚にワクチンを打つ、接種する。これが対策の三種の神器だと言われておるようでございますけれども、全てその手は打っておるわけでございます。

経口ワクチンの散布につきましては、東吾妻町は6路線、これはいわゆる林道でございます。万騎線、坂倉線、古賀良線、須賀尾林道、泉沢林道、北榛名山線に経口ワクチンを散布して、イノシシがそれを食べてもらうようにしておるわけでございます。

散布の個数といいますか、量についてはちょっと把握ができておりません。これは、県のほうでやっておりますものですから、ちょっと資料がございませんけれども、今後も農業事務所等と連携をしながら、CSFの対策、これが養豚施設に入りますと、本当に壊滅的な打撃を受けるものでございますので、取り組んでいくということで、県と協力していきたいと思っております。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） ありがとうございます。

私が調べた数字を申し上げますと、令和2年度に9,109個、令和3年度に8,800個、合計で1万7,909個をこの管内で散布したというふうに聞いておりますので、参考にしていただければありがたいと思います。

そして、この餌なんでありますけれども、この餌については全部輸入品でありますから、散布というか、埋めてから4日しか効能がないということでもありますので、それを散布して定期的にまた回収をして、どのくらいイノシシが食べたかということも確認をしておるようでもありますので、よろしくお願いいたしますと思います。

そして、最後でありますけれども、イノシシの環境でありますけれども、非常に今コロナの関係で、道路愛護だとか中止になっておりますので、なかなか雑草というんですか、そういったものが伸び放題伸びていて管理ができないわけでもありますので、イノシシが生息するところが多くなってきますし、非常に高齢化が進んでおりますから、里山で緩衝帯を作って

くださいと言っても、なかなか現実問題として無理なようですので、この辺についても配慮しながら対応していかなければいけないのかな。非常に耕作放棄地であるとか遊休農地が増えておりますので、ただ太陽光のパネルが立てばいいという問題ではないと思いますので、よろしくをお願いをしたいと思います。ぜひ、町から捕獲隊員に力強く捕獲についてのご支援をしていただきたいと思いますので、また情報発信についてもよろしくをお願いをしたいと思います。そうすることによって、イノシシとの共生社会の実現が可能になると思いますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 高橋議員のご質問ありがとうございました。

これからも大変重要な課題でございますので、しっかりと県あるいは農協さんとも研究をしながら取り組んでまいりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（須崎幸一君） 以上で、高橋弘議員の質問を終わります。

これをもって、町政一般質問を終わります。

○議長（須崎幸一君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に一任することに決定しました。

○議長（須崎幸一君） お諮りいたします。本定例会に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎幸一君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長(須崎幸一君) 閉会の前に、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 令和3年第3回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6日に開会されました今期定例会におきましては、報告関係2件、決算関係8件、条例関係6件、予算関係5件、その他2件を提案させていただき、全て原案のとおりご議決をいただき、本日閉会の運びとなりました。

今回の審議結果や、一般質問などで多岐にわたるご意見や具申もありましたが、これらの状況を真摯に受け止め、今後、町政を執行する中で生かしていきたいと思っております。

また、議員各位の会期中における熱心かつ活発なご審議と町政に対する熱意に対しまして、感謝を申し上げる次第でございます。新型コロナウイルス感染症につきましては、緊急事態宣言が今月の末まで延長され、ワクチン接種が進んでいるとはいえ、予断を許さない状況が続いております。引き続き、新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと継続して行っていきたいと思っております。

議員各位におかれましては、公私ともにご多忙な日々が続くと思いますが、健康には十分ご留意の上、町政発展と町民生活の向上のため、議員活動にますますご精励くださるようお願いいたします。閉会の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（須崎幸一君） 閉会に際し、一言ご挨拶を申し上げます。

令和３年第３回定例会は、９月６日から本日まで11日間にわたり開催され、報告２件、令和２年度決算認定８件、条例関係６件、補正予算５件、その他２件の執行部提案に加え、選挙１件、委員会提出議案３件等、終始熱心にご審議をいただきました。また町政一般質問には７人が立ち、ここに終了することができました。会期中格別なるご精励をいただきました議員各位、また諸般にわたりご協力をいただきました執行部の皆様に、心より御礼を申し上げます。

会議中の発言には、町政を執行するに当たり参考になるものがあったかと思います。事務執行に当たり、それらが十分生かされるものと期待をいたしております。

さて、これから秋を迎えるわけですが、群馬県に出されている緊急事態宣言は今月30日まで延長となりました。今後につきましても、感染防止のため新しい生活様式を踏まえた行動が求められると思いますので、皆様におかれましては、健康に十分ご留意の上、諸般の活動へのご活躍をご期待申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○議長（須崎幸一君） 以上をもって、令和３年第３回定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

（午後 ２時１７分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和 年 月 日

東吾妻町議会議長 須 崎 幸 一

署 名 議 員 渡 一 美

署 名 議 員 井 上 日 出 来

署 名 議 員 青 柳 は る み